

第3次八王子市環境基本計画（素案）

～八王子市生物多様性地域戦略～

令和6年度（2024年度）～令和15年度（2033年度）

令和5年（2023年）10月25日現在

八王子市

はじめに

環境基本計画の改定にあたって

(市長 挨拶文)

目次

はじめに

第1章 計画の基本的事項.....	1
1.1 計画改定の背景及び趣旨.....	2
1.2 計画の位置づけ.....	3
1.3 計画の期間.....	4
1.4 計画の対象地域.....	5
第2章 八王子の環境を取り巻く現状と課題.....	7
2.1 八王子市の環境.....	8
2.2 生物多様性について.....	17
2.3 環境政策を取り巻く動向.....	29
2.4 第2次環境基本計画の主な成果と課題.....	41
第3章 計画が目指すもの.....	48
3.1 基本理念.....	49
3.2 望ましい環境像.....	50
3.3 基本目標.....	51
第4章 施策の展開.....	53
基本施策① 自然と共生したまちの実現.....	57
基本施策② ゼロカーボンシティの実現.....	68
基本施策③ 地球にやさしい循環型社会の実現.....	75
基本施策④ 快適でしなやかさを持ったまちの実現.....	80
基本施策⑤ 環境を考え行動する暮らしの実現.....	87
第5章 地域の行動.....	95
中央地区.....	97
北部地区.....	99

西部地区.....	101
西南部地区.....	103
東南部地区.....	105
東部地区.....	107
第6章 計画を進めるために.....	109
6.1 計画の推進体制.....	110
資料編.....	112

「*」は用語解説に記載する用語です。

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画改定の背景及び趣旨

八王子市は、新たな世紀の始まりである2001年（平成13年）を環境元年と位置付け、「八王子市環境基本条例」を制定し、環境問題を解決するため、市民・事業者・市が協働して環境を保全・回復・創造するための仕組みを明らかにしました。さらに、この条例に基づき、平成16年（2004年）3月に「八王子市環境基本計画（第1次環境基本計画）」を策定し、その後、市を取り巻く情勢変化に対応するため、平成26年（2014年）3月に「第2次環境基本計画」を策定し、環境に関する様々な施策を推進してきました。

近年、地球温暖化の進行による地球環境への影響が顕著化し、生物多様性の損失や人々の健康にも深刻な影響を与えるなど、様々な問題を及ぼしています。国際社会では気候変動対策の国際枠組「パリ協定」の発効、「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択など、持続可能な社会の実現に向けた取組みの重要性が高まりました。

これらの動きを受け、国は令和2年（2020年）に「2050年カーボンニュートラル*」を宣言し、東京都は「ゼロエミッション東京」において、2030年までに温室効果ガス*排出量を2000年比で50%削減する「カーボンハーフ」を表明しました。本市においても、令和4年（2022年）2月にゼロカーボンシティ宣言*を行い、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、市民・事業者・行政の「オール八王子」で脱炭素社会の実現に向けて全力で取り組んでいます。

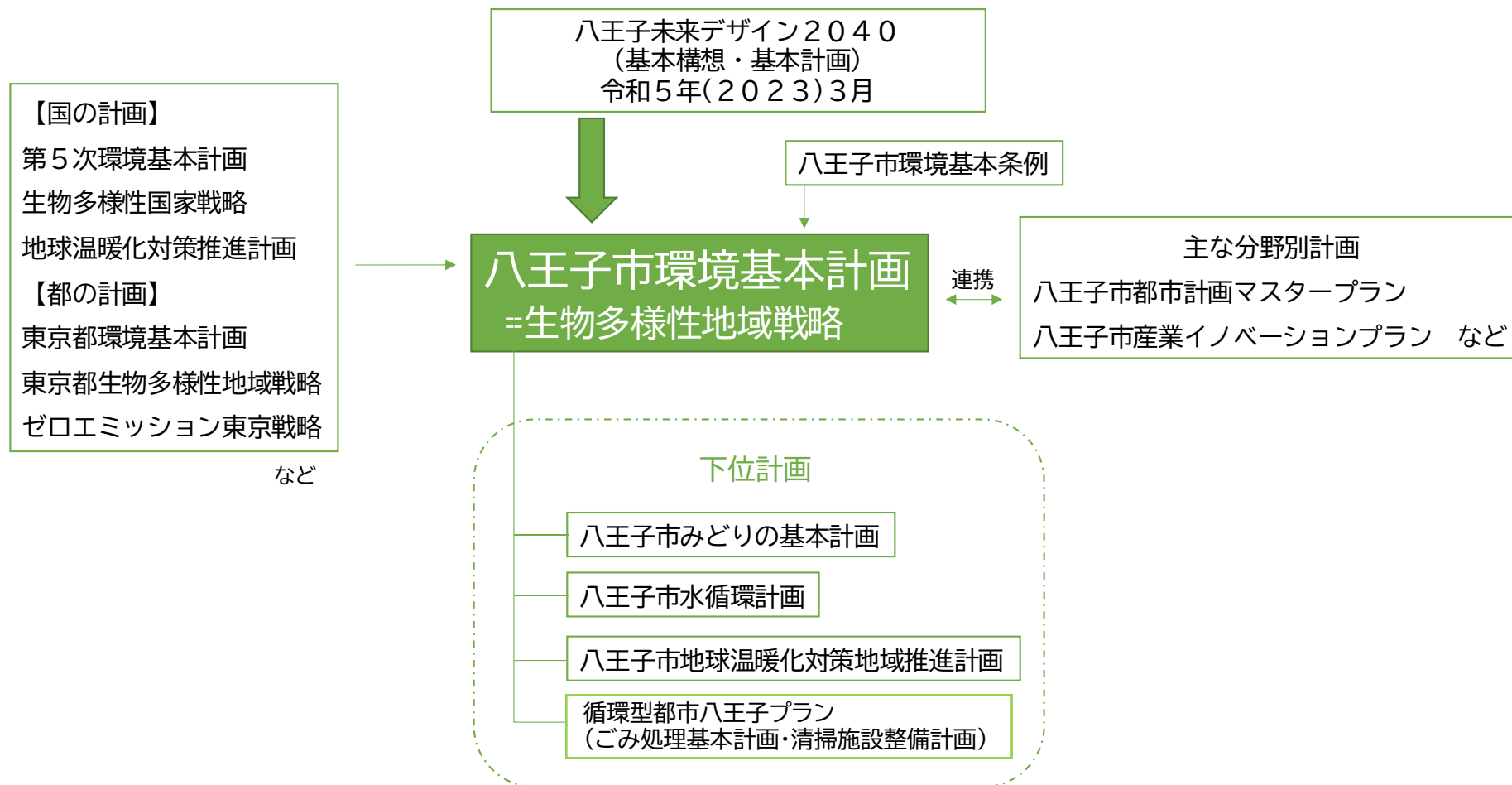
また、気候変動による影響は、生きものの絶滅や生息・生育地の減少、消失などを引き起こし、生物多様性*の損失や生態系サービスの低下につながります。このような生物多様性の損失や生態系サービスの低下は、人々の生活の質や農林業、観光などの産業のほか、水環境や大気といった調整サービスなどの様々な分野に影響を与えます。さらに、本市は、高尾山をはじめとする豊かな自然が身近な存在となっています。これらの自然を保全・活用しつづけるにあたり、生物多様性に関する課題に対処する重要性も高まっています。

このような社会情勢の変化に対応した環境施策を総合的かつ計画的にすすめるため、本市の新たな基本構想基本計画「八王子未来デザイン2040」などを踏まえ、「八王子市第3次環境基本計画」を改定しました。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「八王子未来デザイン2040」と整合を図りつつ、本市における環境分野の最上位計画として環境行政の方向性を示します。

また、都市計画マスタープランなどの各分野計画と連携した内容とします。なお、本計画の全編を生物多様性基本法第13条に規定する「生物多様性地域戦略*」として位置付けます。



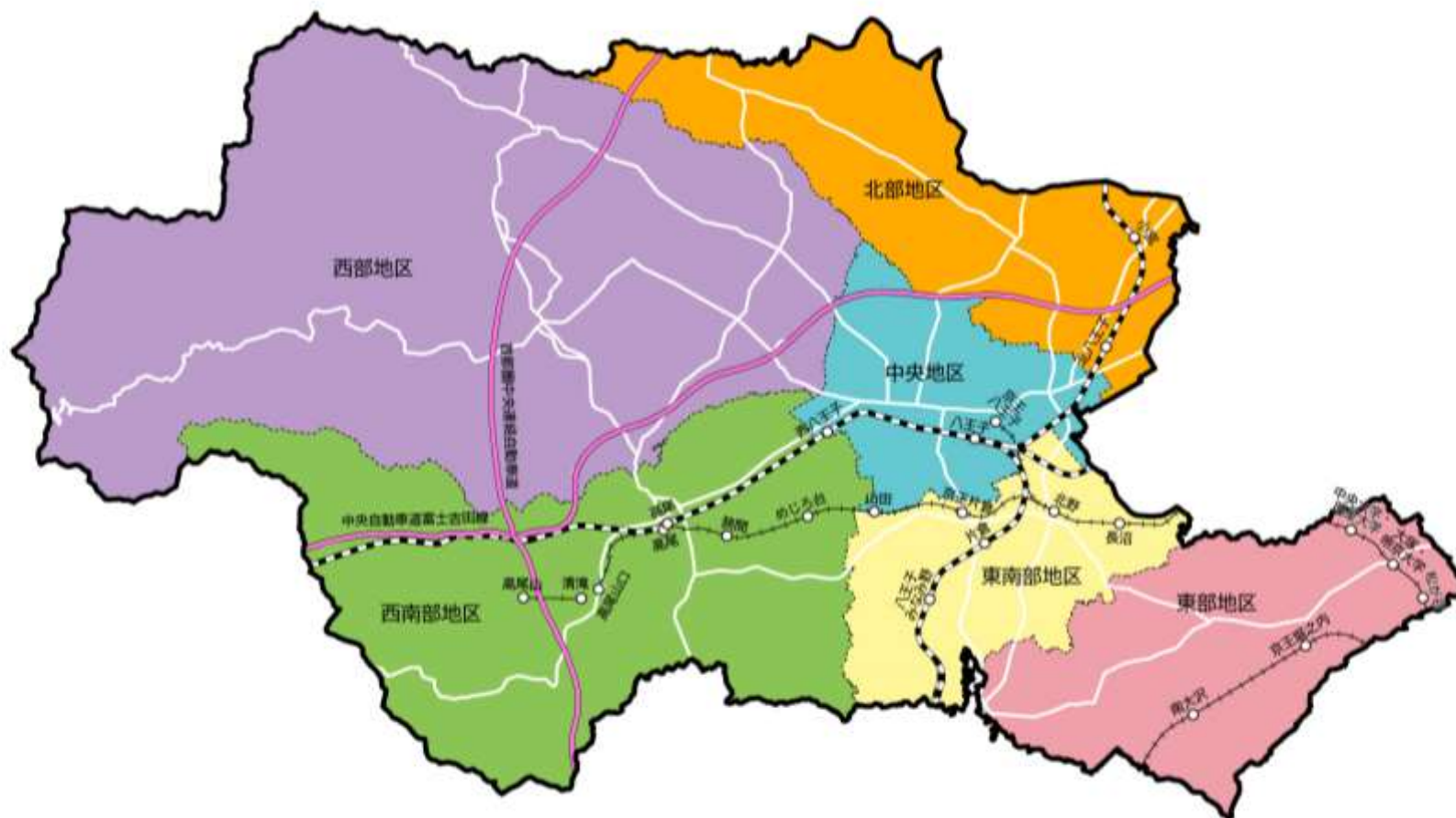
1.3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10年間とし、おおむね5年を目途に中間見直しを行います。



1.4 計画の対象地域

対象とする区域は、本市の全域とします。また、環境保全推進地区*の「中央地区」「北部地区」「西部地区」「西南部地区」「東南部地区」「東部地区」の6地区で区分しました。



対象地域

(出典：「国土数値情報（道路データ、高速道路時系列データ、鉄道データ）」（国土交通省）及び「国勢調査」（総務省）より作成）

本計画では、対象とする環境の範囲は下表のとおりとします。

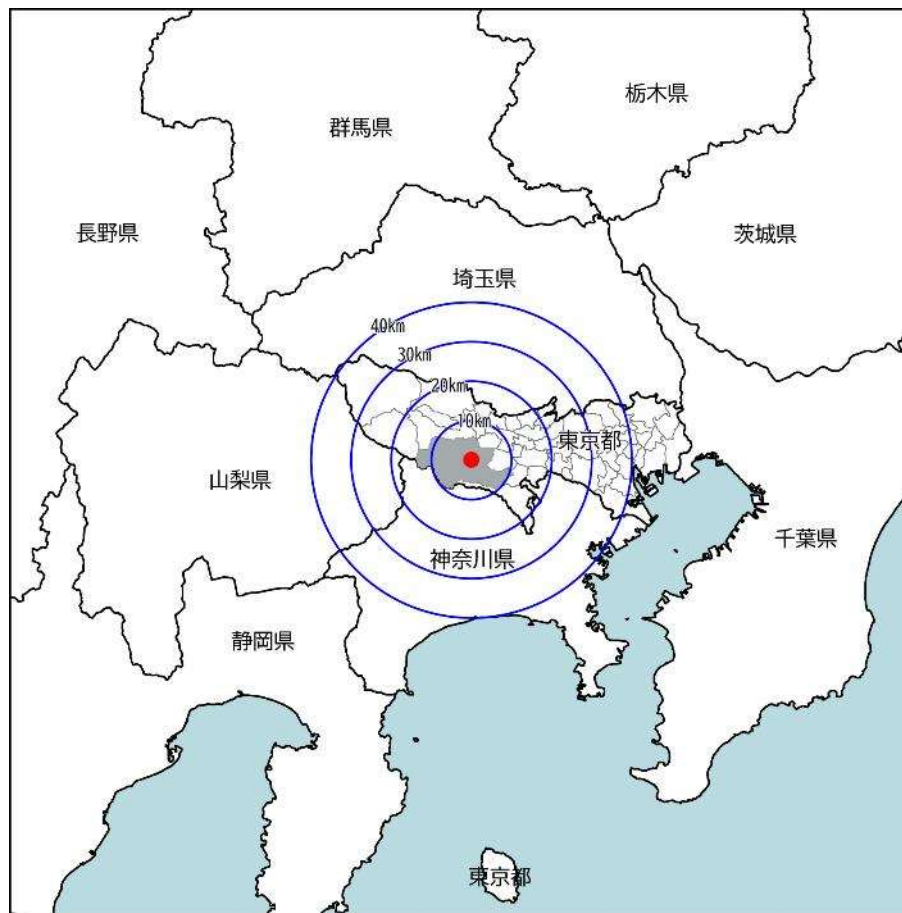
項目	構成要素
自然環境	みどり（森林・河川・農地・公園など）、生物多様性など
循環型社会	ごみの発生抑制、ごみの資源化、ごみの適正処理、資源の循環など
地球環境	緩和策（省エネルギー、再生可能エネルギー*）、適応策（自然災害、熱中症対策）など
生活環境	大気汚染・水質汚濁、騒音・振動・悪臭、土壌汚染、有害化学物質、まちの美化など
環境保全のための共通基盤	環境教育、体験活動、人材育成、情報など

第2章 八王子の環境を取り巻く現状と課題

2.1 八王子市の環境

①位置

本市は、東京都心から西へ約40km圏にあり、神奈川県との都県境に位置しています。西側は神奈川県相模原市と接するほか、東側は日野市、多摩市と接し、南側は町田市、北側は昭島市、福生市、あきる野市、檜原村と接しています。総面積は186.38km²と、多摩地域で最大の市域を有しています。



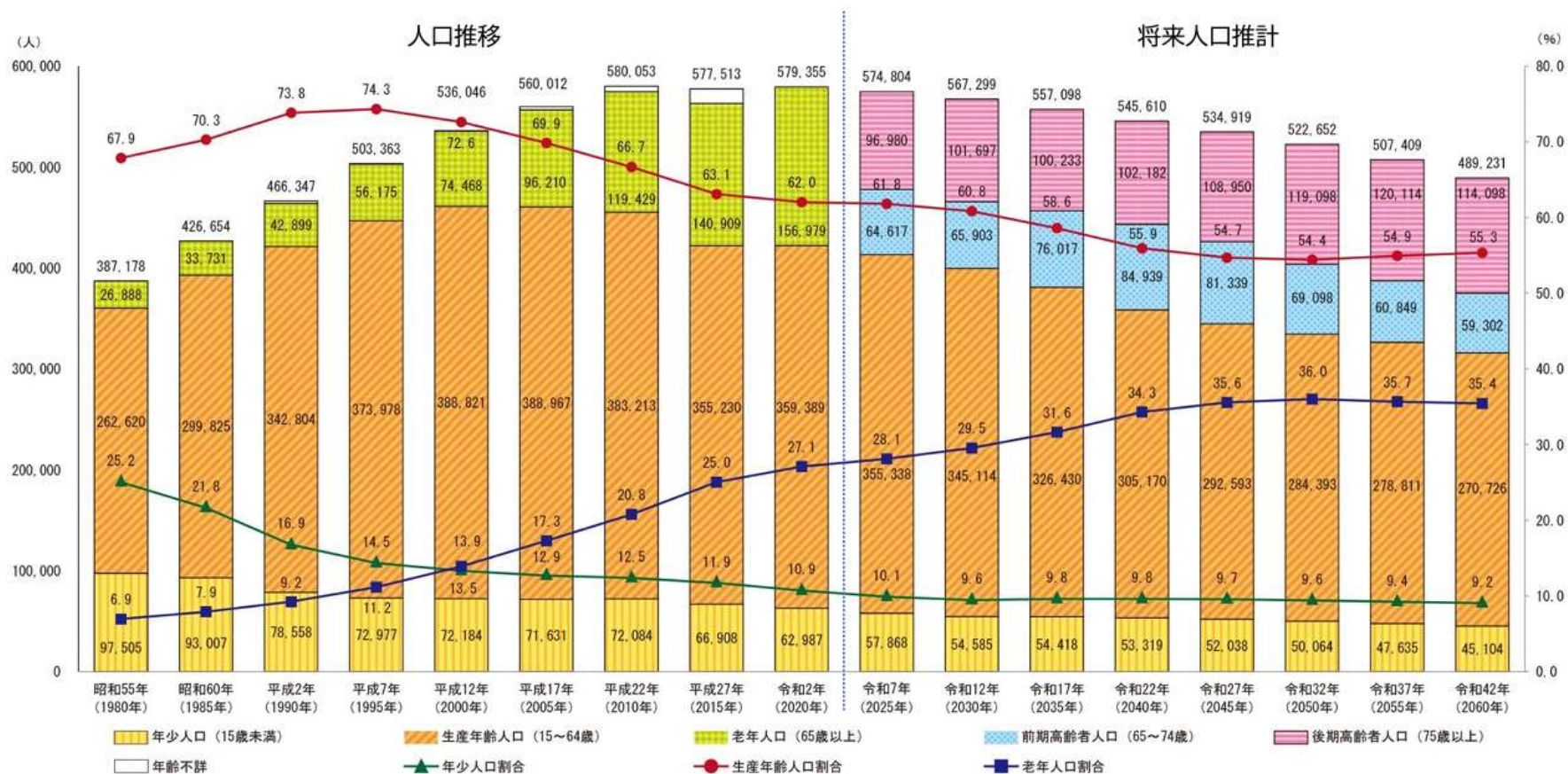
八王子市の位置

(出典：「全国市町村界データ」(ESRI ジャパン) より作成)

②人口推移

国勢調査*による本市の人口は、おおむね現在の市域となった昭和40年（1965年）には約21万人でしたが、その後、多摩ニュータウンをはじめとした住宅開発や大学などの進出に伴って急激に増加し、平成22年（2010年）には約58万人と、45年間で約2.8倍に増加しています。その後、平成22年（2010年）をピークに減少に転じており、令和2年（2020年）以降の推計においても減少しつづけることが見込まれます。

将来人口については、年少人口、生産年齢人口は令和42年（2060年）にかけて減少する一方で、老年人口は令和27年（2045年）にかけて増加し、その後減少に転じると推計しています。



人口推移と将来人口推移

(出典：「八王子未来デザイン2040」)

③産業

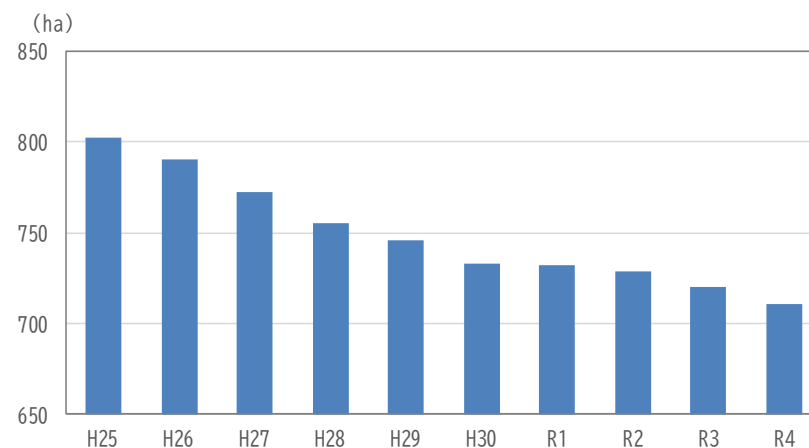
市内の事業所数を産業分類別にみると、平成28年（2016年）次には第3次産業が最も多く、事業所数全体の約80%を占めています。次いで第2次産業が17.6%、第1次産業が0.1%となっています。産業別事業所数では、第3次産業のうち、卸売・小売・宿泊・飲食業が最も多いですが、ほかにも様々な業種の事業所が存在しています。

また、平成28年（2016年）6月の時点で18,180の事業所があり、その99%が中小事業者となっています。本市の事業所における従業員数は1～4人以下が最も多く、50人未満では97%となり、小規模の事業所が多いことがわかります。

<農業>

本市の農業産出額は約25億円（令和2年度）で都内随一を誇り、果樹、花卉、野菜、畜産物などの多品目の農産物が生産されています。

一方、本市の耕作地面積は、都市化の影響による農地の売却などにより、平成25年（2013年）に802haあったものが、令和4年（2023年）には711haと91ha減少しています。



耕作地面積の推移

（出典：「農林水産省作物統計調査」より作成）

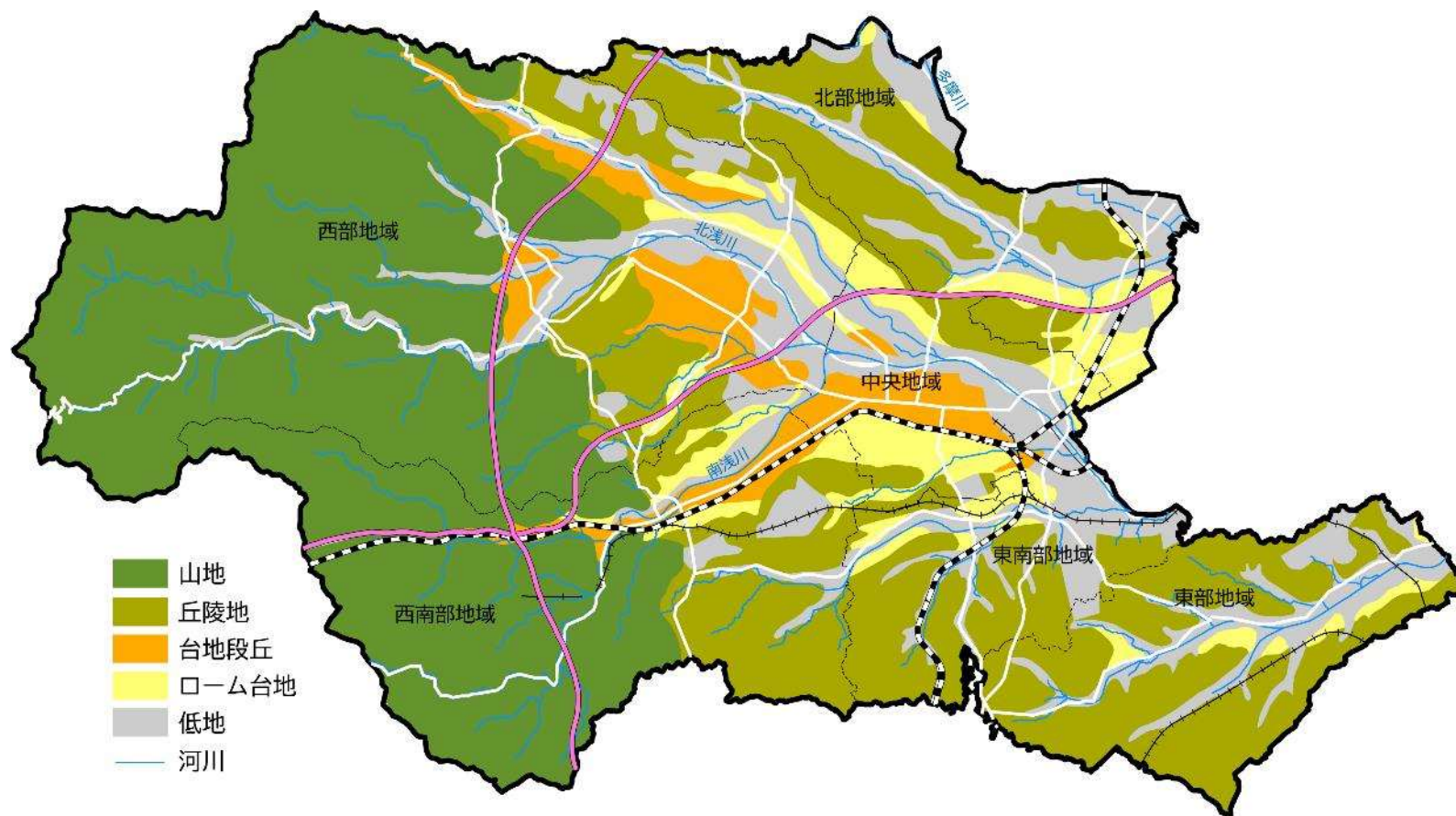
<林業>

本市の森林面積は、7,833ha（国有林1,182ha、民有林6,651ha）で市内面積のおよそ42%を占めています。主な林業地域である西部地域では、古くから意欲的な林業経営が営まれてきましたが、近年は木材価格の低迷や林業労働者の不足、作業賃金・資材の高騰などにより林業経営が厳しくなっている現状があります。

④地形

本市の地形は、山地・丘陵地・台地・低地の4つに大きく分類されます。標高は西高東低の傾向を示し、西には高尾山や陣馬山を代表とする海拔約500mから800mの山地が連なり、東方に向かって海拔約300mから約150mの大小の丘陵が伸びています。丘陵地に囲まれるように市街地が形成され、山々と市街地が近接するなど、本市特有の環境を形成しています。

市域の北側は多摩川とその支流である秋川によって限られ、西端を取り囲む山稜からは東へいくつもの支流が流れ出し、市域の中心部を流れる浅川に集まり、やがて多摩川に合流します。浅川によって開析*された沖積低地は、市域のほぼ中央から東部にかけて盆地状をなし、市民の生活域、商業地域として発達しています。



(国地形区分図)

(出典：「国土数値情報 (20万分の1土地分類基本調査 (GIS)、道路データ、高速道路時系列データ、鉄道データ)」(国土交通省)より作成)

⑤植生

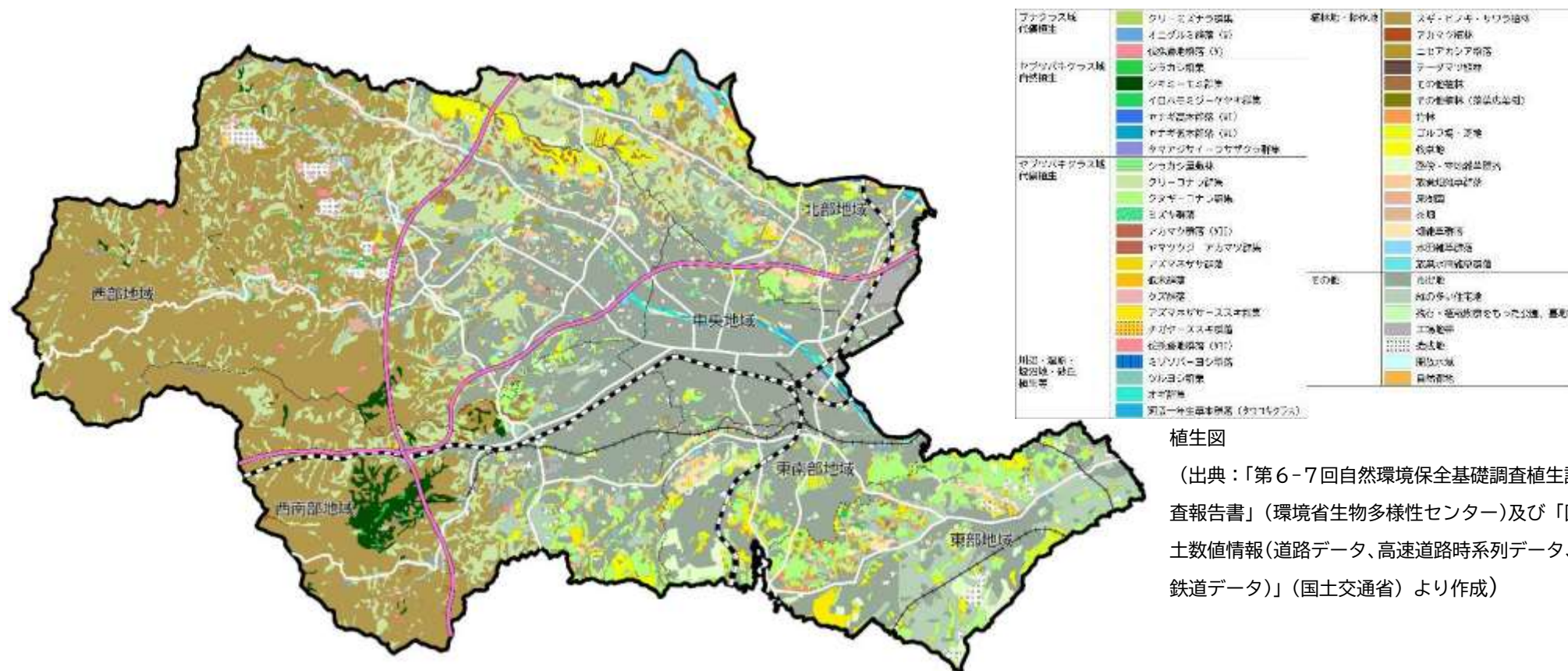
本市は、高尾山周辺に自然植生*が存在しますが、ほとんどの植生は、人工林、里山の雑木林や草地、耕作地など、過去から現在にかけて人為的に改変された代償植生*です。特にスギ・ヒノキ植林は、市街地、耕作地、河川などを除いた樹林の約5割以上を占めています。

◆山地の特徴

主に暖温帯の植生域で占められますが、海拔700m以上の山地にはごく狭い範囲に冷温帯の群落があります。冷温帯の植生は奥多摩地方に広く分布していますが、市内ではモミとイヌブナの混交林が高尾山の北斜面に存在しています。また、陣馬山、景信山、醍醐丸周辺などには、ミズナラ二次林や断片的にススキの二次草原などが分布しています。暖温帯の森林植生は、スギ・ヒノキ植林が大部分を占めていますが、局所的にカシヤモミなどの自然林が残存しています。

◆丘陵地・台地等の特徴

丘陵地には、雑木林や薪炭林と呼ばれるコナラ二次林が存在しており、シラカシの林が主に屋敷林として存在しています。自然の草本植生は、河川敷などにきわめて限定的に存在し、ほとんどはゴルフ場、河川堤防など人為的な管理のもとに持続している二次草原です。



植生図

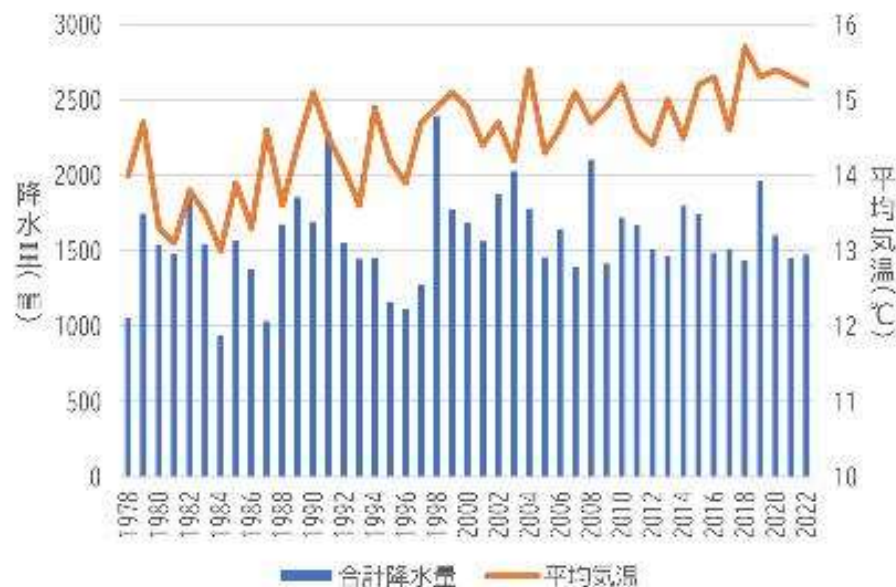
(出典：「第6-7回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」(環境省生物多様性センター)及び「国土数値情報(道路データ、高速道路時系列データ、鉄道データ)」(国土交通省)より作成)

⑥気候・気象

本市は、海岸から約40km離れた内陸にあり、海洋の直接の影響を受けにくいいため、温まりやすく冷めやすいという内陸性気候の特徴を持っています。さらに、小規模ながら盆地状の地形であるため、周辺の地域よりも寒暖の差が激しくなる傾向があります。

年平均気温は、直近30年間で約0.8℃上昇しており、近年は1日の最高気温が39℃以上を記録することもあります。

年間降水量の経年変化によると、大きな変化傾向は確認できませんが、若干の増加傾向が認められます。平成29年(2017年)台風21号では1時間最大雨量47mm(気象庁アメダス)で総雨量300mm越え、令和元年(2019年)台風19号では1時間最大雨量47mm(気象庁アメダス)で総雨量400mmを記録するなど、短時間雨量に増加傾向がみられます。

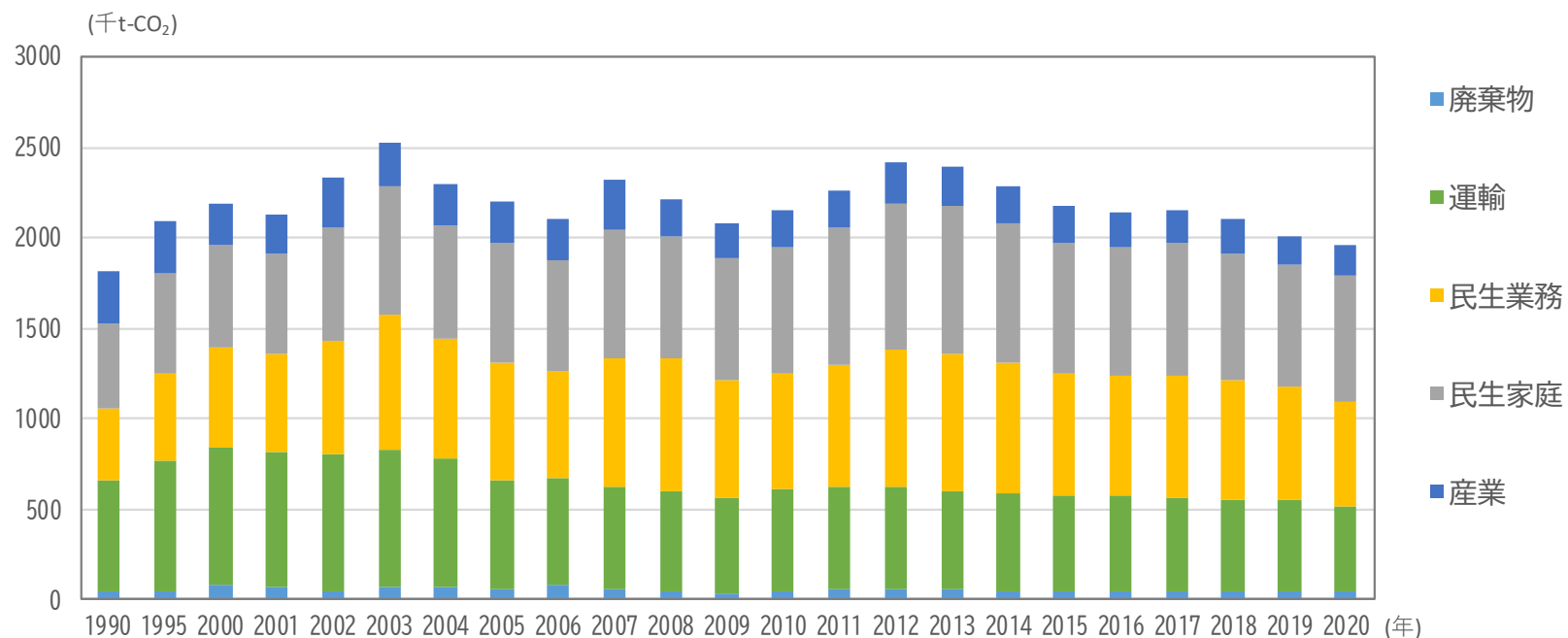


年別降水量及び気温の推移

(出典:「気象庁八王子過去の気象データ」(気象庁)より作成)

⑦二酸化炭素排出量

本市の令和2年度（2020年度）の二酸化炭素排出量は、1,957千t-CO₂であり、基準年度（2013年度）の排出量の2,399千t-CO₂に対して18.4%減少しています。二酸化炭素排出量の内訳を部門別にみると、民生家庭が35.7%、民生業務が29.3%、運輸が24.3%となっており、この3部門だけで全体の89.3%を占めています。



(単位：千 t-CO₂)

部門	基準年度 (2013)	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
産業	219	295	294	231	209	271	248	232	233	230	278	203	189	194	211	219	219	198	196	192	187	190	164	167
民生家庭	826	464	546	568	564	632	703	623	662	605	707	681	673	698	752	814	826	776	725	710	736	695	674	698
民生業務	758	394	482	553	534	622	748	663	649	596	714	736	647	643	678	760	758	725	676	662	668	669	619	573
運輸	542	618	722	759	752	765	753	716	606	592	565	545	537	570	563	559	542	535	526	528	517	507	514	476
廃棄物	54	47	50	79	68	43	76	69	55	78	55	51	32	43	62	62	54	50	49	48	49	42	43	43
総合計	2,399	1,818	2,095	2,190	2,127	2,332	2,528	2,303	2,206	2,101	2,320	2,217	2,078	2,148	2,266	2,415	2,399	2,283	2,171	2,141	2,158	2,103	2,013	1,957

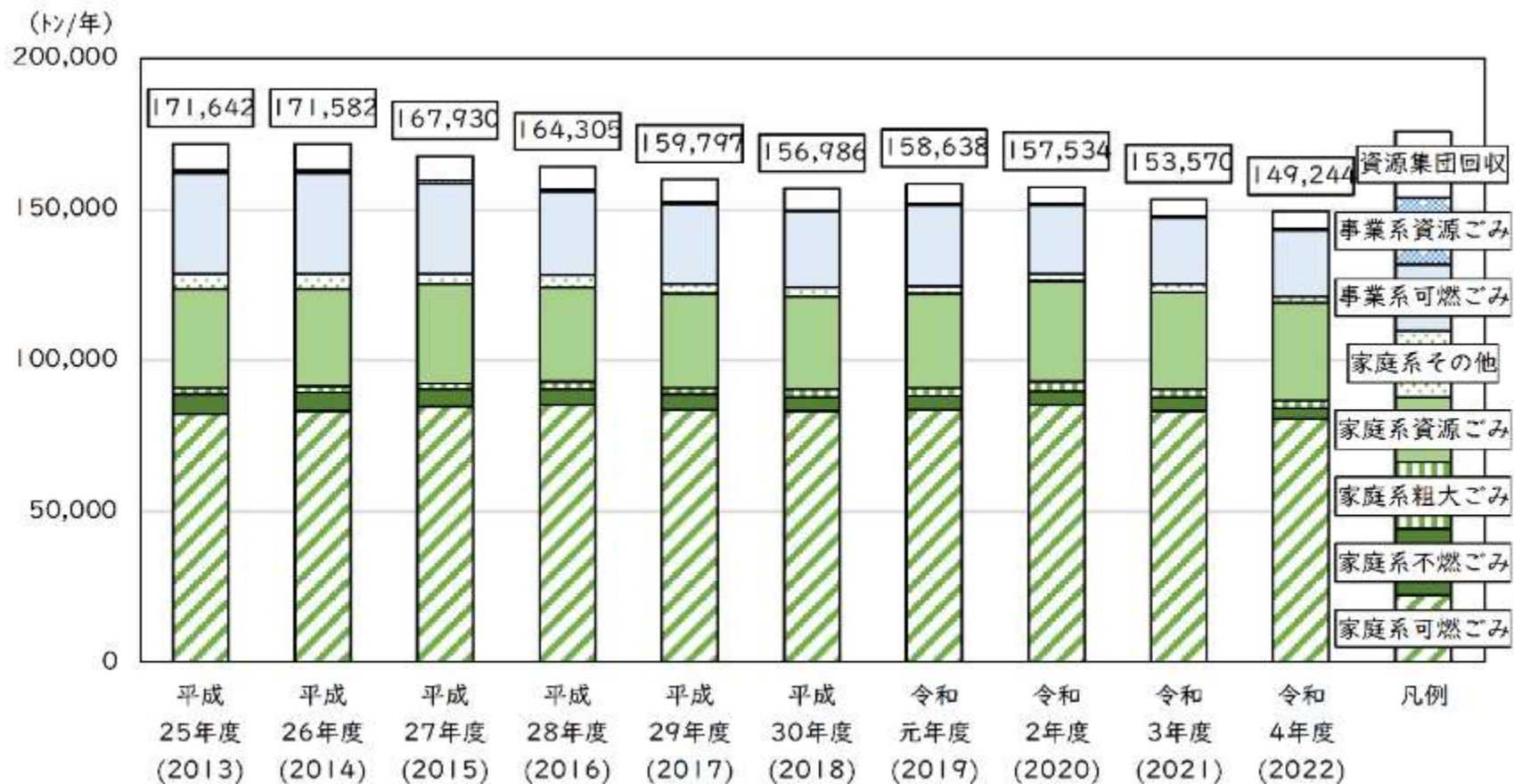
二酸化炭素排出量の推移

(出典：「八王子市地球温暖化対策地域推進計画」及び本市データより作成)

⑧ごみ排出量

本市のごみの総排出量は、平成25年度（2013年度）以降減少が続いてきました。令和元年度（2019年度）に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、ワークスタイル・ライフスタイルの大幅な変更により、廃棄行動にも大きく影響が及んだことからごみの総排出量は一時的に増加しましたが、再び減少局面に入り、令和4年度（2022年度）実績は149,244トンと過去最少となっています。

環境省による全国の一般廃棄物の排出及び処理状況などの調査の結果、本市は令和3年度（2021年度）におけるごみの排出量の少ない自治体ランキング「人口50万人以上の都市」において、全国1位となっています。



ごみ総排出量の推移

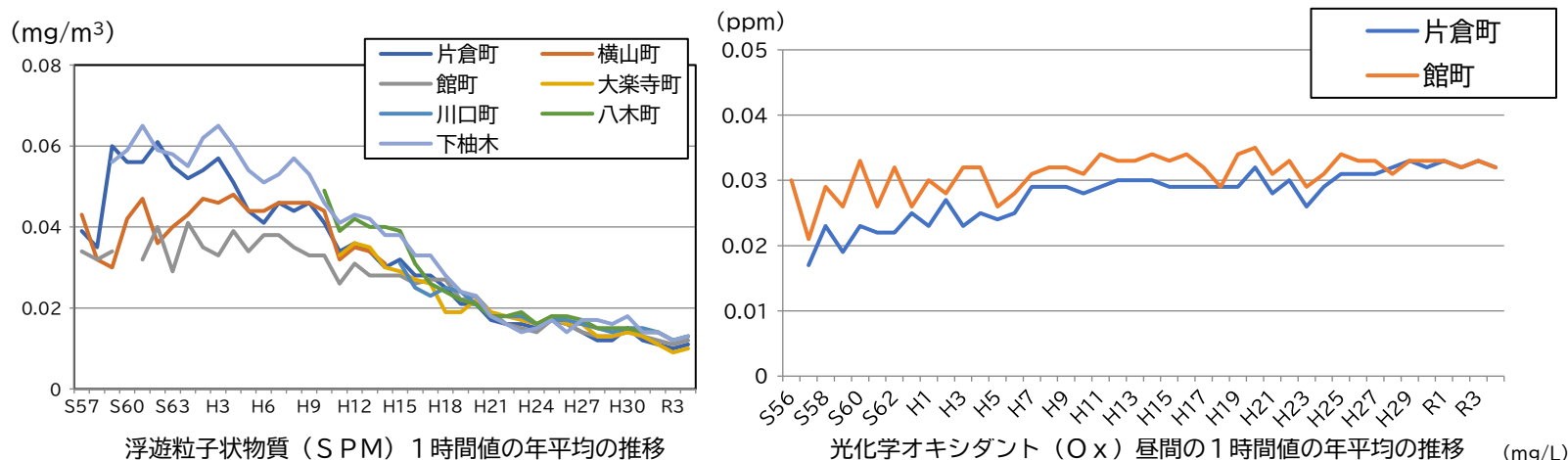
(出典：「循環型都市八王子プラン」)

◎大気汚染・水質汚濁状況

◆大気汚染状況

本市の大気汚染物質の測定値は、長期的に減少傾向にあり、令和4年度（2022年度）は、光化学オキシダントを除き、環境基準を達成しています。

光化学オキシダントは、窒素酸化物が揮発性有機化合物とともに太陽の紫外線による光化学反応をおこして二次的に生成される物質で、オゾンやパーオキシアセチルナイトレート*などの酸化性物質の総称です。これらの増加によって光化学スモッグ*が発生し、目や呼吸器系の粘膜を強く刺激して呼吸困難に陥ることもあります。本市の光化学オキシダント濃度は、いずれの測定局も環境基準を満たせておらず、気温の上昇による光化学反応の促進などが指摘されています。

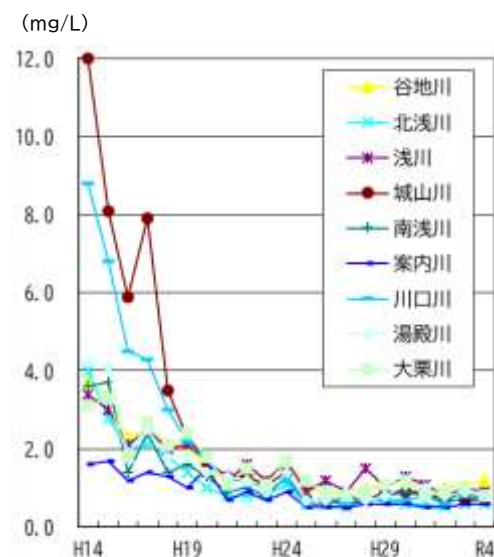


(出典：「八王子市環境白書」より作成)

◆水質汚濁状況

本市では、河川や地下水の水質汚濁を防止するため、水質測定を行っています。河川では、平成20年度（2008年度）以降、全ての測定地点で環境基準（BOD75%水質値）を満たしています。

地下水については、水質汚濁防止法に基づき、都が定めた水質測定計画により測定しています。市内を20ブロックに分け、1年に5ブロックごとの測定を行っており、令和4年度（2022年度）調査では、全ての地点で環境基準を達成しています。



(出典：「八王子市環境白書」)

2.2 生物多様性について

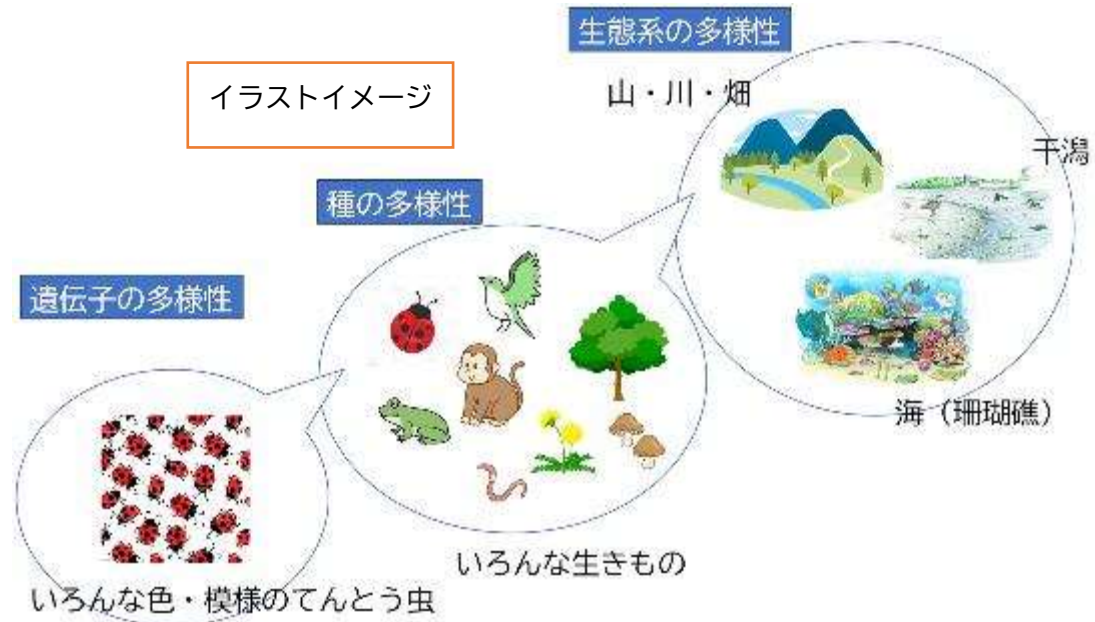
生物多様性とは

地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で様々な環境に適応して進化し、地球上には知られているだけで175万種、まだ見つかっていない種を含めると約3,000万種もの多様な生きものがあるとされています。しかし、生きものはどれを取っても自分ひとり、ただ1種だけでは生きていくことはできません。これらの生命は一つ一つに個性があり、全て直接・間接的に支えあって生きています。生物多様性とはたくさんの生きものがいて、それらがお互いにつながっていることを言います。

また、生物多様性は生きものがたくさんいる（種の多様性）だけでなく、様々な環境がある（生態系の多様性）こと、同じ種類でも様々な遺伝子がある（遺伝子の多様性）ことの3つのレベルの多様性が示されています

3つのレベルの多様性

- ◆**生態系の多様性**…森林、里地里山、河川、湿原、干潟、珊瑚礁などいろいろなタイプの自然環境があることを示します。
- ◆**種の多様性**…動植物から細菌などの微生物に至るまで、色々な種類の生きものがあることを示します。
- ◆**遺伝子の多様性**…同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があることを示します。



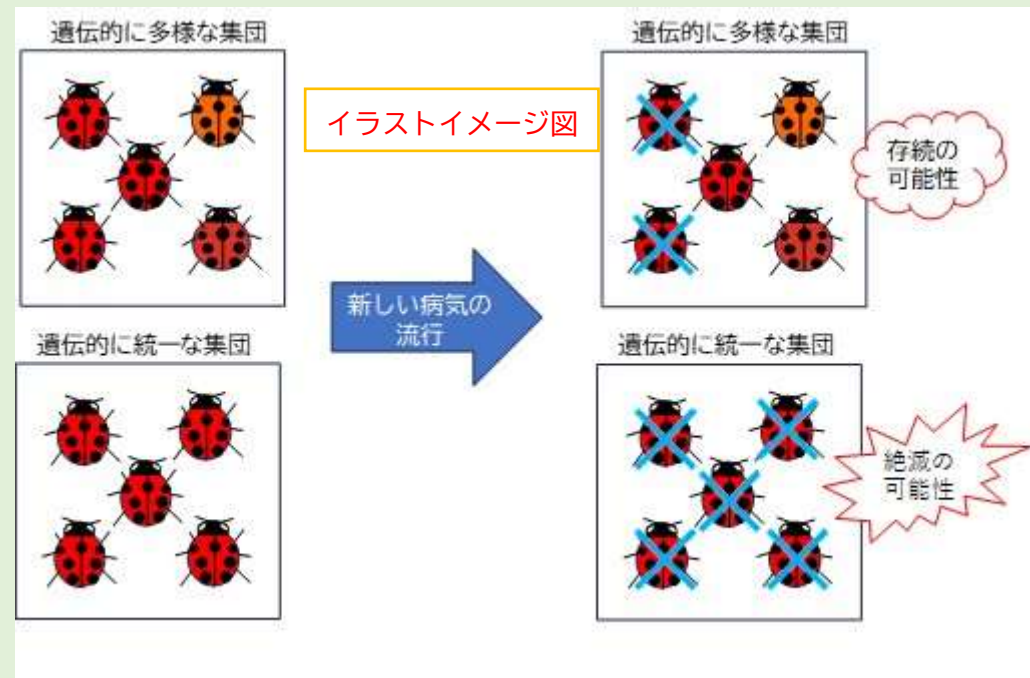
【コラム】「遺伝子の多様性」が持つ重要性

ウイルスや細菌類を除くほとんどの生きものの細胞は、核の中に染色体を持っています。その染色体上には通常DNAと呼ばれる高分子でできたタンパク質の設計図があり、一般に「遺伝子」と呼ばれています。遺伝子はクローンでない限り、他の個体と同一であることはまずありません。そのため外見にほとんど違いが無くても、遺伝子はそれぞれ違います。

ある集団や個体において、特定の遺伝子を比べた時に見られる違いを「遺伝的多様性」と言います。ひとつの集団の中でその違いが豊富であれば、遺伝子の多様性が高いということになります。

遺伝的多様性が高い集団は、生息環境が変化したとき、その変化に対応できる個体が存在している可能性が高く、生存や繁殖の可能性が高まり、集団が存続する可能性を高めることになります。また、遺伝子の多様性は新しい遺伝子の組み合わせを生み出す役割もはたしています。そのため、地域個体群*の絶滅や個体数の減少による遺伝的多様性の低下は環境の変化に対応する能力を減少させることになり、更には、集団が存続できなくなる危険性を高めることにもなります。

このように遺伝子の多様性は、生物多様性の中でも非常に重要な要素です。



【コラム】八王子にゆかりのある生きもの

本市は、昔から首都圏からの交通の便がよかったことで、数多くの研究者により新発見や新知見の報告があがっており、八王子市内で発見、命名された植物は70種を超えます。中でも高尾山で発見された種は群を抜いて多く、特にNKH朝の連続ドラマ小説らんまんのモデルとなった「日本の植物学の父」と言われる牧野富太郎博士により発見、命名された植物が多数記載・発表されています。高尾山は温暖両帯の境界に位置し、さらに古くから神域として保護されてきた結果、多様な植物が生存し続けています。

◆八王子の名前が付いた植物

- ・ハチオウジアザミ *Cirsium tamastoloniferum* Kadota
多摩丘陵西部兵衛川源流域で発見され、2012年に新種として発表されました。

◆高尾山の名前が付いた植物

- ・オオツクバネガシ *Quercus takaoyamensis* Makino (学名にタカオの名をもつ)
1920年に牧野富太郎博士により発表されました。
- ・タカオホロシ *Solanum japonense* var. *takaoyamense*
牧野富太郎博士が1926年に発見、命名したのち、原寛博士がヤマホロシの変種に改めました。

◆多摩の名前が付いた植物

- ・タマノホシザクラ *Cerasus tamaclivorum*
2004年に *Prunus tamaclivorum* として発表され、その後、属名の変更に伴って *Cerasus tamaclivorum* とされました。
大原隆明氏、芹沢俊介博士、渡辺幹男氏により遺伝子研究から、独自にクローン繁殖してきたマメザクラやヤブザクラとは今から1万年以上前に分化し、クローン繁殖で増殖してきた新種として発表されました。

八王子の名前が付いているのは植物ばかりですが、八王子を代表する動物もいます。

- ・市の鳥 オオルリ *Cyanoptila cyanomelana*
平成3年(1991年)に市制75周年を記念して選定されました。
春に南の国から渡ってきて、夏に繁殖し、秋に帰っていく渡り鳥です。八王子の丘陵地や山地の溪流、沢沿いの広葉樹林に渡来し、ピーリーリー、ポイヒーピピ、ジェツジェツなどとよく通る美声で囀ります。
- ・トウキョウサンショウウオ *Hynobius tokyoensis*

群馬県を除く関東地方と福島県の太平洋沿岸の一部地域の海岸近くから、標高300m程度の丘陵部に分布していますが、本市はトウキョウサンショウウオにとって非常に重要な生息地となっています。2008年に行われたトウキョウサンショウウオ研究会の一斉調査により、東京都では335か所の繁殖場が存在することがわかりましたが、本市だけでも95か所が存在し、産卵卵嚢数で見ると都全体の32%を占めることがわかりました。現在、繁殖場所の喪失や外来種による捕食が危惧されています。



写真仮



写真仮

生態系サービスとは

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、生物多様性を基盤とする多様な生きものがかかわり合う生態系からの恵みによって支えられています。このような生態系からの恵みを「生態系サービス」と呼び、4つのタイプに分けられます。

供給サービス

毎日の食卓を彩る野菜などの食料はもちろん、新聞や本などの紙製品や医薬品など、生きものの遺伝的な情報、機能や形態も私たちの生活の中で利用されています。

例：食料、燃料、医薬品、品種改良、バイオミミクリー*等

文化的サービス

海に囲まれ、南北に長い国土と季節の変化に富む日本では、地域ごとに異なる自然と一体になって地域色豊かな伝統文化が育まれてきました。

例：地域性豊かな文化、自然と共生してきた知恵と伝統、レクリエーションや観光の場、教育の場等



自然の恵み

(出展：環境省 HP 「<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/sokyu/sokyu03.html>」)

調整サービス

豊かな森林や河川の保全は安全な水の確保や、山地災害の軽減、土壌流出防止など、私たちが安心して暮らせる環境の確保につながります。

例：大気質の調整、気候調整、山地災害・土壌流出の軽減

基盤サービス

植物が酸素を生み、森林が水環境のバランスを整えるなど、生命の生存基盤は多くの生きものの営みによって支えられています。

例：酸素の供給、水や栄養塩の循環、豊かな土壌等

また近年、IPBES（科学と政策の統合）では、人間生活に寄与する自然の価値を評価するに当たり、生態系サービスに代わる概念として「自然がもたらすもの（NCP：Nature Contributions to People）」が提唱されています。生態系サービスでは人間の幸福（Well-being*）が個別のサービスカテゴリを通じて結び付けられていますが、NCPでは自然と生活の質が結び付けられているほか、それぞれの価値が一般的観点と文化的背景に基づく観点の2つの観点から捉えられています。

八王子市の特徴のある自然環境と生態系サービス

私たちの身近な場所にも生物多様性上、特色のあるエリアが多くあり、暮らしの中で様々な生物多様性の恵みを楽しんでいます。また、地域の自然と密接に関連する歴史文化や景観も本市の大きな特徴の一つとなっています。



①基盤サービス（光合成による酸素の生成、土壌形成など、自然の物質循環を基礎として全ての生物の生存基盤となり、他の3つの生態系サービスを支える機能）

◆豊かな自然

本市には、身近に豊かな自然が多くあり、様々な生きものの生息生育地や酸素を提供しています。例えば、**明治の森高尾国定公園**にはブナ、イヌブナを含む林分や、シラカシ、ウラジロガシ、ツクバネガシなど常緑広葉樹を含む林分が比較的まとまって見られ、暖温帯北部の極相林*がよく保存されています。このような多様な植生を棲みかとして、ムササビやヤマネなどの樹上性の小動物やオオルリやコゲラなどの鳥類が生息しています。

また、良好な自然環境を保全する**特別緑地保全地区***が約70ha（3か所）、東京都保全地域が約74ha（14か所）指定されています。上川町にある「上川の里特別緑地保全地区」は、良好な里山環境が残る都内でも有数の場所で、生物多様性の保全や里山環境に親しむ場所など重要な機能が多く備わっています。



②調整サービス（二酸化炭素の吸収や水質の浄化など、私たちが健康で安全に生活する環境をもたらす機能）

◆災害の軽減

森林の多面的機能の一つに**土砂災害防止機能・土砂保全機能**があります。この機能は、山崩れなどの山地災害や洪水を防止・軽減し、地形が険しく地質が脆弱で雨の量が多い日本の国土保全上重要な役割を果たしています。この機能を十分に発揮させるため、**保安林制度***により、本市には約1,500haの森林が保安林に指定されています。

◆二酸化炭素の吸収

森林は、二酸化炭素の吸収源として大きな役割を果たしています。樹木が吸収し蓄積する二酸化炭素の量は一本一本異なりますが、適切に手入れがされているスギ人工林（36～40年生）は1ha当たり約302tの二酸化炭素を蓄えていると推定され、このスギ林1haが1年間に吸収する二酸化炭素の量は約8.8tと推定されます。

写真
(森林)

③供給サービス（食料、繊維、木材、水、製品など、私たちの暮らしに必要となる資源を供給する機能）

◆食料

高月地区には都内最大の水田地帯があり、お米が生産されているほか、ここで生産されたお米を利用した日本酒も作られています。また、高月地区の水田は、供給サービスだけでなく、トウキョウダルマガエルやホンサナエなどの希少な生きものの生息生育地を提供しています。

「江戸東京野菜」は、江戸時代から昭和中期にかけて人々の食生活を支えてきた伝統野菜で、八王子の「江戸東京野菜」には、川口エンドウ、八王子ショウガ、高倉ダイコンの3種類があります。また、生産地と消費地が隣接した利点を生かし、「道の駅八王子滝山」などを活用した地産地消*を推進しています。



高月地区の水田地帯



道の駅八王子滝山

◆木材

多摩地域で生育し、同地区で生産・認証された木材を「多摩産材」と言います。多摩産材は高尾599ミュージアムなどで使用されています。

◆繊維

高月町には昔から桑が多く自生しており、古くから養蚕と織物が盛んに行われてきました。八王子は桑の都と呼ばれ、様々な種類の織物が織られ続け、織物業の一大産地として栄えました。「多摩織」は、その八王子織物をルーツとする5つの織物の総称であり、絹織物の多品種産地が育んできた多様な技法の集大成と称されます。また、多摩織は、伝統工芸品に指定されており、日本遺産の構成文化財にも認定されています。



多摩織
「桑都 多摩織1」©Hachioji
City (licensed underCC BY 4.0)

④文化的サービス（自然や生きものに触れることにより得られる教育的効果、宗教、文化、レクリエーションなど私たちの精神を豊かにする機能）

◆日本遺産・観光

本市には、自然環境と密接に関係しながら育まれてきた歴史文化が数多くあります。

高尾山は薬王院が天平16年（744年）聖武天皇の勅命により開山され、信仰の対象としてあらゆる殺生を厳しくいさめるなど、宗教的に保護されていました。また、戦国時代には小田原北条氏照が「山中に入り、やたらに木を伐採してはいけない」という制札*を掲げ、江戸時代にも代官・大久保長安が高尾山の竹木の保護を命じました。その結果、高尾山は今なお豊かな自然が残る貴重な場所となっています。現在では、世界有数の登山者数を誇る山となり、明治の森高尾国定公園一帯は多くの観光客をひきつける場所となっています。

養蚕業をはじめとした絹産業は日本各地で営まれてきましたが、八王子宿の織物市のにぎわいを背景に「**桑都**」と言い習わされてきました。桑都の発展を支えた養蚕農家や絹商人は、戦国時代末期に関東の派遣を握った北条氏照が武運を祈願し、いにしえより人々が霊山として崇めてきた高尾山を信仰し、篤く庇護してきました。

令和2年（2020年）には、高尾山を中心として構成されたストーリーが日本遺産として認定されました。

◆文化財

令和5年（2023年）に、「**南多摩のメカイ作成技術**」が東京都の無形民俗文化財に指定されました。「メカイ」は「目籠」と表し、多摩地域の里山で自生するアズマネザサの表皮を薄く剥がしたものを編み上げる六つ目の籠です。江戸時代から昭和前半まで、南多摩地域の多くの農家で農閑期の重要な収入源であり、高度経済成長期以前の人々の生活に欠かせなかった里山を維持するために伐採した篠竹を再利用して作成されました。しかし近年、都市開発によって里山の多くは失われ、人々の生活環境は大きく変わり、技術を受け継ぐ人が少なくなっています。

◆エンターテインメント

大正8年に発表された童謡「**夕焼け小焼け**」は中村雨紅が、故郷である上恩方町のカラスをモデルにして作詞をしました。本市を始め、夕方に子どもたちへ帰宅を促す時報曲として利用している自治体もあります。

ほかにも、平成6年（1994年）に公開されたスタジオジブリのアニメーション映画「**平成狸合戦ぽんぽこ**」は、本市を含む都内4市にまたがる多摩ニュータウンの開発計画による森林の破壊を題材として作られました。

写真
(殺生禁断石碑)



「絹の道」©Hachioji City
(licensed underCC BY 4.0)

絹の道

写真
(メカイ)

【コラム】生物多様性からみた高尾山

東京都心から約50 kmしか離れていない高尾山は、標高599 mの小さな山でありながら、自然の森が残されています。

高尾山は、奈良時代に開創された薬王院が、あらゆる殺生を厳しくいさめ、その後も寺領から幕府直轄、帝室御料林、国有林、近年では明治の森高尾国定公園として常に保護されてきたために、多くの樹種が生育する自然豊かな森が育まれてきました。加えて、冷温帯と暖温帯の境界に位置しているため、北斜面ではイヌブナなどの落葉広葉樹林、南斜面ではカシ類などの常緑広葉樹林といった、異なる植生が同所的に共存しています。

このような環境のもと、1,300種類を超える高等植物のほか、ムササビやヤマネ、ツキノワグマなどの約30種の哺乳類、100種類を超える鳥類など、多くの動物の生息地となっています。また、豊富な昆虫相を維持しており、その豊かさは関東でも有数のものとなっています。

さらに、高尾山だけに生息している固有な種、高尾山が重要な生息地となっている種も複数知られており、生物多様性ホットスポットとしても高尾山の自然の多様さ、豊かさは格別です。

高尾山に関連する動植物の写真

【コラム】生物多様性ディスサービス

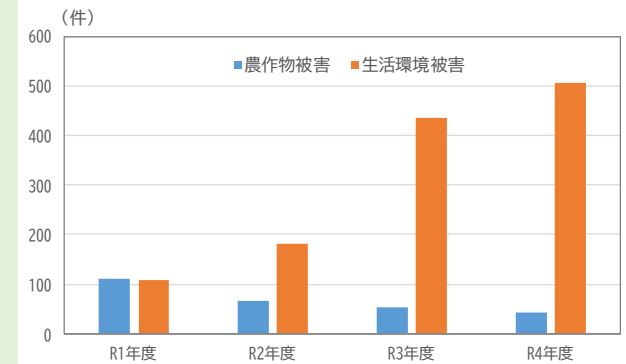
生態系は私たち人間に様々な恵みを与えてくれる一方で、私たちの暮らしや健康に対し負の影響（ディスサービス）を及ぼすこともあります。

例えば、増加した野生鳥獣による農林水産業への被害や、スギや外来植物による花粉症、ダニ媒介性感染症などの人獣共通感染症による健康へのリスクの増加が挙げられます。

本市でも、イノシシやサルによる農業被害、アライグマ・ハクビシンによる屋内への棲みつきや果樹被害といった相談があり、特にアライグマ・ハクビシンによる相談が近年増加しています。

また、都市の緑地は、まちの潤いや癒しをもたらしますが、スズメバチやヘビなど嫌悪される生きものの生息地でもあるため、緑地の存在が人と生きものの軋轢を増加させる懸念も指摘されています。

このように、生態系サービスとディスサービスは表裏一体であり、生物多様性を保全するためには、これらの正負の影響を理解することが求められます。



鳥獣害被害・相談件数の推移（八王子市データ）

生物多様性の4つの危機と間接要因

私たちは生態系のサービスの恩恵を受けながら生活していますが、現在、生命が地球に誕生して以来生きものが最も早く絶滅しており、第6の大量絶滅と呼ばれています。人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅スピードは自然状態の約100～1000倍にも達し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。さらに、種の絶滅だけでなく、生物資源を生み出す生態系の劣化も急速に進んでいます。そんな中、生物多様性は現在、4つの危機にさらされています。

第1の危機 開発や攪乱による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少	開発などによる生きものの生息・生育地の悪化や減少、希少種の鑑賞や商業利用のための乱獲や過剰な採取などによって生きものの絶滅につながります。
第2の危機 自然に対する働きかけの減少による自然の質の低下	二次林や里山などが利用されなくなったことで、生態系が変化し、本来生息生育していた生きものが減少してしまいます。また、狩猟者の減少によるシカやイノシシなどの個体数増加も地域の生態系に大きな影響を与えています。
第3の危機 外来種などの持ち込みなどによる生態系の攪乱	外来種による在来種の捕食や生息場所の奪取、交雑による遺伝的な攪乱などによって生態系に影響をもたらしています。また、化学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、それらが生態系に影響を与えています。
第4の危機 地球環境の変化による危機	地球温暖化や酸性雨など地球環境の変化による影響のことです。平均気温が1.5～2.5℃上がると、高山帯の縮小や海面温度の上昇等の影響により、動植物の20～30%は絶滅のリスクが高まると言われています。

生物多様性の損失の直接要因である4つの危機が発生する背景には、社会経済の変化や人々の自然に対する関心、消費と生産などといった人の活動にかかわる要素やその根底にある人々の価値観・行動様式といった要因が複雑に絡んでおり、「**間接要因**」と呼ばれています。

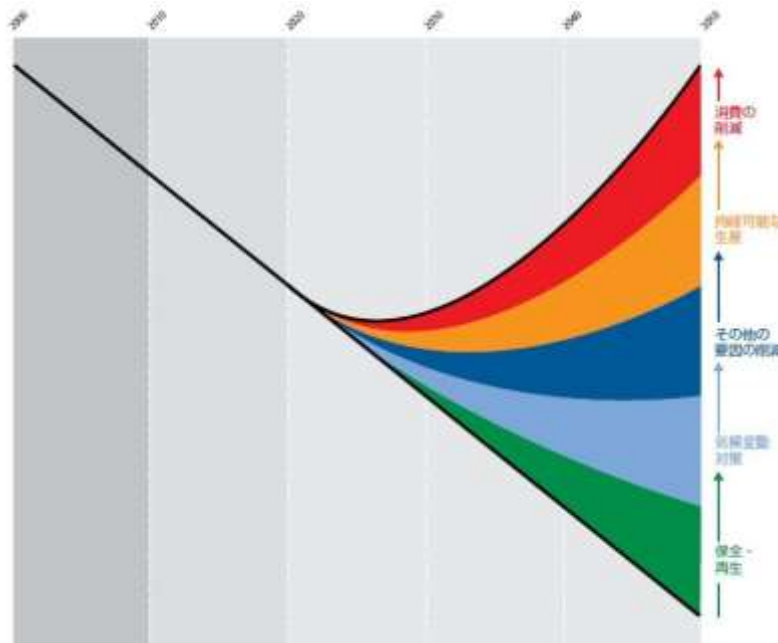
例えば、人口と資源消費量の増加が組み合わさると、エネルギーや水、食料の需要も増加し、資源の過剰利用、生きものの生息・生育地の転換、気候変動などの直接的な圧力が増大することが懸念されます。また、国際的な取引の増加は、侵略的外来種の移入を引き起こす恐れもあります。

生物多様性の損失を止めるためには、間接要因、すなわち経済や暮らしのあり方を根本的に変えていく「**社会変革**」が必要とされており、社会変革の実現には「**介入点（レバレッジ・ポイント）**」に焦点を当てた取組が重要と指摘されています。



地球の持続可能性の実現に向けた社会変革

(出典：IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約 (環境省))



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動のポートフォリオ
(出典：地球規模生物多様性概況第5版 (環境省))

さらに、生態系の保全・再生などの行動に加え、気候変動対策や消費の削減など、各分野の行動が横断的かつ幅広い主体によって実施されることで、行動間のつながりや相乗効果が発揮され、生物多様性の純増加につながる可能性が報告されています。

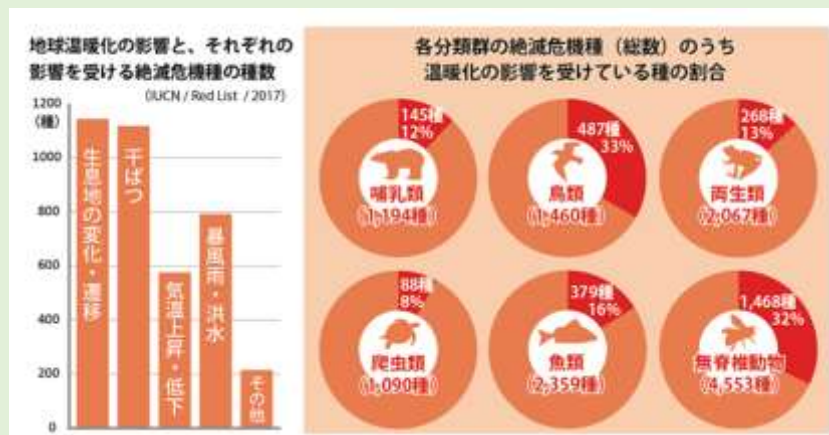
【コラム】生物多様性と気候変動の関係

本市でも1日の最高気温が39℃以上を記録するなど、地球温暖化の影響による猛暑日の増加や過去に経験のない大雨による土砂災害や河川の氾濫などの被害が懸念されます。また、気候変動は、生きものの生育・生息環境にも大きな影響を与えます。IUCN（国際自然保護連合）が発表している世界の絶滅の恐れのある野生生物のリストには、4万種以上が絶滅危惧種として掲載されており、その大きな要因の一つに気候変動が挙げられています。

気候変動に対する応答は生きものによって異なりますが、気温や気候の変化により生えている植物の構成が変わってしまうと、採食や送受粉、種子散布、寄生などをめぐる生物間の相互作用にズレが生じ、生態系のバランスが崩れてしまいます。また、その結果、生きものの減少や消失を招き、生物多様性の損失に繋がる可能性があります。

身近なところでは、かつて入学式ごろに満開だったはずのサクラ（ソメイヨシノ）が、近年卒業式の頃にはすでに満開になっていると感じることはないでしょうか。

気象庁が公表している「さくらの開花日の変化」を見てもわかるように、東京でもここ20年で5日ほど早い開花となっています。令和5年（2023年）は3月14日に開花宣言が出され、平均値よりさらに早くなっています。今後、気候変動により開花時期が早まるだけでなく、全国一斉に開花したり、状況によってサクラそのものが咲かなくなる地域まで生じる可能性があるという研究結果も示されています。



(出典：WWF ジャパン)

	1990年平均値 (1961-1990年)	2020年平均値 (1991-2020年)	差
札幌	5月5日	5月1日	4日早い
青森	4月27日	4月22日	5日早い
仙台	4月14日	4月8日	6日早い
東京	3月29日	3月24日	5日早い
名古屋	3月30日	3月24日	6日早い
大阪	4月1日	3月27日	5日早い
広島	3月31日	3月25日	6日早い
福岡	3月28日	3月22日	6日早い

※1990年平均値（1961～1990年）と2020年平均値（1991～2020年）とを比較し、2020年平均値から1990年平均値を引いた日数の差を示す。

(出典：「さくらの開花日の変化」(気象庁))

2.3 環境政策を取り巻く動向

持続可能な社会に向けて

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標の後継として、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことが宣言されています。

SDGs ウエディングケーキモデル(スウェーデンのレジリエンス研究所のヨハン・ロックストローム博士により考案されたSDGsの概念を表す構造モデル)では、SDGsの全17目標はそれぞれ「生物圏」「社会圏」「経済圏」の大きく3つの階層から成り、「経済」の発展は生活や教育などの社会条件によって成立ち、「社会圏」は人々が生活するために必要な自然の環境（「生物圏」）によって支えられていることを表しています。



SDGs



図：SDGs ウエディングケーキモデル

SDGs ウエディングケーキモデル

(出典：(左) 国連広報センター、(右) 農林水産省)

地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）

地球規模での人口増加や経済規模の拡大の中で、人間活動に伴う地球環境の悪影響は深刻化しています。人間活動による地球システムへの様々な影響を客観的に評価する方法の一つとして、「プラネタリー・バウンダリー」があります。

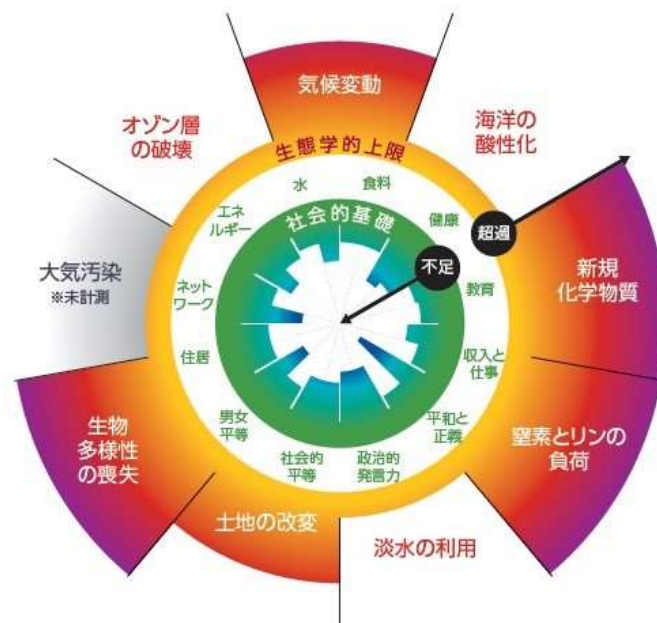
「プラネタリー・バウンダリー」は「地球の限界」と呼ばれ、人間が地球上で持続的に生存していくためには越えてはならない地球環境の限界がある、ことを明確に示した概念です。

2015年と2022年の研究結果を比べると、地球の変化に関する9つの項目のうち、「種の絶滅の速度」と「窒素・リン」に加え、新たに「気候変動」と「土地利用変化」、「新規化学物質」が限界を超えて高リスクの領域にあるとされました。

また、プラネタリー・バウンダリーに、水や食料、教育へのアクセスなどの人間にとって不可欠な社会的ニーズの充足度を示した社会の境界（ソーシャル・バウンダリー）を加え、人間の経済の「安全な活動空間」を定義した研究もあります。

人間活動が地球の限界を超えず、社会的基礎の下に落ちない領域を「ドーナツ内での生活」と言い、この領域では、well-beingに焦点を当てた経済が繁栄することができるとされています。

すべての人が「ドーナツ内での生活」に収まる持続可能な未来を実現するためには、環境・経済・社会の統合的向上を進める必要があります。



「ドーナツ内での生活」
(出典：「環境白書 令和5年版」(環境省))

◆世界の動向

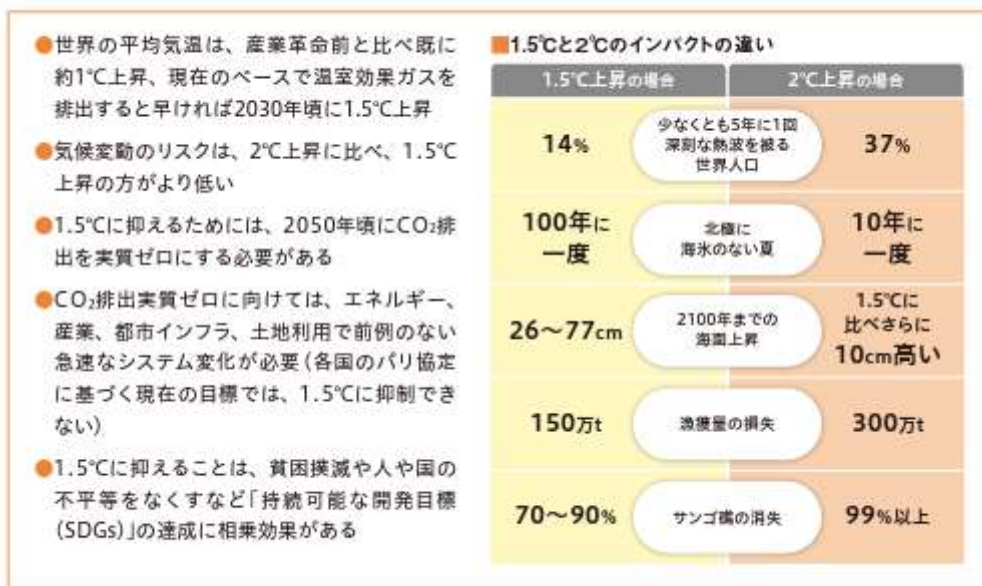
平成9年（1997年）に定められた「京都議定書」の後継として、平成27年（2015年）にパリで開かれた、温室効果ガス*削減に関する国際的取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条令第21回締約国会議（COP21）」において、2020年以降の気候変動に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として「産業革命前からの気温上昇を2℃未満に保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する（1.5℃努力目標）」ことが示されました。

その後、平成30年（2018年）にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）より、パリ協定の「1.5℃目標」に関する特別報告書が発表されました。

また、令和3年（2021年）に公表した第6次評価報告書では、**広範囲で急速な地球温暖化に人為的影響に疑いの余地がない**ことが示され、2030年代前半には1.5℃に達する可能性が最も高くなったと報告しています。

このように、パリ協定後の知見の積み重ねにより、1.5℃に抑えることが重要であるという認識に変わっていったことを受け、令和3年（2021年）に開催された「国連気候変動枠組条令第26回締約国会議（COP26）」では、「1.5℃目標」を実現するための努力を追求することが世界的に合意されました。

「1.5℃特別報告書」で示されたもの

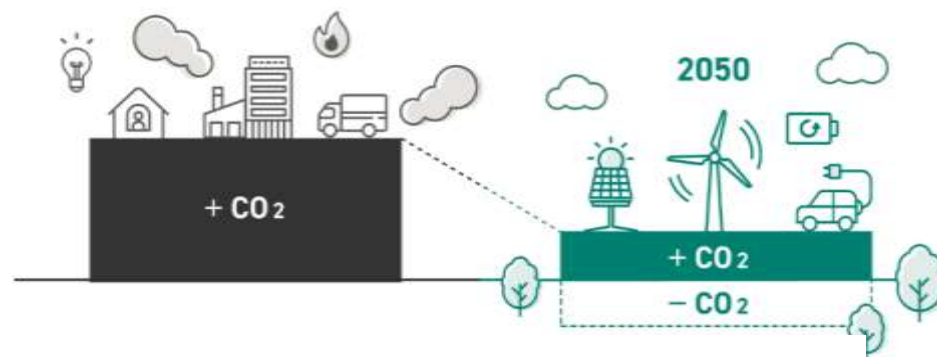


IPCCによる1.5℃特別報告書の概要
 （出典：「ゼロエミッション東京戦略」（東京都））

◆日本の動向

日本では、令和2年（2020年）10月、パリ協定1.5℃努力目標の実現に向けて、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことが宣言されました。

さらに、令和3年（2021年4月）に**2030年において温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける**ことが表明されました。令和3年度（2021年度）にこの新たな削減目標を踏まえて改定された国の地球温暖化対策計画*は、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスすべてを網羅し、新たな2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。



2050カーボンニュートラルのイメージ

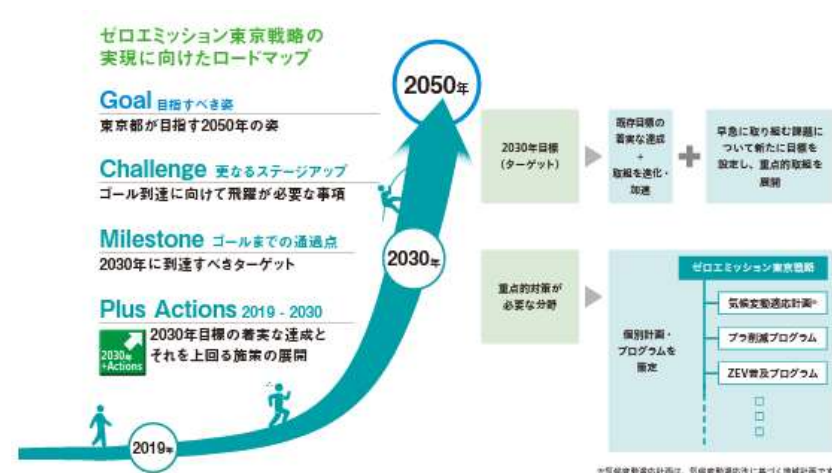
（出典：「脱炭素ポータルホームページ」（環境省））

また、企業などが排出するCO₂に価格をつけ、排出者の行動を変化させるための手法として、炭素税や排出量取引などの「カーボンプライシング*」があります。日本では、令和5年（2023年）に、GX推進法*（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律）が成立しました。その中で、炭素排出に値付けをすることでGX関連製品・事業の付加価値の向上をはかる成長志向型カーボンプライシング*の導入が盛り込まれ、化石燃料の輸入事業者などに対する化石燃料賦課金の徴収や発電事業者に対する二酸化炭素の排出枠（量）に応じた特定事業者負担金の徴収が定められました。

◆東京都の動向

令和元年（2019年）に、平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追及し、2050年までにCO₂排出量実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを発表し、そのビジョンと具体的な取組、ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。

2050年CO₂排出実質ゼロに向けては、2030年までの行動が極めて重要であり、都は都内温室効果ガス排出量を2030年までに50%削減、再生可能エネルギー*による電力利用割合を50%程度まで高めることを表明しました。



ゼロエミッション東京戦略ロードマップ

（出典：「ゼロエミッション東京戦略」（東京都））

【コラム】今注目のCO₂削減方法

CO₂排出ゼロを実現させるための効率的な手法として、大気中に蓄積している温室効果ガスを回収・除去する技術である「ネガティブエミッション」があります。

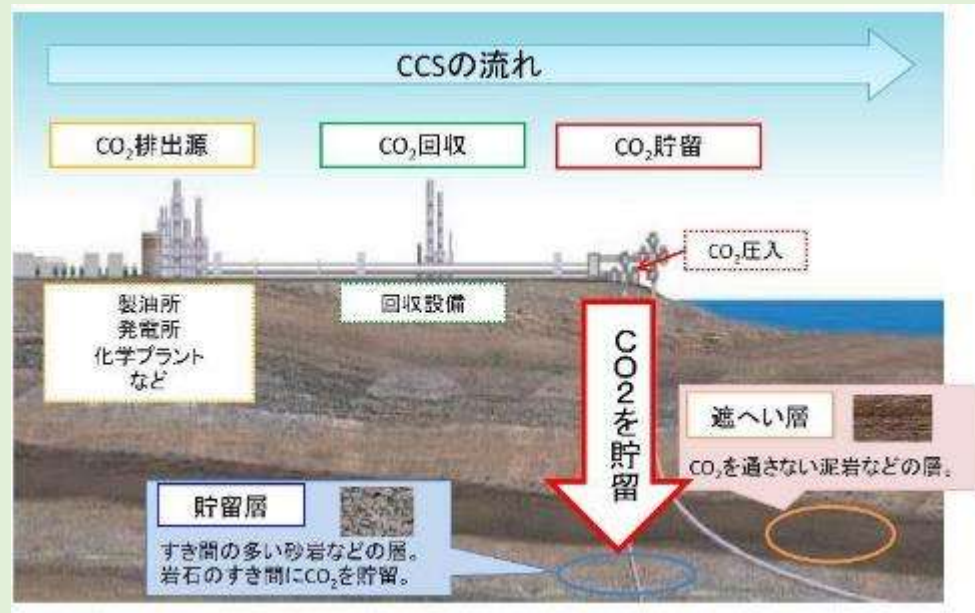
ネガティブエミッションの技術のうち、CO₂を削減する方法として今注目されているのが、人間活動によるCO₂排出量を減らすことに加えて、「CCS」や「CCUS」です。これは排出されたCO₂を集めて地中に埋めてしまおうというアイデアです。

CCS (Carbon dioxide Capture and Storage) とは、二酸化炭素を分離・回収し貯留する技術のことです。発電所や化学工場などから排出されたCO₂を、ほかの気体から分離して集め、地中深くに貯留・圧入するというものです。

CCUS (Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage) は分離・貯留したCO₂を利用しようというものです。アメリカでは、CO₂を古い油田に注入することで、油田に残った原油を圧力で押し出しつつ、CO₂を地中に貯留することが行われています。全体ではCO₂削減が実現できるほか、石油の増産にもつながるとし、ビジネスになっています。

日本においても、環境省と経済産業省が連携し、CCS導入に必要なCO₂の貯留可能な地点の選定のため、大きな貯留ポテンシャルを有すると期待される地点を対象に、地質調査や貯留層総合評価などを実施しています。さらに、令和5年(2023年)までの日本初の商用化規模の技術確率を目指し、普及に向けた取組を加速化していきます。

以前からCCS、CCUSの基盤となる技術はありましたが、それを十分に活用するまでには至りませんでした。しかし、急激な気候変動がもたらす問題が全世界共通の課題となり、日本においてもカーボンニュートラル宣言を機に、CCS・CCUSへの注目が急速に高まっています。



(出典：経済産業省資源エネルギー庁 HP 「<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/ccus.html>」)

◆世界の動向

生物多様性を保全し、生物資源の持続的な利用を可能にするため、生物多様性条約を締結した国による生物多様性条約締約国会議（COP）をおよそ2年に1度開催しています。

平成22年（2010年）に愛知（COP10）で採択された愛知目標では、2020年までに生物多様性の損失を食い止めるための効果的かつ危急の行動を実施する20の個別目標が掲げられました。しかし、令和2年（2020年）に発表された地球規模生物多様性概況*第5版では、20個の個別目標のうち完全に達成できたものはないという結果が示されました。

令和4年（2022年）12月には、愛知目標を引き継いだ新たな生物多様性に関する世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。新枠組の2030年グローバルターゲットとして「生物多様性の損失を食い止め、回復させる」いわゆる「ネイチャーポジティブ」が掲げられました。また、ネイチャーポジティブというゴールに向け、OECM*（Other Effective area-based Conservation Measures：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）などにより、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30」や自然を活用した解決策（NbS）*などの要素が盛り込まれました。

昆明・モントリオール生物多様性枠組の構造

<p style="text-align: center;">2050年ビジョン 自然と共生する世界</p> <p style="text-align: center;">2050年ゴール</p> <p>A 生態系の健全性、連結性、レジリエンスの維持・強化・回復、自然生態系の面積増加 - 人による絶滅の阻止、絶滅率とリスクの削減、在来野生種の個体数の増加 - 遺伝的多様性の維持、適応能力の保護</p> <p>B 生物多様性が持続可能に利用され、自然の奇与（NCP）が評価・維持・強化</p> <p>C 遺伝資源、デジタル配列情報（DSI）、遺伝資源に関する伝統的知識の利用による利益の公正かつ衡平な配分と2050年までの大幅な増加により、生物多様性保全と持続可能な利用に貢献</p> <p>D 年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、持続実施のための十分な実施手段を確保</p>	<p style="text-align: center;">2030年ミッション 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる</p> <p style="text-align: center;">2030年ターゲット</p> <p>(1) 生物多様性への脅威を減らす</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. すべてが地域を参加型・統合的に生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に基づく 2. 劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に基づく 3. 陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全（30 by 30目標） 4. 削減リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轍を最小化 5. 乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法的なものにする 6. 侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減 7. 環境中に流出する過剰な栄養素の削減、農業及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの削減、プラスチック汚染の防止・削減 8. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じて、気候変動による生物多様性への影響の最小化 <p>(2) 人々のニーズを満たす</p> <ol style="list-style-type: none"> 9. 野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす 10. 農業、養殖業、漁業、林地が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献 11. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じて、自然の奇与（NCP）の保護、維持、強化 12. 都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保 13. 遺伝資源及びデジタル配列情報（DSI）に係る利益配分の措置をとり、アクセスと利益配分（ABS）に関する文書に記された利益配分の大幅な増強を促進 <p>(3) ツールと解決策</p> <ol style="list-style-type: none"> 14. 生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、買収戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じて国民動員に統合することを確保 15. 事業者（ビジネス）が、特に大企業や多国籍企業等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる 16. 適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の削減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生を大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減 17. バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いはおよびその利益配分のための措置を確立 18. 生物多様性に有害なインセンティブ（補助金等）の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大 19. あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加 20. 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を強化 21. 最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務者及び一般の人々が利用できるようにする 22. 女性及び女児、こども及び若者、障害者、先住民及び地球社会の生物多様性に関連する意思決定への参画を確保 23. 女性及び女児の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じ、ジェンダー平等を確保
--	---

実施支援メカニズム及び実現条件／責任と透明性（レビューメカニズム）／広報・教育・啓発・取り込み

生物多様性枠組の構造（出典：環境省）

30by30実現後の地域イメージ

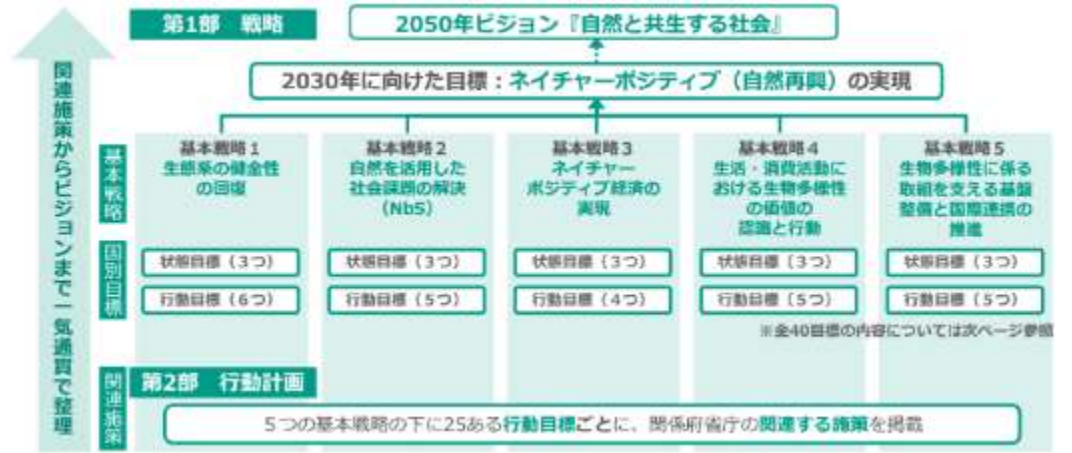
（出典：「30by30ロードマップ」（環境省））



◆日本の動向

日本では、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」を踏まえ、令和5年（2023年）3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定しました。

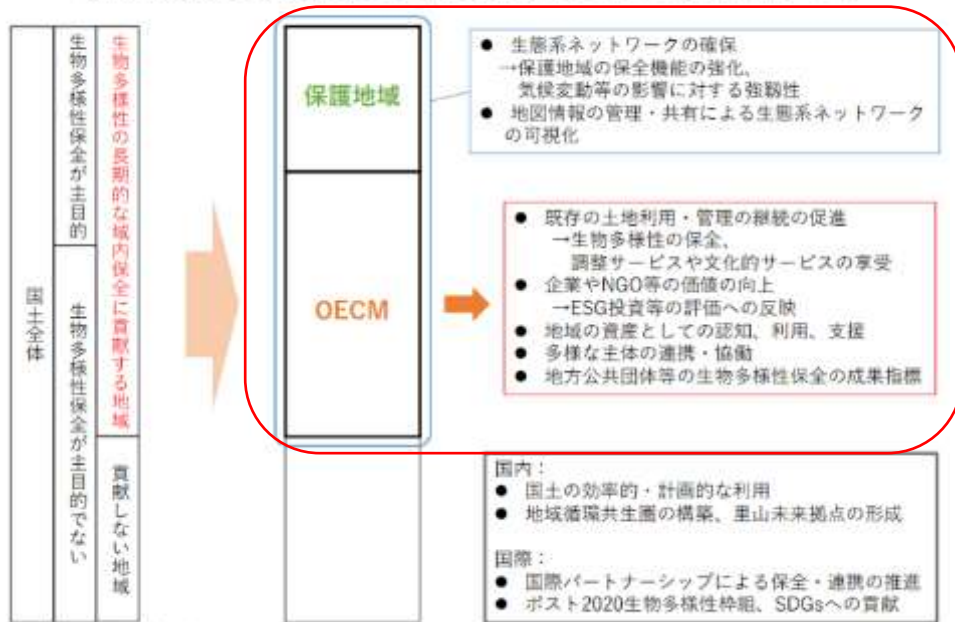
2050年のビジョンを「自然と共生する社会」とし、2030年のネイチャーポジティブの実現を目指し、生態系の健全性の回復のほか、自然を生かした社会課題の解決、一人一人の行動変容などが基本戦略の柱として盛り込まれています。また、30 by 30の目標達成に向け、生物多様性の価値を有し、企業、団体、個人、自治体による様々な取組によって、本来の目的にかかわらず生物多様性の保全が図られている区域（民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域）を「自然共生サイト」として認定する制度を令和5年（2023年）から開始しました。



生物多様性国家戦略2023-2030の概要

(出典：「生物多様性国家戦略2023-2030概要版」(環境省))

我が国における保護地域とOECMの概念整理とそれらの役割 (イメージ)



30 by 30として
カウントされるエリア

(出典：「令和2年度第2回民間取組等と連携した自然環境保全(OECM)のあり方に関する検討会資料2」(環境省)より作成)

◆東京都の動向

東京都では、令和5年（2023年）4月に「東京都生物多様性地域戦略」を策定しました。都の地域戦略では、2030年に達成すべき目標として生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現を掲げており、自然地の減少、侵略的外来種*といった都内の課題や、大都市東京が世界の生物多様性に与える影響などを踏まえ、「生物多様性の保全と回復」、「生物多様性の持続的な利用」、「生物多様性に関する理解と行動変容」からなる3つの基本戦略と、その実現に向けた行動目標を定めています。

東京の将来像を実現するための2030年目標

2030年目標
 自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、**生物多様性を回復軌道に乗せる＝ネイチャーポジティブの実現**

<短期・モニタリアル生物多様性指標>
2030年ミッション
 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

世界目標の主な要素

- 保全に関する目標**
 30by30目標、劣化した自然地域の30%の再生、外来種定着の半減
- ビジネス、主産化に関する目標**
 ビジネスにおける影響評価・情報公開の促進
- NbSに関する目標**
 自然が持つ調整力を減災等に活用

2050年将来像
 自然と共生する豊かな社会の実現

2030年目標
 生物多様性を回復軌道に乗せる

<ネイチャーポジティブ実現のイメージ>

✓ 生物多様性の恵みを持続的なものにするためには、世界目標である「ネイチャーポジティブの実現」に貢献し、地球規模の課題にも対応した行動変容が必要
 ✓ 行政だけでなく都民、事業者、民間団体、教育・研究機関など様々な主体が連携・協働する必要

2030年目標の実現に向けた3つの基本戦略

- I 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を継承につなぐ**
- II 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす**
- III 生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる**

基本戦略ごとの行動目標

基本戦略Iの行動目標
生物多様性バージョンアップエリア 10,000+
 「自然地の保全管理」みどりの創生を確保し「公園・緑地の新規整備」により、生きものの生息・生育空間や生態系サービスの維持向上を図るエリアを「生物多様性バージョンアップエリア」として位置付け、行政として10,000haを目指す。さらに、民間の取組を「+（プラス）」で表現し、様々な主体と共に取り組んでいく。

基本戦略IIの行動目標
Tokyo-NbSアクションの推進
 ～自然を支えられる都市東京～
 自然を活用した解決策（NbS）となる取組を、行政・事業者・民間団体など各主体がともに推進する。2030年までにNbS定着環境を創出。各主体がNbSとなる取組を実施することを目指す。
 ●NbS（Nature-based Solutions）
 自然の機能を活用した社会課題の持続的解決
 例）自然災害リスク低減
 NbSがグリーンインフラによる気候変動の緩和、緑地、雨水貯留浸透施設等＜地下水涵養、雨水流出抑制＞
 自然災害リスクの低減に貢献

基本戦略IIIの行動目標
生物多様性都民行動100%
 ～一人ひとりの行動が社会を変える～
 保全活動への参加や消費行動など、全ての都民が生物多様性に配慮・貢献することを目標とする。また、都民だけでなく、事業者・民間団体等、あらゆる主体が生物多様性に配慮・貢献する取組を推進していく。
 ●都民モニター調査（2020）
 「自然環境や生きもののためには何かから心がけていること」
 特に関心していない＝10.7% ←ゼロに近づける必要がある

新たな野生地滅ZEROアクション
 2030年時点で、新たに野生地滅となる種がゼロになるようにするための実効性のある取組を様々な主体と共に実施することを目標とする

10の行動方針

地域の生態系や多様な生きものの生息・生育環境の保全	東京都の自然の恵みの利用（活用サービス）	生物多様性の理解促進
希少な野生動物種の保全と外来種対策	防災・減災等につながる自然の機能の活用（活用サービス）	生物多様性を支える人材育成
人と野生動物との適切な関係の構築	気候変動による自然環境への影響（気候変動サービス）	都内だけでなく地球規模にも配慮・貢献する行動啓発
自然環境情報の収集・管理・分析・発信	気候変動による自然環境への影響（気候変動サービス）	

東京都生物多様性地域戦略の目標

(出典：「東京都生物多様性地域戦略概要版」(東京都))

【コラム】八王子市と30by30

30by30目標とは、2030年までに陸と海の30%以上を保全する目標です。日本では現在、陸域20.5%と海域13.3%を保護地域として保全しています。

本市における保護地域の面積割合は、自然公園（国定公園・都道府県立自然公園）のみの面積で、約32.8%と数字だけを見ると30by30はすでにクリアしています。

しかし、市街地は開発の進行に伴い土地の改変が進み、生きものの生息生育地が狭くなっています。さらに、残存している森林や農地も管理が行き届いておらず、みどりの質が低下しています。そのため、これ以上減らさず、質を向上させる取組が必要となっています。また、東京都内では保護地域をこれ以上確保することが難しい地域が多く、本市はその足りない部分を補う大事な役割も担っています。

30by30目標達成に向け、環境省はこれら保護地域に加え、保護地域以外の生物多様性保全に資する場所（OECM）の設定を進めるため、生物多様性の価値を有し、民間の取組によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する事業を令和5年（2023年）から開始しました。自然共生サイトの対象となる区域は、企業の森やナショナルトラスト、ビオトープ、里地里山、文化的・歴史的な価値を有する地域、都市内の公園などのうち、生物多様性の価値を有し、企業、団体・個人、自治体による様々な取組によって、本来の目的にかかわらず生物多様性の保全が図られている区域です。

本市では、保護地域を含めた市内のみどりを適切に保全するとともに、生物多様性の保全に寄与する場所を増やして生物多様性を身近に感じられるまちにするため、企業などと連携した自然共生サイトの認定を促進していきます。



八王子市の保護地域

（出典：「国土数値情報（自然公園地域、自然保全地域データ、鳥獣保護区、道路データ、高速道路時系列データ、鉄道データ）」（国交省）より作成）

◆世界の動向

消費・生産は、温室効果ガスの排出、廃棄物の増加、大気汚染など地球環境に負荷を与えます。中でも食品ロス*とプラスチックごみは地球環境に大きな負荷を与えています。

令和元年（2019年）に発表されたIPCC「土地関係特別報告書」によると、食料の生産・加工・流通の活動に関する温室効果ガス排出量は、人為起源の温室効果ガス排出量の21～37%を占めると推定されています。また、食品ロスの焼却処理の際にも多くの二酸化炭素が排出されます。

プラスチックは現代社会において不可欠な素材となっていますが、原料となる原油の採掘、流通、製造、消費、処分の全ての過程において大量の温室効果ガスが排出されています。また、世界的にプラスチック廃棄物量は増加し、世界中の海でプラスチックごみやマイクロプラスチック*が発見されています。これを受け、令和元年（2019年）6月のG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックによる新たな汚染をゼロにするという「**大阪ブルー・オーシャン・ビジョン**」が共有されました。

また、近年の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動の問題や、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の損失など様々な環境問題と密接に関係しています。そのため、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「**循環経済（サーキュラーエコノミー）**」への移行が求められています。

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止などを目指すものです。

◆日本の動向

日本では、令和元年（2019年）に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体、消費者等の責務などを明らかにするとともに、基本方針や食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めています。

また、令和4年（2022年）4月には「プラスチックに係る資源循環の促進などに関する法律」が施行され、プラスチック資源循環の取組である**3R+Renewable（再生可能資源への代替）**を総合的に推進していくことを目指しています。

◆東京都の動向

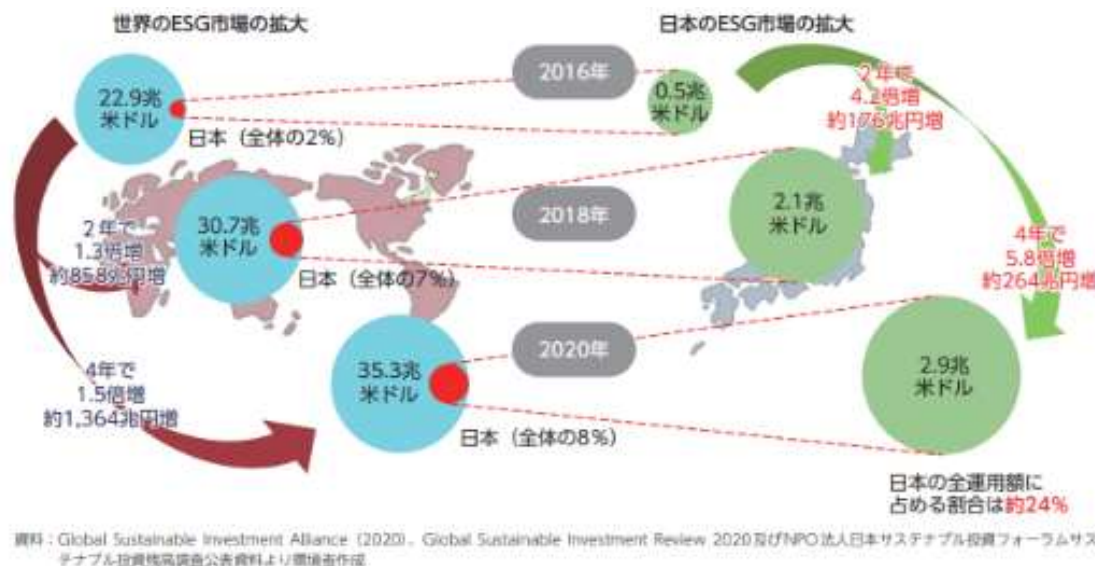
東京都では、令和元年（2021年）に「東京都食品ロス削減推進計画」及び「プラスチック削減プログラム」を策定しました。また、令和3年（2021年）には「東京都資源循環・廃棄物処理計画」において、食品やプラスチックなどの資源ロスの削減や循環利用のさらなる促進、ゼロエミッションなどの社会的な課題への的確な対応などを行うことを掲げています。

世界各国が脱炭素社会へ動きだし、企業や個人に影響を与えることが不可避となっている中、環境問題への関心の高まりは、世界の経済にも様々な動きを生んでいます。平成18年（2006年）に国連がPRI（責任投資原則）*を提唱、投資の際にESGの視点も考慮するよう求め、日本においても投資の際に持続可能性を考慮し、環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）に配慮している企業を重視・選別して投資を行うESG投資に対する関心が高まっています。

さらに、令和4年（2022年）12月の生物多様性条約締約国会議において採択された「昆明 - モントリオール生物多様性枠組」における2030年ネイチャーポジティブの実現に向けて、企業が自社の事業活動が環境に及ぼす影響や依存度に関して情報開示を求める動きが加速しています。

自然資本及び生物多様性に関する企業のリスクや機会を適切に評価、開示するための枠組みを構築するために設立され、各国の民間企業会社や金融機関を中心とした企業・機関・団体等が参加する国際組織「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」では、情報開示の枠組み構築に向けた議論を行っており、令和5年（2023年）9月にフレームワークの最終提言が公開されました。

TNFDの目的は、自然環境に負の影響を与える資金の流れを、マイナスからプラスの影響を与える流れに転換させる「ネイチャーポジティブ」です。企業がTNFDに参画するメリットとして、自然環境に配慮した事業活動を行っているというポジティブな社会的評価を受けられることがあげられます。TNFDでは、ネイチャーポジティブを目的としているため、サステナブルな事業活動を行っていると公表することで、持続可能な社会への貢献につながっていると評価されます。



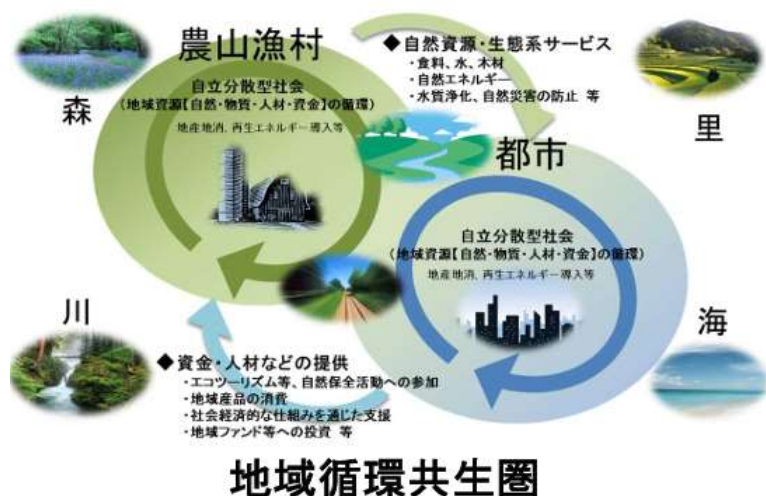
ESG市場の拡大（出典：「令和5年度環境白書」（環境省））

第六次環境基本計画見直しに向けた検討会

国の環境基本計画は、環境基本法第15条に基づく、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画です。計画は約6年ごとに見直しを行っており、平成30年（2018年）4月に第五次環境基本計画を閣議決定しました。

第五次環境基本計画では、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域などと地域資源を補完し支えあう考え方である「地域循環共生圏*」を提唱しています。また、複合的な課題の解決に向け、特定の環境施策が複数の異なる経済・社会的課題をも統合的に解決することを目指す、分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定しています。

現在、国では第六次環境基本計画の策定のための検討を行っており、検討会では、「循環」と「共生」の概念整理や総合的アプローチの重要性、「新たな成長」のイメージやWell-beingと環境（自然資本）の関係、地域環境共生圏の実績と課題及び今後の方向性、国際情勢の変化と環境を通じた国際戦略などについて検討を行っています。



地域循環共生圏の概念

（出典：「第五次環境基本計画」（環境省））



将来にわたる高い生活の質をもたらす「新たな成長」の概念図

（出典：「第六次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会取りまとめ」（環境省））

2.4 第2次環境基本計画の主な成果と課題

第2次環境基本計画の主な取組と課題

本市では、第2次環境基本計画で4つの基本目標、15の基本施策を定め、様々な取組を進めてきました。計画の改定にあたり、第2次環境基本計画改定版（平成31年度（2019年度）～）の主要な成果や課題、今後の方向性を以下のとおり整理しました。

基本目標Ⅰ：人と自然が共生したまちをつくる

主な取組

- ・里山の保全と活用に向けて、上川の里特別緑地保全地区などを整備しました。また、多様な主体との連携による保全と活用を推進し、現在8つの団体と活動協定を結んでいます。
- ・適正な森林整備に向けて、間伐や枝打ちを実施したほか、森林経営計画*の認定により効率的な森林の施業をはかりました。また、多摩産材の普及に努め、公共施設などでの活用をはかりました。
- ・まちなかのみどりの保全・創出に向けて、斜面緑地保全区域の指定や公園の新規整備によるみどりの確保をはかり、市民一人当たりの都市公園面積は、計画改定時の12.18㎡から12.31㎡（令和4年度）に向上しました。また、農地バンク制度による遊休農地の活用や地産地消*促進の取組による農地の保全を進めました。
- ・健全な水循環の保全に向けて、雨水浸透施設*の設置を促進し、雨水流出抑制対策率は、計画改定時の36%から44.9%（令和4年度）に向上しました。また、公共下水道への接続促進や浄化槽の維持管理により生活排水対策を進め、市内8河川9地点のBOD環境基準は達成率100%を維持しました。
- ・生物多様性の保全を図るため、生物多様性に配慮した水辺づくりや協働による里山の管理のほか、外来生物の防除を推進しました。

課題

- ・特別緑地保全地区の指定などにより保全されたみどりの面積は増加しましたが、農地の面積は年々減少しています。また、樹林地の維持管理や農林業の担い手が不足しており、ナラ枯れや耕作放棄地が拡大する恐れがあります。
- ・少子高齢化に伴う地域コミュニティの衰退などの社会課題を背景に、みどりの有効活用への重要性が高まっています。
- ・都市化に伴う雨水浸透機能の低い土地利用がすすみ、地下水位の低下や湧水の枯渇、河川の瀬切れの原因となっています。
- ・アライグマやクビアカツヤカミキリなど特定外来生物の分布が広がっており、農林業や家屋、自然環境への被害拡大が予測されます。また、生きものの生息状況や生態系の状況などを把握できる情報が不足しています。
- ・地球温暖化による気候変動が、生物多様性や農業での重大なリスクの一つとなっており、生きものの生息・生育環境の悪化や農作物の収量減少・品質低下などの影響が生じる可能性があります。

今後の方向性

- ・市政世論調査では、本市に住み続けたいと思っている市民は9割近くを占め、多くの方がその理由に自然の豊かさを挙げています。市内の自然環境は、市民に多くの恵みをもたらし、日本遺産に代表される地域の歴史や文化を育んでいきました。また、多くの生きものの生息・生育地となっていることから、将来にわたり人と生きものが豊かに暮らせるよう、地域特性を踏まえた自然環境の保全とその持続可能な利用が求められます。
- ・農地の減少を抑制するため、担い手不足解消や農業者への支援、獣害被害の解消に向けた取組が必要です。また、多摩産材の利用促進による経営基盤の強化や生産性等の向上が期待されるデジタル技術等の先端技術の活用に向けての取組が必要です。
- ・地球温暖化に伴う異常気象の発生増加が危惧されており、災害対策の点からも引き続き雨水浸透機能の強化が必要です。
- ・少子高齢化への対応や地域経済の活性化、気候変動の影響など時代の変化に応じた多様な課題に対応するため、N b Sやグリーンインフラ*の考え方を取り入れ地域の課題解決や持続可能で魅力的なまちの実現に貢献していく取組が求められます。
- ・まちなかのみどりは、ヒートアイランドの抑制やまちの潤いをもたらす効果を発揮するため、積極的に創出する必要があります。また、水辺の公共空間は、地域の資源として見直されてきており、まちのにぎわいの拠点として積極的な活用が求められています。
- ・外来種や獣害による市民生活への影響や希少な生きものへ被害が発生しており、引き続き地域を巻き込んだ対応が必要です。

基本目標Ⅱ：資源循環とエネルギーの有効活用で、地球環境にやさしいまちをつくる

主な取組

- ・家庭ごみの減量に向け、食品を引き取りフードバンク団体へ引き渡すフードドライブ*や、生ごみの減量に関する3キリ運動を周知啓発し、家庭からの食品ロス削減をはかりました。市民一人あたりのごみ排出量は、計画改定時の777g/人・日から727g/人・日に減少しました。
- ・食品ロス月間に合わせて「もったいない大作戦」と題した学校給食における食品ロス削減の取組を実施するなど、学校教育での食品ロス削減を進めました。
- ・事業系ごみの減量に向け、清掃指導員の直接訪問による指導や、各清掃工場における搬入物検査を実施するほか、「八王子市完食応援店」制度の実施やフードシェアリングサービスなどの活用促進による事業者向けの食品ロス対策を進めました。
- ・少子高齢化などの社会情勢に対応するため、ごみを排出することが困難な身体障害者・高齢者世帯などを対象に、ごみ・資源物の排出支援を行う「ふれあい収集」を実施しました。
- ・ごみの適正な処理体制を確立するため、館クリーンセンターを新たに整備しました。館クリーンセンターでは、ごみ処理時の発電やビオトープによる生物多様性の保全、環境教育など多様な活用ができる施設としても整備しました。
- ・埋立処分量の減少に向けて、不燃物処理センターでの処理を手選別中心に切り替え効果的な選別を推進したほか、焼却灰のエコセメント化をはかりました。その結果、埋立処分量は、計画改定時の40t/年から0t/年に減少しました。
- ・令和4年（2022年）2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、市民・事業者・行政のオール八王子で、カーボンニュートラル社会の実現に向けての取組を加速させました。
- ・家庭からの二酸化炭素削減のため、省エネ家電や太陽光発電などの導入促進に向けた補助を実施し、市内に設置された太陽光発電装置の発電容量は計画改定時の53MWから61MWに増加しました。また、「はちエコポイント」などを活用した省エネ行動の推進や「八王子市地球温暖化防止活動推進センター」でのイベントなどにより市民の地球温暖化に対する意識啓発を図りました。市民1人当たりの年間CO₂排出量の削減割合（平成12年度比）は、計画改定時の25.1%（平成27年度値）から27.6%（令和2年度値）に増加しました。
- ・中小事業者向けの研修会の開催や省エネルギー診断に基づき設備等を設置する事業者に対しての補助などにより、事業所の省エネ取組を支援しました。
- ・市の事務事業における率先行動として、公共施設の建設改修時に省エネルギー設備の設置・導入や市独自の環境マネジメントシステム（H-EMS*）を活用した環境配慮行動の促進を進めました。

課題

- ・1人1日当たりのごみ排出量は減少しましたが、ごみとして焼却されている家庭系可燃ごみのうち約16%が資源化可能な品目です。
- ・年間13,875t（令和4年度）の食品ロスが焼却処分されており、さらなる削減の余地があります。
- ・館クリーンセンターが稼働しましたが、今後も安定したごみ・資源物処理を継続するために施設の改修や更新が求められます。
- ・本市のCO₂排出状況は減少傾向ですが、排出量の減少幅は小さく、特に排出量の6割強を占める民生部門からの削減が必要です。
- ・本市は多くの公共施設を所有しており、再生可能エネルギー機器の設置ポテンシャルが残されています。
- ・市内の猛暑日日数は増加傾向にあり、今後異常気象など気候変動による市民への影響が大きくなることが予測されます。

今後の方向性

- ・成果指標である1人1日当たりのごみ排出量と埋め立て処分量は最終目標を達成しましたが、家庭ごみが総排出量の約8割を占めていることや、経済の回復に伴い事業系ごみが増加する可能性も考慮し、引き続きごみの減量に向けた取組が必要です。また、さらなるごみの減量と資源循環に向けて、焼却処理を行っているプラスチック製品等の資源化や食品ロス・生ごみの減量に向けた取組が求められます。
- ・事業系ごみについては、訪問指導や清掃工場での搬入物検査などにより、ごみの減量・資源化が促進されています。引き続き、排出事業者の意識向上のための働きかけを強化していくとともに事業者の状況に応じた啓発活動の実施などが必要です。
- ・新たな資源化施設の技術革新を見据えた処理体制を構築し、安定したごみ・資源物処理を継続していくことが必要です。また、持続可能な廃棄物の適正処理を確保するため、ごみ・資源物処理施設の広域化・集約化を検討していくことが求められます。
- ・ごみ処理においてもゼロカーボンシティの実現に向けて、収集運搬・中間処理・最終処分の全過程における二酸化炭素排出量の削減が必要です。
- ・大規模災害発生時には、大量の災害廃棄物の処理が必要となるため、事前の想定に基づき円滑かつ迅速な対応が必要です。
- ・民生部門からのCO₂排出量削減に向け、市民・事業者の一人ひとりが環境配慮の意識を持ち、CO₂排出量削減に取り組むことのできる仕掛けづくりが求められます。
- ・ゼロカーボンシティの実現には、徹底した省エネルギー対策と併せて、再生可能エネルギーの導入を促進することで、エネルギー使用を抑制することが必要です。特に公共施設における省エネルギー対策と再生可能エネルギーの導入を積極的に推進することが求められます。
- ・温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と気候変動による影響を回避・軽減する「適応策」を同時に進めていくことが必要です。
- ・温暖化対策に寄与する技術は日々進歩しているため、水素などの次世代エネルギーの活用検討が求められます。
- ・まちづくりにおける低炭素化を推進するため、路面発電パネルの設置などの技術活用や地域の交通課題解決と合わせたグリーンスローモビリティやコミュニティサイクルなどの低炭素型モビリティの普及が求められます。

基本目標Ⅲ：みんなが協働して環境保全に取り組んでいるまちをつくる

主な取組

- ・学校教育での環境教育を促進させるため、川やみどりをフィールドとした環境教育活動の支援を行いました。また、環境教育活動に携わる人材を育成する講座を開催し、市民との協働による環境教育の推進をはかりました。
- ・市立小・中学校及び義務教育学校全校において、年間指導計画内にSDGsを盛り込み、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育を推進しました。さらに、教員向けの研修で環境教育をテーマに取り入れるなど、教員の環境教育に関する指導力の向上をはかりました。
- ・環境フェスティバルや環境に関する講座の開催により、多くの市民が環境について知る機会を創出しました。環境に関する講座や講演に参加している人の数が、計画改定時の約26,000人/年から約32,000人/年に増加しました。
- ・里山保全活動に携わる人材や環境教育・環境学習に携わる人材の育成、環境保全に携わる市民団体などの活動を支援しました。
- ・市民の環境配慮行動を推進するため、各講座のほか、環境白書やホームページ、SNS、動画コンテンツなど多様な手段で環境に関する情報を発信しました。計画改定時に46.2%であった「日常生活において常に地球環境に配慮して暮らしている市民の割合」は、50.5%（令和4年度）に増加しました。

課題

- ・全国的に子どものSDGsの理解や生物多様性の認知は浸透していますが、子どもが実際に自然と触れ合う機会は減少しているとの報告があります。
- ・行政と協働で環境保全活動を行っている団体が数多くありますが、高齢化などにより担い手が減少しています。
- ・地球環境に配慮して暮らしている市民の割合は向上していますが、環境の保全に向けては子どもだけでなくあらゆる世代の行動変容が求められます。
- ・生物多様性の損失による影響など生物多様性の重要性が十分に認識されていません。特に、生物多様性の認知度は、計画改定時に38.0%でしたが、令和5年度（2023年度）では39.9%とほぼ変化がありませんでした。

今後の方向性

- ・本市は里山、河川、公園、農地など多様な自然環境が存在します。子どものころの自然体験は、子どもの非認知能力や生物多様性の保全意識の向上に寄与するとの報告があり、子どもの健全な育成に向けては本市のポテンシャルを活かした体験型の環境教育や環境学習の充実をはかっていくことが必要です。
- ・環境保全に精通した人材育成や多様な主体との連携、産学官民のネットワーク構築などにより、地域に根ざした活動の環を広げていくことが求められます。特にTNFDなどを背景に、民間企業が環境保全に積極的にかかわってくることが予測されるため、企業との連携を強化していくことが必要です。
- ・ライフスタイルに直結した食生活や衣類の購入など暮らしを支えるあらゆる製品やサービスは、その製造から廃棄までの間に温室効果ガスの排出や資源の採取など環境に負荷を与えています。自身の日常生活や活動そのものが環境に負荷を与えていることを認識し、自分にできる環境負荷の少ない行動に積極的に取り組めるようにするための仕掛けづくりが求められます。
- ・気候変動や生物多様性の損失がもたらす危機などを分かりやすく理解できるよう、引き続き市民の意識向上をはかるための適切な情報提供が必要です。

基本目標Ⅳ：安全で良好な環境のもと、健やかに暮らせるまちをつくる

主な取組

- ・快適な歩行空間やまちの美化確保のため、喫煙マナー向上に向けた普及啓発や放置自転車対策、違法看板・置き看板対策、空き地対策などを実施しました。
- ・水質汚濁や大気汚染、振動・騒音防止のため、各法令に基づく、測定、事業者への助言・指導、立入検査などを実施しました。
- ・光化学スモッグの発生抑制に向けて、VOC（揮発性有機化合物）を使用する事業者に対して、排出量の削減に向けた指導を行いました。光化学オキシダントの「昼間の1時間値が0.06ppm以下の日数」は、計画改定時に274日でしたが、令和4年度（2022年度）は293日に改善しました。また、光化学スモッグによる被害防止のため、注意報などの発令時には学校等に周知を行い被害の防止に努めました。
- ・解体工事などにおけるアスベストの飛散防止をはかるため、事業者に対し対策などの指導や立入検査を実施しました。

課題

- ・まちの美化が保持されていると思う市民の割合は、計画改定時52.3%でしたが、令和5年度（2023年度）では55.5%と大幅な改善はなく、まちの美化向上に向けた取組が求められます。
- ・大気汚染防止法に基づき測定している大気汚染物質の中で、光化学オキシダントのみ環境基準を達成できていません。

今後の方向性

- ・市民の生活環境やまちの美化向上のため、工場・事業場の悪臭や空き地の適正管理、敷地内のごみ放置など様々な課題に対応してきました。引き続き、美化向上のための対策を進めていくことが求められます。
- ・環境汚染対策については、環境測定や事業者などへの規制・指導により市民の生活環境の保全をはかってきました。引き続き、法律・条例に基づいた規制・指導を行っていく必要があります。特に、光化学オキシダントは、光化学スモッグによる健康被害防止の観点などからも、発生源に対する指導が求められます。
- ・騒音、振動については、市民の生活環境に密接に関連しており、様々な発生源への対応が求められます。

計画改定の視点

環境を取り巻く動向や前計画からの課題を受けて、以下の視点で計画改定を行います。

多様化・複雑化する環境課題に対し、限られた資源を有効に活用して効果的・効率的な施策を展開するため、関連する環境施策を総合化し、計画的に推進することが求められます。今回の改定では、世界規模の課題である生物多様性の保全と活用について位置づけ、より総合的な計画とすることで、環境分野における総合的・横断的な施策を推進します。

SDGs の達成や環境・経済・社会の統合的課題解決に取り組む視点が求められます。経済・福祉・防災など環境施策の副次的効果を捉え、環境負荷を低減させつつ、市民の生活の質や Well-being に貢献する取組を推進します。

環境保全の活動には、多くの主体のかかわりが必要です。市民・事業者の環境に対する関心を向上させ、地球環境が直面する危機を自分事として捉えられるよう適切な情報発信を推進し、かかわりの拡大をはかることが必要です。特に、環境意識の高い事業者をはじめ、地域住民やNPOなどあらゆる主体との連携を進めながら、環境保全活動の展開・拡大をはかることが求められます。

特に重要なキーワード

①脱炭素社会へのシフト（カーボンニュートラル）

ゼロカーボンシティの実現に向け、2050年二酸化炭素排出実施ゼロを目指し、生活の質や経済活動を棄損することなく、市民・事業者・行政のオール八王子で地球温暖化対策の取組を加速させます。

②生物多様性の保全と活用（ネイチャーポジティブ）

ネイチャーポジティブ実現に向け、現在残っている良好な生物多様性の保全と、健全性の回復を進めるとともに、時代の変化に合わせて様々な課題へ対応するため、NbSやグリーンインフラの考え方を取り入れ、地域特性を踏まえた生物多様性の保全と持続可能なまちづくりを推進します。

③持続可能な資源循環（サーキュラーエコノミー）

地球環境に大きな負荷をかける生産・消費について、資源の持続可能な利用や資源利用に伴うCO₂の削減を推進するとともに、超高齢化社会の到来による社会構造の変化に対応した、安定したごみ・資源物処理の継続やごみ・処理施設の広域化・集約化を推進します。

④ライフスタイルの変容

消費と生産のあり方について、一人ひとりがより環境負荷の少ない消費行動の選択を通して、環境配慮型のライフスタイルに転換していくことを促します。

第3章 計画が目指すもの

3.1 基本理念

基本理念は、環境に対する基本的な価値観や目的のことを言います。この基本理念は、環境基本条例で掲げられている理念をもとに決められたことや本市の最上位計画である「八王子未来デザイン2040」の基本理念が継承されたことから、第3次環境基本計画においても継承します。

豊かな自然に恵まれた八王子の環境を守り育て、私たちの身近な環境をより良くしていくためには、まず一人ひとりが環境について考え、環境の保全・回復・創造に自ら積極的に取り組むことが求められます。自身の日常生活や事業活動そのものが環境に負荷を与えていることを認識し、その環境負荷をいかに低減していくかが重要な鍵となっています。

その上で、協働して環境の保全に取り組み、人と自然とが共生できる社会をつくること、また、それを未来へと引き継いでいくことを目指します。

一人ひとりが環境について考え、その保全、回復及び創造に積極的に
取り組み、環境負荷の少ない、人と自然とが共生できる社会をつくる

3.2 望ましい環境像

望ましい環境像とは、本市が目指す理想の環境をイメージした長期目標です。長期的な視点で取組を進めるためにも、望ましい環境像を継承することとしました。

八王子の豊かで美しい水とみどりが、まちの美観と相まって、人が健康で心やすらかに暮らすことができる環境が未来へと続いていくまちをイメージしています。

未来へつづく、水とみどりにあふれた健康で心やすらぐまち

将来像図 イラスト

3.3 基本目標

望ましい環境像を実現するためには、市民、事業者、行政など様々な主体が連携・協働しながら取組を進めていくことが必要です。本計画では、環境・経済・社会の側面及び生物多様性地域戦略の一体化を踏まえ、全ての環境施策を進めていく上での**統合的・横断的な目標**として3つの基本目標を設定しました。

基本目標Ⅰ 『自然と共生できる持続可能なまちの実現』

温室効果ガスや廃棄物の排出など環境に対する負の影響を抑制するとともに、みどりの質の向上させることで、将来世代に豊かな自然環境を継承できるまちを目指します。また、人とのかかわりの中で形成された自然環境を適切に保全・管理していくことで本市の豊かな生態系サービスを市民が享受し続けられるまちを目指します。

(目標実現に向けた取組例)

- ・二酸化炭素の排出抑制のため、再生可能エネルギーの導入や活用を促進する。
- ・石油の消費や二酸化炭素の排出抑制、海洋汚染の防止等を図るため、プラスチックの資源化に取り組む。
- ・多様な生きものが生息生育できる環境を確保するため、里山や農地、湧水等のみどりの保全管理を推進する。

基本目標Ⅱ 『心地よく豊かに暮らせるまちの実現』

人口減少や少子高齢化などの社会状況の変化による地域の多様な課題にも応える環境施策を推進することで、市民が豊かに暮らせるまちを目指します。また、公害や温暖化による暑熱への対策、自然災害への対応などにより、市民が安心して健やかに暮らせるまちを目指します。

(目標実現に向けた取組例)

- ・地域の自然環境を有効に活用して、賑わいや地域振興、社会参加の場を創出する。
- ・食未使用食品を寄附するフードドライブの活用を推進して、食品ロス削減を福祉支援にもつなげる。
- ・まちなかの様々な場所にグリーンインフラを取り入れ、市民の安全な暮らしを維持する。

基本目標Ⅲ 『地球環境に寄り添ったライフスタイルの実現』

適切な情報提供や行動変容を促す仕組みづくりなどにより、市民一人ひとりが環境問題を自分事として認識し、各主体との共創によって環境に配慮した暮らしが実現したまちを目指します。また、子どもが自然に触れ合う機会が確保されたまちを目指します。

(目標実現に向けた取組例)

- ・子どもたちの環境への関心を高め、環境問題を身近に感じてもらうため、体験型・参加型の環境教育や環境学習を推進する。
- ・環境教育などにかかわる指導者や環境保全活動にかかわる人材を育成するため、講座などのプログラムの充実をはかる。
- ・環境配慮行動の浸透させるため、環境に関する提供情報の拡充や、情報へのアクセス性向上など行動変容を促す啓発を推進する。

持続可能な開発目標（SDGs）との関わり

持続可能な開発目標（SDGs）は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための世界共通の行動目標であり、2030年までに持続可能な社会を実現するために達成すべき17のゴールと169のターゲットを掲げています。

17のゴールは一見環境とのかかわりが浅いゴールもありますが、全てが相互に関係しており、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決することで持続可能な社会を目指すものです。本計画においても、SDGs各基本施策を推進することで、SDGsが掲げる持続可能な社会の実現に貢献します。

	1【貧困】 貧困をなくそう		2【飢餓】 飢餓をゼロに		3【保健】★ すべての人に健康と福祉を		4【教育】★ 質の高い教育をみんなに		5【ジェンダー】 ジェンダー平等を実現しよう
	6【水・衛生】★ 安全な水とトイレを世界中に		7【エネルギー】★ エネルギーをみんなにそしてクリーンに		8【経済成長と雇用】★ 働きがいも経済成長も		9【インフラ、産業化、イノベーション】★ 産業と技術革新の基盤をつくろう		10【不平等】 人や国の不平等をなくそう
	11【持続可能な都市】★ 住み続けられるまちづくりを		12【持続可能な消費と生産】★ つくる責任 使う責任		13【気候変動】★ 気候変動に具体的な対策を		14【海洋資源】★ 海の豊かさを守ろう		15【陸上資源】★ 陸の豊かさを守ろう
	16【平和】 平和と構成をすべての人に		17【実施手段】★ パートナーシップで目標を達成しよう	★は本計画と特に深いかかわりを持つ項目					

第4章 施策の展開

望ましい
環境像

未来へつづく、水とみどりにあふれた健康で心やすらぐまち

基本目標

I 自然と共生できる持続可能なまちの実現 II 心地よく豊かに暮らせるまちの実現
III 地球環境に寄り添ったライフスタイルの実現

基本施策

施策の方針

個別施策

主な取組

自然と共生したまちの
実現【自然環境】



1-1生きものや生態系に関する情報の把握

①自然環境の把握に向けた取組の推進

・生物多様性や生態系に関するモニタリングの実施

1-2多様な生きものと暮らせる
環境づくり

①恵み豊かなみどりの保全

・里山や森林の保全 ・農地の保全
・歴史・文化と結びつくみどりの保全

②みどりのつながりの構築

・自然共生サイトの認定促進 ・まちなかのみどりの保全
・新たなみどりの創出

1-3生きものとの適切な関係の構築

①人や生態系に被害を及ぼす外来種対策の推進

・外来種防除の推進

②獣害対策の推進

・被害軽減の推進 ・野生動物との棲み分けの推進

③愛玩動物対策の推進

・適正飼育の推進

ゼロカーボンシティ
の実現【温暖化対策】



2-1エネルギーの有効活用による
環境負荷の低減

①エネルギー使用量の削減

・家庭や事業所におけるエネルギー使用量の削減
・交通におけるエネルギー使用量の削減

②再生可能エネルギーの導入促進

・公共施設への設備導入の促進 ・住宅・事業所への設備導入の促進
・木質バイオマスの導入促進

③ゼロカーボン実現のまちづくりの推進

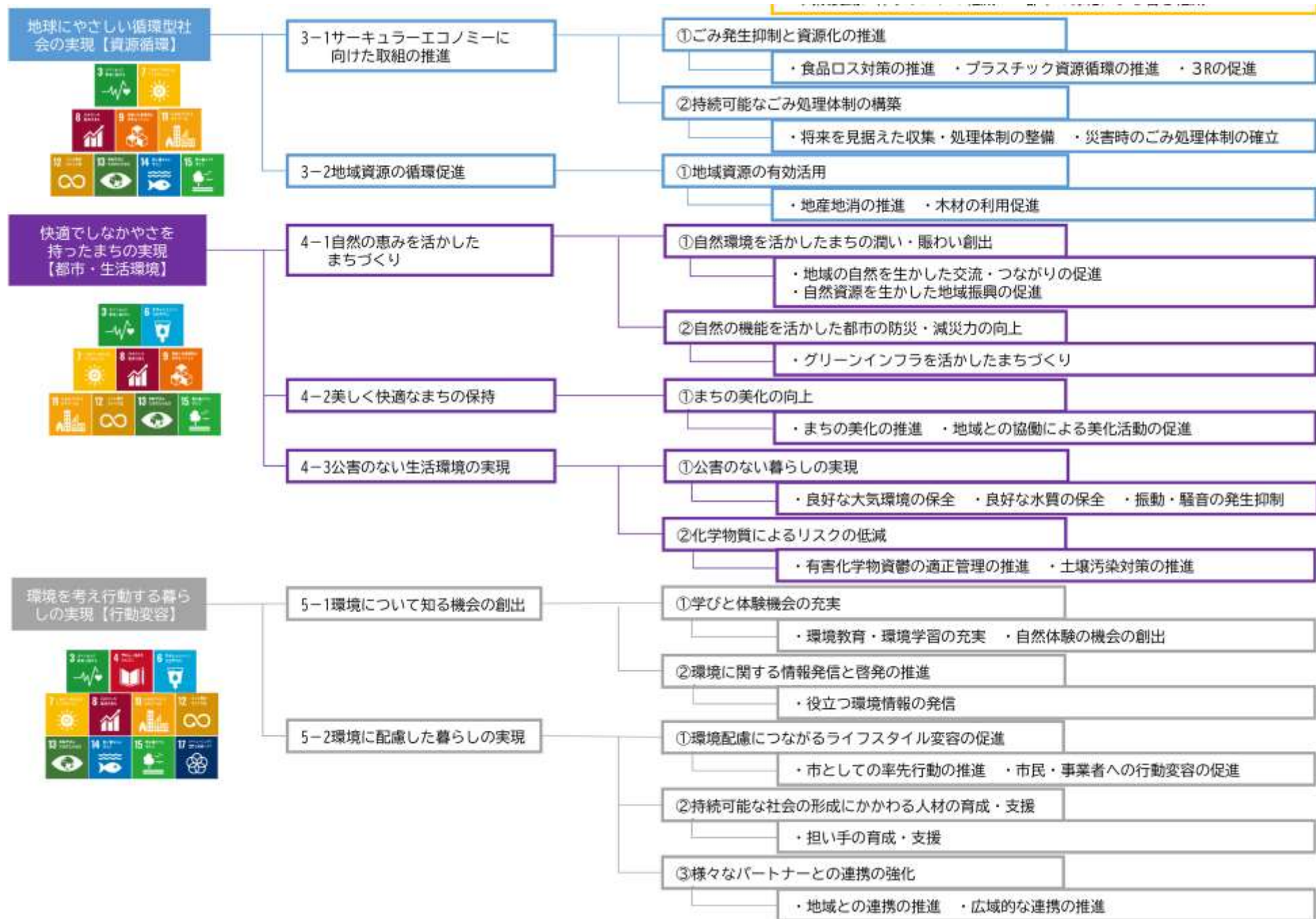
・環境配慮型まちづくりの推進 ・次世代エネルギーの普及促進

2-2気候変動対策の推進

①気候変動に適應したまちづくりの推進

・気候変動に伴うリスクの軽減 ・都市の緑化による暑さ軽減

実際の計画は、次ページと合わせ見開きになるように調整



基本目標が達成した、望ましい環境像の実現した未来に向けては、様々な環境施策を着実に進めていく必要があります。第4章では、環境施策の着実な推進と評価を図るため、環境分野ごとに体系化し、目指すべきまちや暮らしの姿として5つの基本施策を設定しました。

気候変動の進行と生物多様性の損失は、地球規模の喫緊の課題であり、お互いが密接に関係しています。また、二酸化炭素の排出削減が気候変動の抑制に貢献するなどの直接的な関係はもちろん、環境に関する様々な施策・取組が間接的にも気候変動の抑制と生物多様性の保全に貢献しています。

本計画では、「気候変動の抑制」と「生物多様性の保全」の取組をあらゆる場面を通じて進めていくとともに、様々な環境施策との関連性を明らかにするため、2つの視点として「気候変動の抑制」と「生物多様性の保全」を組み込みました。

また、各個別施策がどの基本目標の達成に貢献するのかをアイコンで示しています。



本市は、高尾山などの山地や丘陵地、浅川などの河川や湧水、古くから人と自然のかかわりの中で育まれた文化的景観や歴史資産など、多様な自然環境に恵まれたまちです。この豊かなみどりが創出する環境は、多種多様な生きものを育む基盤となっており、本市の大きな特徴の一つです。さらに、これら生きものたちのつながりによってもたらされる多くの恵みは、私たちの生活に欠かすことのできないものとなっています。

このような自然環境と生物多様性の恵みを将来世代に引き継いでいくため、多様な主体と連携・協働したみどりの保全や創出を図り、みどりのつながりを保つことで、人と生きものが共生できるまちを目指します。

<解決への貢献 ～気候変動の抑制～>

- ・萌芽更新などにより適切に管理している樹林は、CO₂を、光合成を通じて吸収し、木質バイオマスという形で長期間貯蔵し続けます。
- ・壁面緑化や屋上緑化などまちなかにみどりを増やすことは、建物の表面温度の上昇や蓄熱の防止によるヒートアイランド現象の緩和に貢献します。

<解決への貢献 ～生物多様性の保全～>

- ・みどりを保全・創出することは、生きものの生息・生育環境の確保につながります。特に、里山などの人の働きかけにより維持されてきた環境を保全管理することで、そこで暮らす生きものを守ることに貢献します。
- ・外来種の管理は、外来種による在来種の捕食や生息・生育場所の奪取などの悪影響を低減させ、地域固有の生きものを守ることに貢献します。

1-1 生きものや生態系に関する情報の収集・活用

地球温暖化などの気候変動に伴う生きものへの影響や、人が持ち込んだ外来種などによる生物相の急速な変化など、刻一刻と変わりゆく本市の生態系を把握し、現在の状況を正しく評価していきます。また、収集した情報を科学的知見に基づく効果的なみどりの保全管理に活かすことで、生物多様性が保たれたみどりを維持します。

<市民に期待される取組>

- ・身近な自然環境に関心を持ち、身の周りにどんな生きものがいるか観察します。
- ・行政や企業が開催する生きもの調査に参加します。
- ・希少種を見つけても持ち帰らないようにします。また、SNSなどで位置情報を拡散しないようにします。

<事業者期待される取組>

- ・事業所や工場の敷地にどんな生きものがいるか把握します。
- ・事業所内での生物調査データの提供など、他主体との連携に努めます。
- ・収集した情報をもとに、事業所や工場内のみどりの適正管理や生きもの保全に努めます。

【成果指標】

指標	現状値（2022年度）	目標値（2033年度）
モニタリング調査の実施地点数	19地点	25地点

【個別施策】

①自然環境の把握に向けた取組の推進

基本
目標 I

主な取組	具体例	所管
生物多様性や生態系に関するモニタリングの推進	生きものの生息生育状況などをモニタリングするとともに、計画や各取組の見直しなどに反映させます。	環境政策課、環境保全課、水環境整備課
	市民が気軽に参加できる「いきものログ*」などのアプリを活用した調査手法の普及を進めます。	環境政策課

1-2 多様な生きものと暮らせる環境づくり

本市の豊かな自然環境を健全な状態で保全していくために、生きものの生息・生育地となるみどりや人のかかわりの中で育まれたみどりを重点的に保全するとともに、生物多様性に配慮したみどりの質の向上をはかります。また、新たなみどりの創出や事業者と連携した自然共生サイトの認定などにより、みどりの総量の確保やネットワークの形成・充実をはかります。

<市民に期待される取組>

- ・市民協働で行うみどりの保全活動に参加します。
- ・自宅の庭やバルコニーで植栽やガーデニングを行い、鳥やチョウが訪れる環境を作ります。
- ・自宅の緑化の際には、積極的に在来種を用います。
- ・歴史や文化と結びつく自然を訪れ、親しみます。

<事業者期待される取組>

- ・自社の所有地を「自然共生サイト」として登録します。
- ・生垣や屋上緑化・壁面緑化の設置などにより、事業所敷地内の緑化に努めます。
- ・開発に際しては、生態系ネットワークを意識した整備・維持管理を行い、積極的に緑地を創出します。

【成果指標】

指標	現状値（2022年度）	目標値（2033年度）
保全の対象としたみどりの面積	1,088.5ha	1,150.0ha
認定農業者数	112営業体	現状維持

※保全の対象としたみどりの面積：特別緑地保全地区、斜面緑地保全区域、緑地保護地区、東京都保全地域、都市公園（市立・都立公園）、生産緑地地区

写真又はイラスト

- ・上川の里
- ・スマート林業
- ・はちおうじ農業塾
- ・八王子城跡
- ・浅川・多摩川
- など

【個別施策】

①恵み豊かなみどりの保全

基本
目標 I

主な取組	具体例	所管
里山や森林の保全	里山や里山景観の残る公園の保全管理を進めるとともに、環境学習の場などとしての活用を推進します。また、民間企業や地域住民など多様な主体との連携による保全・活用を進めます。	環境保全課、公園課
	市行造林*や市有林の間伐・枝打ちにより適正な森林の維持を図ります。	農林課
	スマート林業*の促進や森林経営管理制度*の活用、林地台帳*の整備などにより民有林の適正な管理を推進します。	農林課
	緑地保護地区*制度による民有林の保全や都との協定に基づく東京都保全地域の維持管理を行います。	環境保全課
	里山や緑地の維持管理に携わる人材の育成を推進します。	環境保全課
農地の保全	生産緑地地区*の指定や特定生産緑地*の移行を促進し、量の確保を図ります。また、「農の風景育成地区」や「田園住居地域」など都市計画制度を活用した農地保全を検討します。	都市計画課、土地利用計画課
	認定農業者制度*や地産地消を推進するとともに、スマート農業*の促進により農業経営基盤の強化を図ります。	農林課
	都など関係団体と連携した援農ボランティアの普及や新規就農者の支援などにより、農にかかわる担い手の確保・育成を促進します。	農林課
	農地バンク制度*等により、農地の貸借を推進します。	農林課
	環境保全型農業に取り組む生産者に環境保全対応資機材の活用及び市内畜産農家から発生する鶏糞・牛糞を使用した循環型農業を推進し、環境に配慮した農産物の生産を促進します。	農林課
歴史・文化と結びつくみどりの保全	「高尾・陣場地区自然公園管理運営計画～高尾・陣場ビジョン～」に基づき、東京都などと連携した高尾・陣場エリアの保全・活用を図ります。	環境保全課・観光課
	自然と結びついた歴史文化の保全を推進します。	文化財課

②みどりのつながりの構築

基本
目標 I

主な取組	具体例	所管
自然共生サイトの認定促進	自然共生サイトの周知啓発を進めるとともに、民間企業や大学等の自然共生サイト登録を促します。	環境政策課
	国や都の動向を踏まえ、自然共生サイトの登録促進に向けた支援策を検討します。	環境政策課
まちなかのみどりの保全	斜面緑地保全区域*の所有者が行う維持管理を支援し、まちなかにおける景観形成や生きものの生息空間としての機能の維持を図ります。	環境保全課
	都市緑地の適正な維持管理を進め、まちなかに残る樹林の保全を図ります。	公園課
	市民との協働による湧水地の適正な維持管理や地下水の涵養、多自然型の水辺づくりなどにより、水辺地の保全を図ります。	水環境整備課
新たなみどりの創出	八王子駅南口集いの拠点など都市公園の整備を促進します。	公園課、集いの拠点整備課
	まちづくりの機会を捉えて、緑化条例や総合設計制度によるみどりの創出や、街路樹の整備を促進します。	環境保全課・建築指導課・路政課
	開発に伴う緑化の際は、在来種の植栽など生態系に配慮した緑化を促進します。	環境保全課

【コラム】歴史と結びつく自然環境 ～江戸に献上していたカシワ～

カシワはブナ科の植物で、陣馬山やその周辺の旧相模湖町、山梨県都留郡の一部に生育しています。自生もしていますが、分布は限られています。

江戸時代、年貢は米が原則でしたが、耕作地の少ない山村部にとっては、カシワは米の代わりに年貢を納めるための重要な産物でした。さらに、江戸時代には恩方地区で「柏葉の市」が開かれ、江戸幕府に端午の節句の柏餅用にも献上していました。また、柏餅の葉以外にも、樹皮のタンニンを染料利用、木炭など幅広く利用されました。

このように盛んに利用されるようになり、カシワも広範囲に植えられ、増やされてきました。

しかし、現在はカシワの葉を商品として出荷する者も消え、薪炭林利用もされなくなったことから、カシワ林はスギ・ヒノキ林への置換やコナラやクヌギの林に遷移するなど、カシワ林は山頂付近の開けた場所に限定されています。

また、カシワはハヤシミドリシジミの食草となっています。植食性の昆虫はある限られた分類群の植物しか食べない性質を持っていますが、ハヤシミドリシジミもこの性質を持っており、ほぼカシワしか食べません。カシワ林の分布が限られた現在、カシワに強く依存しているハヤシミドリシジミの生育地も減少し、東京都レッドデータブック2023では、絶滅危惧Ⅱ類（VU）に指定されています。

陣馬山のカシワやミドリシジミは、人々による文化的な利用があったからこそ成立した自然と言えます。

マメ知識！

柏餅に使われている葉は名前のごとくカシワが使われています。今では塩漬けのカシワの葉が流通しているため、日本全国でカシワの葉が利用されていますが、かつて、西日本ではカシワではなくサルトリイバラの葉が使われていました。現在でもサルトリイバラの葉で作られている柏餅も見られます。

西日本ではサルトリイバラが里山に分布する身近な植物であったこと、サルトリイバラをカシワと呼んでいる地域があることなどから、カシワが少なかった西日本ではサルトリイバラが利用されてきたと考えられます。

【コラム】八王子市の自然共生サイト

長池公園は、東部地区に位置する面積約20haの都市公園です。多摩ニュータウン開発により失われる多摩丘陵の原風景を守るために整備され、豊かな自然環境や希少な動植物の存在などから、令和5年（2023年）10月に自然共生サイトとして登録されました。

環境省が選定する重要里地里山にも選定されている本園は、コナラ・クヌギ主体の薪炭林に由来する雑木林や重要植物群落に指定されているハンノキ林、ため池、水田など、多様な動植物が生息・生育できる環境を有しており、哺乳類11種、鳥類120種、両生類6種、爬虫類16種、魚類7種、トンボ59種、植物約800種が確認されています。特に、植物はサワギキョウ（絶滅危惧ⅠA類）やノハナショウブ（絶滅危惧ⅠB類）などに代表される絶滅危惧種が96種自生しているほか、ミドリシジミ（絶滅危惧Ⅱ類）やサラサヤンマ（絶滅危惧Ⅱ類）などの希少な昆虫類も生息しており、地域の生物多様性保全において大変重要な役割を担っています。2019年から2020年にかけて実施された、池の水を抜いて環境を整備する「かいぼり」では、絶滅したと考えられていたジュンサイ（野生絶滅）、ミズユキノシタ（絶滅危惧ⅠA類）が約60年振りに復活し、南多摩地域では初めての記録となるヒメミクリが確認されるなど、ため池などの特異な環境に生育する希少な植物の生育地となっていることも分かりました。

また、生きものの生息・生育の場としての役割だけではなく、市民の憩いや自然とのふれあいの場であるとともに、園内の発生材を利用した炭焼きやアズマネザサを活用したメカゴ作りなど文化的サービスの観点からも重要な役割を果たしています。

地域住民が保全活動に参画できる自然保全型の公園管理運営を実施しており、公園アドプト団体で、開園当初から里山活動を行っている市民組織の活動を中心に、小学生や中学生の総合学習や職場体験、大学インターンシップ活動、リタイヤ世代のパートスタッフやボランティアによる緑地管理など、多様な主体によって里山保全活動が進められています。



※種数は令和5年度時点

絶滅危惧のカテゴリーは、東京都レッドデータブック（本土部）2023による

1-3 生きものとの適切な関係の構築

外来種による地域の生態系や農業、生活環境などへの影響を防止するため、多様な主体が連携した防除活動やモニタリングを推進するとともに、生きものの拡散防止やペットの終生飼育についての周知啓発をはかり、地域の生態系を保全します。

また、在来の野生動物による農林業被害や希少植物の食害などを低減・回避するため、地域と連携した対策や人の手が入らなくなった地域での積極的な活動促進により、人と野生動物の共存に向けた適切な管理を進めます。

<市民に期待される取組>

- ・ 国外の生きものだけでなく、国内の他地域から持ち込んだ生きものも「入れない」、「捨てない」、「広げない」を徹底します。
- ・ 野生動物の餌となる庭木の果実や家庭菜園の残渣を屋外に放置しないようにします。
- ・ ペットは最後まで責任を持って育てます。

<事業者期待される取組>

- ・ 事業活動により、外来種の意図せぬ運搬や拡散が起こらないように対策を行います。
- ・ 事業所の敷地にいる外来種の駆除に努めます。
- ・ 希少な動植物の売買やペットの遺棄の防止を図ります。

【成果指標】

指標	現状値（2022年度）	目標値（2033年度）
地域ぐるみ獣害対策の実施数	7回/年	11回/年

【個別施策】

基本
目標Ⅰ

①人や生態系に被害を及ぼす外来種対策の推進

主な取組	具体例	所管
外来種防除の推進	在来種や農業、住宅、文化資源等に被害を及ぼす外来種について、侵入状況や想定被害などによる優先度を考慮した上で効果的な拡散防止や駆除を図ります。また、防除にあたっては、国や東京都、地域住民など多様な主体と連携した取組を進めます。	環境保全課、獣害対策課
	外来種による被害や生息範囲などのモニタリングを実施し、対策に反映させるなどの順応的な対策を促進します。	環境保全課、獣害対策課
	生物多様性上重要な緑地や公園、湧水など拠点となるエリアでの積極的な防除を図ります。	環境保全課、公園課、水環境整備課
	外来種についての正しい知識を広めるとともに、外来種を「入れない」、「捨てない」、「拡げない」よう周知啓発を図ります。	環境保全課、獣害対策課、水環境整備課

基本
目標Ⅰ

②獣害対策の推進

主な取組	具体例	所管
被害軽減に向けた取組の推進	有害獣の駆除を進めるほか、電気柵の設置や防除指導員による助言などによる農業被害の軽減を図ります。防除にあたっては、生きものの生態などを考慮した効果的な防除を推進します。	獣害対策課
	シカ被害の発生防止に配慮した森林管理を促進します。	農林課、獣害対策課
野生動物との棲み分けの推進	人里に出没する野生動物について周知啓発するとともに、地域での防除体制構築など地域ぐるみの獣害対策を推進します。	獣害対策課
	里山の活用や農地バンクによる耕作放棄地対策、沿道集落地の活用推進などにより、人と野生動物の境界部における人間活動の強化を図ります。	環境保全課、農林課、土地利用計画課、獣害対策課

基本
目標Ⅰ

基本
目標Ⅲ

③愛玩動物対策の推進

主な取組	具体例	所管
適正飼育の推進	ペットの遺棄防止や猫の室内飼養など、愛玩動物の適切な飼育についての啓発を図ります。	生活衛生課

【コラム】2023年6月1日よりアカミミガメ・アメリカザリガニの規制始まる！（条件付特定外来生物）

特定外来生物とは、外来生物（海外から持ち込まれた外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがある外来生物です。これらは輸入、放出、飼育等、譲渡、販売等の禁止といった規制がかかっています。

条件付特定外来とは、その特定外来生物に指定された生物のうち、通常の特定外来生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする（規制の一部がかからない）生物の通称です。適用除外とする規制の内容は、それぞれの種ごとに政令で指定されています。

令和5年（2023年）6月1日時点で「条件付特定外来生物」に指定されている生物は、アメリカザリガニとアカミミガメの2種になります。アカミミガメ、アメリカザリガニはともに日本全国に広く定着し、アカミミガメは日光浴の場所や植物などを巡って在来カメ類との間で競合が生じたり、アメリカザリガニは水生植物を消失させたり水性昆虫の局所的な絶滅を引き起こしています。しかし、2種とも飼育者がとても多い生き物であり、単に特定外来生物に指定して飼育などを禁止すると、手続きが面倒などの理由で野外へ話す飼育者が増えると予想され、かえって生態系などへの被害を生じるおそれがあるため、一部の規制を適用除外とする条件付特定外来生物に指定することになりました。

アカミミガメとアメリカザリガニの規制内容

捕獲	飼育	無償譲渡	放出	販売・購入
○	○	○	× ただし、キャッチアンド リリースは可	×

上記の2種に限らず、一度飼育し始めた生きものは責任をもって飼い続けることが重要です。



【コラム】日本遺産に影響を及ぼす環境要因「クビアカツヤカミキリによるサクラへの被害」

日本遺産の構成資産の一つである滝山城跡は、国史跡に指定され、全国有数の中世城郭跡といわれています。丘陵上に築いた平山城となり、自然の地形と堀・土塁などで構築されています。滝山城はもともと大石氏の居城で、大永元年（1521年）に大石定重によって築かれ、高月城から移転したと伝えられています。その後、大石氏の養子として入城した北条氏照が八王子城に移転するまで、関東屈指の城郭としてその威容を誇りました。

また、昭和46年度（1971年度）に、加住地域の住民と行政などが協力し、桜（ソメイヨシノ、ヤマザクラなど）を植樹し、現在では斜面を覆うように5,000本もの桜が咲き誇り、都内有数の桜の名所地となりました。毎年4月には滝山城跡桜祭りが開催されています。

しかし近年、滝山城跡の周辺で特定外来生物であるクビアカツヤカミキリが発見され、被害をもたらしています。

クビアカツヤカミキリは、サクラやモモ、ウメなどのバラ科樹木に寄生し、幼虫が樹木の内部を食べてしまう外来のカミキリムシで、平成30年（2018年）に特定外来生物に指定されました。クビアカツヤカミキリの被害にあった樹木は、水分や養分を運べなくなることでやがて枯れてしまいます。本市では、令和元年（2019年）に初めて被害が確認されました。在来のカミキリムシに比べ、狭い範囲で大量に繁殖するため、拡大速度が速く、被害区域は拡大傾向にあります。現在、東京都や地域住民と連携し、現地調査・駆除及び技術講習会を実施し、被害の拡大防止に努めています。

クビアカツヤカミキリの防除には、早期発見・早期防除が極めて重要です。被害が広がってしまうと、滝山城の桜が枯れて失われてしまう可能性があります。手遅れにならないためにも、発見したら逃がさずにその場での捕殺をお願いしています。



「上空からの滝山桜」
©Hachioji City (licensed underCC BY 4.0)

※クビアカツヤカミキリは「特定外来生物」に指定されているため、法律により飼育や生きたままの運搬などは禁止されています。



ゼロカーボンシティの実現に向けては、二酸化炭素排出量の削減と森林などが吸収する量を均衡する状態を目指していく必要があります。建物や交通における省エネ対策によるエネルギー消費量の削減とともに温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーへの転換を推進します。また、温暖化の影響による豪雨災害等の頻発化や激甚化などが予測されており、現在生じている又は将来予測される被害を回避・軽減するための適応策を進めます。

<解決への貢献 ～気候変動の抑制～>

- ・ 二酸化炭素は地球温暖化をもたらす温室効果ガスであるとともに、市内で排出される温室効果ガスの約9割を占めています。
- ・ 太陽光発電などの再生可能エネルギーや水素発電などの次世代エネルギーの導入により、発電時に発生する二酸化炭素排出量の抑制に貢献します。

<解決への貢献 ～生物多様性の保全～>

- ・ 気候変動の進行に伴い、熱帯地域など本来日本で生息・生育できない生きものが暮らせるようになり、地域の生態系が崩れる恐れがあります。温暖化対策の推進によって、生態系への被害軽減に貢献します。
- ・ みどりを活用したグリーンインフラの整備は、気候変動による被害の軽減だけでなく、生きものの生息・生育環境の確保にも貢献します。

2-1 エネルギーの有効活用による環境負荷の低減

市内における二酸化炭素排出量実質ゼロを実現したゼロカーボンシティを実現するため、個々の建築物の省エネルギー性能の向上を図るとともに、住宅や公共施設などへの再生可能エネルギーの導入を促進します。さらに、まちづくりの機会を捉えたエネルギー利用の最適化や次世代エネルギーの活用について検討していくなど、中長期的視点からも二酸化炭素排出量の大幅な削減につなげます。

<市民に期待される取組>

- ・家電などの買い替え時は、より省エネルギー性能の高い製品の選ぶようにします。
- ・移動の際は、カーシェアリングや自転車、公共交通機関を積極的に利用します。
- ・住宅の取得の際は、長期優良住宅建築物などの承認や太陽光電機器や蓄電池を導入に努めます。
- ・八王子省エネ国や省エネチャレンジ、はちエコポイントに参加します。

<事業者に期待される取組>

- ・省エネルギー診断などを利用し、事業所内のエネルギー消費状況を把握し、エネルギーの適正な利用に努めます。
- ・事業所などに再生可能エネルギー設備や高効率機器を導入します。
- ・クールビズやウォームビズなど日常業務での省エネ行動を推進します。
- ・商品に省エネラベルなどを掲載し、消費者の理解促進に努めます。

【成果指標】

指標	現状値	目標値（2033年度）
温室効果ガス削減割合（2013年度比）	14.2%削減 （2020年度値）	46%以上削減
市内に設置された太陽光発電設備の発電容量	61MW（2022年度）	193MW

【個別施策】

①エネルギー使用量の削減

基本
目標Ⅰ

基本
目標Ⅲ

主な取組	具体例	所管
家庭や事業所におけるエネルギー使用量の削減	Z E H*・Z E B*の普及啓発、省エネ改修の促進、低炭素建築物等の認定による税制優遇措置などにより、建築物の省エネルギー性能の向上を図ります。	環境政策課、住宅政策課、建築指導課
	H E M S*・B E M S*によるエネルギー管理の徹底や蓄電池・V 2 H*の普及などによる電力の自家消費や電力需給調整の促進により、エネルギー利用の最適化を図ります。	環境政策課
	地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員との協働などにより省エネ対策の支援を推進します。	環境政策課
	照明のL E D化や水栓自動化など、環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備を図ります。	学校施設課
交通におけるエネルギー使用量の削減	コミュニティバス「はちバス」の利便性向上や自動車から公共交通への転換を促すサイクル・アンド・バスライドなどによる公共交通の利用促進を図ります。また、「はちバス」は車両更新に合わせたEV車両の導入を進めます。	交通企画課、交通事業課
	電動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）の普及や充電インフラ設備への支援を促進します。	環境政策課
	電気自動車や環境負荷の少ないごみ収集車の導入により、公用車の低炭素化を推進します。	庁舎管理課、各清掃工場
	民間活力を活用したグリーンスローモビリティ*やコミュニティサイクルの普及を進めるなど、地域の交通課題の解決と低炭素型モビリティの普及を同時に進める取組を推進します。	交通企画課、交通事業課

②再生可能エネルギーの導入促進

基本
目標 I

主な取組	具体例	所管
公共施設への設備導入の促進	設置可能な公共施設等全てに太陽光発電設備を導入するなど、再生可能エネルギー設備の導入を推進します。	建築課、環境政策課、施設管理所管
住宅・事業所への設備導入の促進	住宅等へ太陽光発電設備・太陽熱利用設備の導入支援や再生可能エネルギー由来の電力への切り替え等により、再生可能エネルギーの利用拡大を図ります。	環境政策課
木質バイオマスの導入促進	木質ペレット*ストーブの導入促進などにより、木質バイオマスの利用拡大を図ります。	環境政策課

③ゼロカーボン実現のまちづくりの推進

基本
目標 I

主な取組	具体例	所管
環境配慮型まちづくりの推進	立地適正化計画に基づき、拠点・沿道ネットワーク型都市構造の具体化に向けた居住と都市機能の誘導に努めるとともに、都市全体の効率的なエネルギー利用を促進します。	環境政策課、土地利用計画課
	清掃工場において発電した電気の有効活用をはかるほか、ごみ処理時に発生するCO ₂ 回収・活用技術の研究などにより、ごみ処理におけるカーボンニュートラルに向けた取組を推進します。	庁舎管理課、戸吹クリーンセンター、館クリーンセンター、清掃施設整備課、環境政策課
	情報通信技術（ICT）を用いたエネルギー使用の最適化を図るエネルギーマネジメントシステムの普及を推進します。	環境政策課
	街路灯のLED化や路面発電パネルの設置など、まちづくりにおける低炭素化を推進します。	防犯課、路政課
次世代エネルギーの普及促進	水素エネルギーに代表される次世代エネルギーについて、活用の検討や利用の拡大を図ります。	環境政策課

2-2 気候変動対策の推進

地球温暖化に伴う気候変動との関連性が指摘されている異常気象や土砂災害・水害などの自然災害の影響は、今後さらに大きくなることが予想されます。気候変動による被害の回避・軽減のため市民の生命や市民生活への影響が大きい「自然災害」と「健康」についての重点的に取組を進め、市民の安全・安心につなげます。

<市民に期待される取組>

- ・日頃から地域のハザードマップを確認し、リスクの把握に努めます。
- ・みどりのカーテンの設置や打ち水の実施など自宅でできる暑熱対策を行います。
- ・猛暑時の避暑地としてまちなかのクールスポットを利用します。

<事業者期待される取組>

- ・事業所などを壁面緑化や屋上緑化などで積極的に緑化するとともに、高反射性塗料等を使用して温度上昇の抑制に努めます。
- ・気温や暑さ指数などの情報を入手し、気温が高い日は屋外での作業をひかえます。
- ・災害時にも自立したエネルギーを確保できるように再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入するよう努めます。

【成果指標】

指標	現状値（2022年度）	目標値（2033年度）
雨水貯留浸透量整備率	44.9%	60.0%以上

写真又はイラスト

- ・ハザードマップ、防災ガイドブック
- ・クールスポット、みどりのカーテンなど

【個別施策】

①気候変動に適応したまちづくりの推進

基本
目標Ⅱ

主な取組	具体例	所管
気候変動に伴うリスクの軽減	ハザードマップや八王子市総合防災ガイドブックを活用した情報提供などにより、異常気象に伴う災害リスクの軽減を図ります。	防災課
	国や都と連携した河川・水路の整備や雨水貯留施設の設置のほか、道路施設内の現況に応じた浸透性舗装などの雨水対策による総合的な治水対策を進めます。	水環境整備課、建設課
	熱中症予防情報の案内やまちなかにおけるクールスポットの創出、遮熱効果のある外付け日よけの普及などにより、暑熱による健康被害の軽減を図ります。	保健対策課、防災課、環境政策課
都市の緑化による暑さ軽減	接道部や壁面への緑化誘導やみどりのカーテンの普及などにより、都市のヒートアイランド現象の緩和を図ります。	環境保全課、環境政策課

【コラム】日本遺産に影響を及ぼす環境要因「地球温暖化によるブナ林の縮小」

高尾山は立地的に暖温帯の植生が成立していますが、一部北向き斜面の上部にブナやイヌブナを中心としたブナ林が分布し、樹齢200～300年を超える大木のブナが自生しています。標高600mに届かない山ではきわめて稀な植生です。

これは、江戸時代半ばの1700～1800年ごろ、世界的に寒冷で小氷河期と呼ばれていたことに起因します。この時代に高尾山まで南下して芽生えたブナがその後の温暖化にかかわらずそのまま残ったものと考えられています。高尾山のブナは200～300年前が寒冷期であったことを示す貴重な証拠です。

しかし、ブナは本来、冷温帯を代表する植物で、本州では標高700m以上の山地に分布し、関東では標高1000m前後以上の山地に分布しています。イヌブナはブナより若干低い標高から見ることができ、高尾山でも次世代が育っています。一方、高尾山はブナが生育できる標高より低標高であり、さらに近年の地球温暖化による急激な気温の上昇により、適域ではなくなってしまい、ブナの実生や稚樹などの次世代が育っていません。

今生育しているブナが寿命を迎え、枯死してしまったら、うまく更新されず、高尾山でブナが見られなくなってしまうかもしれません。



天然資源の採取と材料・燃料・食料への加工は、全世界の温室効果ガス排出量の約半分、生物多様性の損失要因の90%以上、粒子状物質の健康影響の約3分の1を占めているとの報告があり、資源を上手く循環させることは、環境課題の解決に必須の取組です。

これまで市民・事業者・行政の協働により成果を上げてきた廃棄物の削減をより一層推進し限りある天然資源の消費を抑えるとともに、地域の資源を地域で循環させる循環型社会の構築を目指します。



<解決への貢献 ～気候変動の抑制～>

- ・資源の採取や廃棄物の焼却の際には、二酸化炭素が排出され、地球温暖化の原因となります。プラスチックなど資源化できる品目を適正に資源化することで、焼却などの際に発生する二酸化炭素の削減に貢献します。
- ・地域で採れた食べ物や木材を地域で消費する地産地消の取組により、運搬する際に発生する二酸化炭素の削減に貢献します。

<解決への貢献 ～生物多様性の保全～>

- ・海に流出したプラスチック類は、海洋生物の誤食やマイクロプラスチックの取込などにより悪影響を及ぼします。プラスチックを適切な処理や代替素材を普及させることで、海洋生態系への影響抑制に貢献します。
- ・地産地消の推進により、農地や水田などの維持に貢献し、そこに生息・生育する生きものを守ることに繋がります。

3-1 サークュラーエコノミーに向けた取組の推進

持続可能な資源利用の実現を目指し、リサイクル（資源化）だけでなく、より環境負荷の少ないリデュース（発生抑制）やリユース（再使用）の推進により、限りある天然資源の消費が抑制され、できる限りごみが発生しない循環型社会の構築に取り組めます。課題である食品ロスの削減やプラスチックごみの資源化などにおいては、市民・事業者・行政の連携による取組を重点的に推進するとともに、ごみ処理システムの総合的な検討により、持続可能なごみ処理体制を構築します。

<市民に期待される取組>

- ・ごみと資源物を適正に分別して排出するとともに、処分する前に、リユース、リサイクルできないか検討します。
- ・フードシェアリングサービス「タバスケ Hachioji」を利用します。
- ・詰め替えや繰り返し使用できる製品を購入し、不要な梱包は辞退します。

<事業者期待される取組>

- ・使い捨て製品の製造販売や過剰包装を見直し、廃棄物の削減に取り組めます。
- ・食品ロス削減のため、完食応援店として食べきりに協力します。
- ・環境負荷の低減に努める処理業者を選択します。
- ・食品リサイクル法などの各種リサイクル法を遵守します。

【成果指標】

指標	現状値（2022年度）	目標値（2033年度）
1人1日あたりのごみ総排出量	727g/人・日	710g/人・日以下
食品ロス焼却量	13,875t	10,000t以下

写真又はイラスト

- ・3R
 - ・ダンボースコンポスト
 - ・マイバック・マイボトル
 - ・クールスポット
- など

【個別施策】

①ごみ発生抑制と資源化の推進

基本
目標Ⅰ

基本
目標Ⅱ

基本
目標Ⅲ

主な取組	具体例	所管
食品ロス対策の推進	3キリ運動の推進、てまどりの普及やフードシェアリングサービス*の活用などにより、食品ロスの発生抑制を図ります。また、入れ替えが生じる災害用備蓄食糧については、フードバンク団体などに提供することで、食品ロスの削減と福祉支援につなげます。	ごみ減量対策課、防災課
	生ごみを資源化するダンボールコンポストの普及や生ごみの資源化方法の検討などにより、発生した食品ロスの資源化を推進します。	ごみ減量対策課
プラスチック資源循環の推進	プラスチックごみ排出時の指定収集袋制（有料化）の導入や容器包装プラスチックとの一括回収など、資源化に向けた効果的・効率的な収集・処理体制を検討します。	ごみ減量対策課
	指定収集袋へのバイオマス配合の検討や代替素材の普及促進などにより、石油由来のプラスチックの使用抑制を推進します。	ごみ減量対策課
3Rの促進	不要なものは受け取らない取組の推進や、簡易包装・詰め替え製品等の利用促進などにより、ごみの発生抑制（リデュース）を図ります。	ごみ減量対策課
	事業者と連携した不用品の再利用促進などにより、資源の再利用（リユース）を図ります。	ごみ減量対策課
	収集区分に合わせた分別排出の向上促進や店頭回収における事業者との連携強化などにより、ごみの資源化（リサイクル）を図ります。また、今後増加が予測される紙おむつなどの資源化に向けた検討を進めます。	ごみ減量対策課
	処理業者への監督・規制指導などにより、産業廃棄物の不適正処理の防止を図ります。	廃棄物対策課

②持続可能なごみ処理体制の構築

基本
目標 I

基本
目標 II

主な取組	具体例	所管
将来を見据えた収集・処理体制の整備	高齢化社会の進展に対応し、ふれあい収集の周知や在宅医療廃棄物の適正処理の推進を図ります。	ごみ減量対策課、館清掃事業所、戸吹清掃事業所
	製品プラスチックの収集・資源化方法を検討するほか、生ごみや紙おむつなどの新たな資源化に向け、民間活力の活用も含めた処理体制の構築を図ります。	ごみ減量対策課、清掃施設整備課
	清掃施設整備計画に基づく各施設の更新・整備を推進するうえで、処理体制の広域化・集約化について検討を進め、本市に最適なごみ処理体制の構築を図ります。	清掃施設整備課
災害時のごみ処理体制の確立	災害廃棄物を迅速かつ円滑な処理を行うため「八王子市災害廃棄物処理計画」を改定し、計画に基づく取組を推進します。	清掃施設整備課
	自立稼働できる機能を備えた館クリーンセンターの活用により、災害発生時における市民生活への影響を抑制します。	館クリーンセンター

3-2 地域資源の循環促進

地域で採れた資源を地域で使うことで、運搬による二酸化炭素の排出が抑えられ、農地や森林など生きものの生息・生育環境の保全にも寄与します。多種多様な農作物が生産され、生産地と消費地が隣接した本市の利点を活かした地産地消を推進します。

<市民に期待される取組>

- ・食材を選ぶ際は、地元で採れた旬の野菜や果物を購入します。
- ・東京都エコ農産物認証制度の認証マークがついた農産物や有機農産物など環境負荷の少ない食材を購入します。
- ・八王子市産の木材を含む多摩産材の製品を使用します。

<事業者に期待される取組>

- ・地元で採れた食材を積極的に取扱います。
- ・農作物を生産する際は、化学肥料等の削減や東京都エコ農産物の認証を検討します。
- ・建築や備品購入時には、多摩産材など国産木材の利用を図ります。

【成果指標】

指標	取組値（2022年度）	目標値（2033年度）
給食への八王子産野菜の使用率	34%	現状維持

【個別施策】

①地域資源の有効活用

主な取組	具体例	基本目標Ⅰ	基本目標Ⅲ
		所管	
地産地消の推進	道の駅八王子滝山の活用やJ A八王子と連携した農作物直売所マップの作成により、農産物の地産地消を推進します。また、学校給食において地場野菜の活用を図ります。		農林課、学校給食課
木材の利用促進	多摩産材の普及啓発や公共施設での利用促進を図ることで、木材の地産地消を推進します。また、都や区部と連携した森林環境税*の有効活用による多摩産材の活用を促進します。		農林課、建築課



本市の大気汚染や水質汚濁の状況は、法や条例に基づく取組や事業者の努力により大きく改善してきました。今後も、市民の生活環境を保全するため、様々な公害に対する取組を進めます。

さらに、これからの少子高齢化やライフスタイルの多様化などを踏まえて、みどりの多面的機能を地域コミュニティの醸成やまちのにぎわい創出など市民生活の向上のために有効に活用する取組を推進し、市民が安心安全に暮らせる魅力と活力あるまちの実現を目指します。

＜解決への貢献 ～気候変動の抑制～＞

- ・工場等から排出される大気汚染物質には、地球温暖化の原因物質も含まれています。大気汚染物質削減に向けた取組自体が、温室効果ガスの排出削減にもつながり、気候変動の抑制に貢献します。
- ・揮発性有機化合物（VOC）は光化学オキシダントの原因物質となります。光化学オキシダントは植物の生育不良の一つの要因となるため、VOCの排出を抑制する取組は、植物の二酸化炭素の健全な吸収に寄与します。

＜解決への貢献 ～生物多様性の保全～＞

- ・水質汚濁などの発生は、生きものの生息・生育環境が劣化する原因となります。排水の適切な管理により、河川の水質悪化を防ぎ、生きものの生息生育環境を守ることにつながります。
- ・みどりが地域のために有効に利活用されることで、みどりの価値が高まり、みどりの保全や創出の機運醸成につながる「活用と保全の好循環」に貢献します。

4-1 自然の恵みを活かしたまちづくり

本市は、まちなかの花壇から山地の森林に至るまでの多様な自然環境が存在し、そこには自然と結びついた歴史文化も数多くあります。これら地域の自然資源は、本市を語るうえでの大切なストーリーであり、日々の生活をより豊かなものにしてきています。これら自然資源を持続的かつ有効に活用しながら地域づくりをはかるため、自然環境が有する多面的な機能を地域コミュニティ醸成、まちの賑わい創出、地域振興、防災などの地域課題の解決に活用するNbSやグリーンインフラの取組を推進します。

<市民に期待される取組>

- ・花壇づくりや市民農園などのみどりと触れ合う活動に参加します。
- ・日本遺産をはじめとする歴史文化に触れ、自然の大切さを感じます。
- ・自宅の庭に雨水浸透ますの設置や草花を植えることで、雨水の貯留に貢献します。

<事業者期待される取組>

- ・事業所が所有する緑地を開放し、市民がみどりに触れ合う機会を創出します。
- ・市の自然観光資源を活かしたエコツーリズムなどの推進に協力します。
- ・事業所などの敷地において、積極的に緑化や水辺を創出し、雨水浸透・雨水貯留の強化に貢献します。

【成果指標】

指標	現状値（2022年度）	目標値（2033年度）
自然とふれあう機会がある市民の割合	68.2%	78.0%
雨水貯留浸透量整備率【再掲】	44.9%	60.0%

写真又はイラスト

- ・花壇
- ・日本遺産
- ・雨水浸透設備、雨庭
など

【個別施策】

①自然環境を活かしたまちの潤い・賑わい創出

基本
目標Ⅱ

基本
目標Ⅲ

主な取組	具体例	所管
地域の自然を活かした交流・つながりの促進	地域住民による花壇の創出などにより地域の景観形成や地域コミュニティの醸成につながる空間づくりを推進します。	環境保全課
	市民農園や農福連携などの活用により、多様な目的に応じた農地の多面的活用を促進します。	農林課、障害者福祉課、福祉政策課
	公園のリニューアル整備やインクルーシブ遊具*の導入などにより市民の憩いの場としての公園づくりを図ります。	公園課
自然資源を活かした地域振興の促進	交流拠点施設のリノベーションやエコツーリズムの促進など、地域の自然を活用した観光振興を推進します。また、滝山城跡などの観光資源の洗練化により、高尾山以外への観光客誘致を図ります。	観光課
	河川を活用したイベントやアウトドアスポーツイベントの開催・誘致など、豊かな自然を活用した地域の賑わい創出を図ります。	水環境整備課、スポーツ振興課
	日本遺産認定ストーリーや構成文化財の魅力向上など、自然と結びつく歴史文化の活用を推進します。	都市戦略課、文化財課
	市街化調整区域*の適正な維持と活用に向けた土地利用の規制・誘導を図ります。	土地利用計画課

②自然の機能を活かした都市の防災・減災力の向上

基本
目標Ⅱ

主な取組	具体例	所管
グリーンインフラを活かしたまちづくり	雨水貯留浸透設備の設置促進やグリーンインフラを取り入れた公園整備などにより、まちなかの雨水浸透機能の強化を図ります。	水環境整備課、公園課
	森林や里山の管理や農地バンクによる遊休農地の発生抑制など、みどりの適正管理により、土砂や雨水の流出抑制を図ります。	環境保全課、農林課

4-2 美しく快適なまちの保持

市民をはじめ、市を訪れる人にも快適な環境を提供するため、まちの環境美化や良好な生活環境づくりを推進し、快適なまちづくりを目指します。

<市民に期待される取組>

- ・地域の清掃活動に参加するなど、まちの美化に協力します。
- ・マナーを守り、快適な空間確保に努めます。

<事業者期待される取組>

- ・事業所周辺の清掃を行います。
- ・建築物のデザイン・広告掲示・緑化などにおいて、まちの美観に協力します。

【成果指標】

指標	現状値（2023年度）	目標値（2033年度）
まちの美観が保持されていると思う市民の割合	55.5%	65%

※出典：市政世論調査

【個別の施策】

①まちの美化の向上

基本
目標Ⅱ

基本
目標Ⅲ

主な取組	具体例	所管
まちの美化の推進	喫煙マナーアップキャンペーンなどによる啓発や喫煙スペースの在り方検討など、路上喫煙対策を図ります。	環境政策課
	巡回・指導等による放置自転車禁止意識の啓発や放置自転車の撤去、自転車駐車場の整備などによる放置自転車の対策を推進します。	交通事業課
	条例に基づく張り紙等の違反屋外広告物の簡易除去や、置き看板等放置行為防止重点地域におけるパトロール・指導の実施などによる違法看板の対策を図ります。	まちなみ景観課、防犯課
	適正な屋外広告物に関する周知啓発により良好な景観形成を推進し、風致を維持します。	まちなみ景観課
	管理不全の空き家や空き地の所有者に対し適切な管理を促すなどの空き家・空き地対策のほか、住居等における物の堆積などに起因する不良な生活環境の改善を図ります。	住宅政策課、環境保全課、ごみ減量対策課
	パトロールや監視カメラの設置などにより、不法投棄の発生抑制を図ります。	廃棄物対策課
地域との協働による美化活動の促進	公園アドプト、道路アドプト、水辺の水護り制度など、地域住民と協働による管理活動を促進します。	公園課、路政課、水環境整備課
	町会・自治会等で組織された「美しい八王子をつくる会」と連携し、清掃デーの活動促進を図ります。	ごみ減量対策課

4-3 公害のない生活環境の実現

大気汚染や水質汚濁、騒音・振動などの公害に対して、法令に基づく測定や助言・指導などにより改善をはかります。併せて、有害化学物質や土壌汚染などの化学物質による環境負荷や公害発生のリスクについてもその低減をはかることで、市民の良好な生活環境を維持し、自然環境に対する負荷の低減を目指します。

<市民に期待される取組>

- ・公共交通機関の利用やエコドライブの実践により大気汚染物質の削減に貢献します。
- ・洗剤等の過剰利用を控え、油などが混ざった生活排水の抑制に努めます。
- ・殺虫剤や農薬などの使用をできる限り抑え、使用する場合は適正な利用に努めます。

<事業者期待される取組>

- ・法令に基づく排出基準を遵守します。
- ・アスベスト含有材を適正に管理し、飛散防止の対策を講じます。
- ・化学物質を取り扱う場合は、管理を徹底するとともに災害時の漏洩リスクの回避に努めます。
- ・事業所周辺の住民とコミュニケーションをはかります。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
光化学オキシダント濃度 (年間4番目に高い日最高8時間値 の3年平均)	0.084ppm (2020~2022年度)	0.07ppm以下 (2031~2033年度)
河川のBOD環境基準達成率	達成率100%	達成率100%維持

※光化学オキシダント濃度：全測定局（2局）の両測定局が0.07ppm以下になった場合達成

BOD：測定値75%値で判断

写真又はイラスト

- ・モニタリング・立ち入り検査
など

【個別の施策】

①公害のない暮らしの実現

基本
目標Ⅰ

基本
目標Ⅱ

主な取組	具体例	所管
良好な大気環境の保全	大気環境の常時モニタリングにより、大気汚染の状況を把握するとともに、適宜市民に向けた情報提供を行います。	環境保全課
	法律、条例に基づく工場・事業場への立入検査や指導などの推進により、大気汚染物質の排出抑制を図ります。また、電気自動車などの低公害車の普及を促進することで、移動発生源からの大気汚染物質の排出抑制を図ります。	環境保全課、環境政策課
	アスベスト事前調査結果報告制度などの周知や事業者への指導・助言などの推進により、アスベストの飛散防止を図ります。また、災害時のアスベストの飛散防止体制の充実を図ります。	環境保全課
良好な水質の保全	河川や地下水のモニタリングにより、水質汚濁の状況を把握するとともに、適宜市民に向けた情報提供を行います。	環境保全課
	公共下水道への接続や戸別浄化槽の設置を進めるとともに、浄化槽の適切な維持管理を促進することで、生活排水対策を図ります。	水再生施設課、下水道課
	法律、条例に基づく工場・事業場への立入検査や指導などの推進により、水質汚濁物質の排出抑制を図ります。	環境保全課
振動・騒音の発生抑制	工場・事業場や建設工事などに起因する騒音・振動について、法律・条例に基づく指導・助言などの推進による発生抑制を図ります。	環境保全課
	道路交通騒音のモニタリングにより、自動車騒音の状況を把握し、適宜市民に向けた情報提供を行うとともに、状況に応じて道路管理者に要請を行います。	環境保全課

②化学物質によるリスクの低減

基本
目標Ⅰ

基本
目標Ⅱ

主な取組	具体例	所管
有害化学物質の適正管理の推進	有害大気汚染物質やダイオキシン類のモニタリングにより、汚染の状況を把握するとともに、適宜市民に向けた情報提供を行います。	環境保全課
	法律、条例に基づく工場・事業場への立入検査や指導などの推進により、化学物質の適正管理や排出抑制を図ります。	環境保全課
土壌汚染対策の推進	法律、条例に基づく事業者への指導・助言などの推進により、土壌汚染対策に対する手続きの適正化を図ります。	環境保全課



環境問題による悪影響を次世代に残すことなく、良好な環境を引き継いでいくためには、環境に対する危機感など一人ひとりの意識を高め、環境配慮行動につなげることが求められます。そのため、環境に関する情報の共有を図りながら、環境配慮行動の基盤となる環境教育・環境学習の推進をはかることで、あらゆる世代が環境に配慮した生活にシフトした暮らしの実現を目指します。

また、環境のために行動する多くの主体のつながりを構築し、行動の環を広げていくため、担い手の育成を推進するとともに、多様なパートナーとのさらなる連携を促進します。

<解決への貢献 ～気候変動の抑制～>

- ・ライフスタイルの変化は、温室効果ガス排出量を持続的に削減するための前提条件とされています。
- ・節電、省エネ意識の向上により、二酸化炭素排出量の削減に貢献します。

<解決への貢献 ～生物多様性の保全～>

- ・地場産品や環境ラベル商品の購入など環境配慮行動が進むことで、生態系の持続可能な利用に貢献します。
- ・子どもの頃から自然と触れ合うことで、生きものに対する恐怖や嫌悪の軽減に寄与し、自然環境に対する保全意識の向上につながります。

5-1 環境について知る機会の創出

地球環境の直面している現状を正しく理解し、環境保全に対する意識を向上させるため、市民・事業者・NPOなどとも連携したあらゆる世代への環境教育・環境学習を推進します。また、本市が有する多様な自然環境を活用して、子どもの健全な育成や市民のQOL向上に貢献する自然を触れ合う機会を創出します。

<市民に期待される取組>

- ・環境保全活動や自然体験講座などへ参加します。
- ・環境教育や環境学習イベントに積極的に参加します。
- ・学んだことを、実生活に活かして、環境負荷の低減に貢献します。
- ・自らの環境活動について、SNSなどを活用して情報提供します。

<事業者期待される取組>

- ・地域特性を活かした環境教育の取組に協力します。
- ・従業員に対する環境保全に関する研修などを実施します。
- ・施設見学や講師派遣など、地域の環境学習に参加します。
- ・自社の活動が気候変動や生物多様性に及ぼす影響を把握し、積極的に開示・発信します。

【成果指標】

指標	現状値	目標値（2033年度）
環境に関する講座・講演への参加者数	32,194人/年（2022年度）	35,000人/年
生物多様性の認知度	39.9%（2023年度）	55%

写真又はイラスト

- ・環境フェスティバル
- ・体験の機会の場（高尾100年の森）
- ・広報誌、SNS
- など



【個別施策】

①学びと体験機会の充実

基本
目標Ⅲ

主な取組	具体例	所管
環境教育・環境学習の充実	環境フェスティバルや自然観察会、工場見学などの市民が環境について気軽に知る機会を創出します。また、企業や大学等と連携した環境教育プログラムガイドブックの作成やエコひろばを活用した環境学習の展開などにより、全世代への環境教育・環境学習の充実を図ります。	環境政策課、学習支援課、ごみ減量対策課、館クリーンセンター、戸吹クリーンセンター、まちなみ景観課
	環境教育・消費者教育に資する冊子の作成や自然に触れ合う体験教育の支援などにより、学校教育現場における環境教育の充実を推進します。また、環境教育に関する指導力の向上など教員の環境教育への意識向上を図ります。	環境政策課、ごみ減量対策課、水環境整備課、消費生活センター、教育指導課、まちなみ景観課
自然体験の機会の創出	「体験の機会の場」との連携により、環境教育や自然と触れ合う機会の創出を図ります。	環境政策課
	里山や公園の管理や親水空間の整備、農業体験など、市民が気軽に自然と触れ合う場の創出を図ります。	環境保全課、公園課、水環境整備課、農林課

②環境に関する情報発信と啓発の推進

基本
目標Ⅲ

主な取組	具体例	所管
役立つ環境情報の発信	環境の現状や補助金制度に関する情報、市民活動団体が実施する講座情報など環境に関する情報を SNS や広報誌、動画配信など多様な手法を用いて効果的に提供します。	環境政策課、環境保全課、ごみ減量対策課、水環境整備課、協働推進課

【コラム】子どもの自然体験の重要性（作成中）

「生物多様性に関する世論調査」（令和4年内閣府）では、若い世代ほど自然への関心度が低くなる傾向が報告されており、海や川で泳いだり、昆虫をつかまえたりしたことのある子どもの割合は10年前と比べ減少傾向を示しています（「青少年の体験活動等に関する意識調査」（R3年国立青少年教育振興機構））。

しかし、近年のさまざまな研究成果によって、これまで直感的に捉えられてきた子どもの自然体験の重要性に裏付けがされてきています。

例えば、幼少期にキャンプや登山、川遊びなどの自然体験を多く体験した子どもは、高校生の時に自尊感情（自分に対する肯定的など）や外向性が高くなる傾向が見られ、小学生の頃に行った体験活動の経験は、長期間経過しても、その後の成長により影響を与えていることが判明しました。さらに、自然体験が豊富な子どもほど探究力が身に付いており、主体性や想像力、コミュニケーション能力などに代表される非認知能力を養うことに効果があることが指摘されています。

また、子どもの成長の観点だけでなく、環境保全の観点からも重要です。地域の緑地に行く子どもは生物多様性への親近感や保全意欲が高くなるとの研究結果や子どもの頃の自然体験量が生きものへの好感度強く影響することが知られており、多種多様な生きものと共存していくためには、幼少期の自然体験を豊かにし、生きものに対する好感度を高めていくことが重要と指摘されています。

幼少期の自然体験の消失は、大人になった際の自然への旅行頻度やレクリエーションに対する参加頻度を減少させることも懸念されており、自然体験の消失が自然に対する興味や関心、保全意識を大きく衰退させるだけでなく、人々の健康や生活の質にも影響を及ぼしかねません。

※国立青少年教育振興機構（令和3年）青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）

国立青少年教育推進機構 令和2年度体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクトの青少年の体験活動の推進に関する調査研究報告書

Hosaka T, Sugimoto K, Numata S (2017) Effects of childhood experience with nature on tolerance of urban residents toward hornets and wild boars in Japan.

PLOS ONE

T Hosaka, S Numata, K Sugimoto (2018) Research Note: Relationship between childhood nature play and adulthood participation in nature-based recreation among urban residents in Tokyo area, Landscape and Urban Planning.

5-2 環境に配慮した暮らしの実現

日々の生活での経済活動や消費活動は、直接的・間接的に環境に影響を及ぼしています。ひとり一人が環境負荷を引き起こす原因者であるという自覚を持ち、環境や生物多様性に配慮した行動にシフトしていくための取組を進めるとともに、多様なパートナーとの連携によるオール八王子での環境保全活動の推進を進めます。

<市民に期待される取組>

- ・環境認証商品などの自然環境や生物多様性に配慮した商品を選びます。
- ・生活に支障のない範囲で省エネや繰り返し使用可能な商品の選択など環境配慮行動に努めます。
- ・環境保全や人材育成にかかわる活動に参加します。

<事業者期待される取組>

- ・サプライチェーンを含め、環境負荷の少ない事業活動に転換します。
- ・グリーン購入の導入や環境認証を得た商品を調達します
- ・CSR活動などによる、環境保全活動や自然体験活動を実施し、環境保全や人材育成に貢献します。
- ・地域や自治体と連携した主体的な環境保全活動を実施します。

【成果指標】

指標	現状値	目標値（2033年度）
生物多様性や豊かな生活環境の保全のために行動した市民の割合	79.4%（2022年度）	90%
市民一人当たりの二酸化炭素排出量	3,480kg - CO ₂ （2020年度値）	2,340kg - CO ₂ 未滿

写真又はイラスト

- ・グリーン購入
- ・エシカル消費
- ・クールセンター八王子
- ・セブンイレブンの高尾の森自然学校など



【個別施策】

①環境配慮につながるライフスタイル変容の促進

基本
目標Ⅲ

主な取組	具体例	所管
市としての率先行動の推進	環境負荷の少ない製品を積極的に購入するグリーン購入*やペーパーレス化などの推進により、市役所からの環境負荷低減を図ります。	全所管
	温室効果ガスの排出量削減など環境負荷の低減を図るため、八王子市役所環境マネジメントシステム（H-EMS）を推進します。	環境政策課
市民・事業者への行動変容の促進	広報や消費生活ニュース、イベントなど様々な機会を活用して、エシカル消費*の普及を促進します。	消費生活センター
	ナッジ理論*などを取り入れた新たな啓発方法等の調査・活用により、環境配慮行動の促進を図ります。	環境政策課
	八王子市地球温暖化防止活動センター（クールセンター八王子）や地球温暖化防止活動推進員との協働により、地球温暖化防止活動を推進します。	環境政策課

②持続可能な社会の形成に関わる人材の育成・支援

基本
目標Ⅲ

主な取組	具体例	所管
担い手の育成・支援	環境保全活動にかかわる里山レンジャーズや生ごみ資源化活動にかかわる生ごみリサイクルリーダーなどの人材育成に合わせて、環境市民会議など地域の環境にかかわる担い手の活動を支援します。	環境政策課、環境保全課、ごみ減量対策課
	川の学習サポーター養成講座など環境教育・環境学習にかかわる人材の育成を推進します。	環境政策課

③多様なパートナーとの連携の強化

基本
目標Ⅲ

主な取組	具体例	所管
地域との連携の推進	産学官民の連携による環境保全に関するネットワークの構築を推進します。	環境政策課
	アドプト制度や地域と連携した清掃活動などの実施により、地域住民や地域企業との連携を促進します。	公園課、路政課、水環境整備課
	社会福祉協議会が運営するボランティアセンターと連携し、地域で活動したい人と環境にかかわる活動のマッチングを図ります。	環境政策課・福祉政策課
	多くの大学が立地する本市の特色を活かして、大学など教育・研究機関との連携を図ります。また、学校敷地内のみどりの自然共生サイト認定に向けた連携を促進します。	関連所管
広域的な連携の推進	みどりの連続性の確保やごみの広域処理など、周辺自治体との連携強化を図ります。また、中核市の権限を活かした国への働きかけを促進します。	関連所管
	民間企業との協定による保全活動の推進や民間企業の活動場所の提供など、環境保全活動に活発な企業との連携を強化します。	関連所管

【コラム】 企業との連携による環境保全

(作成中)

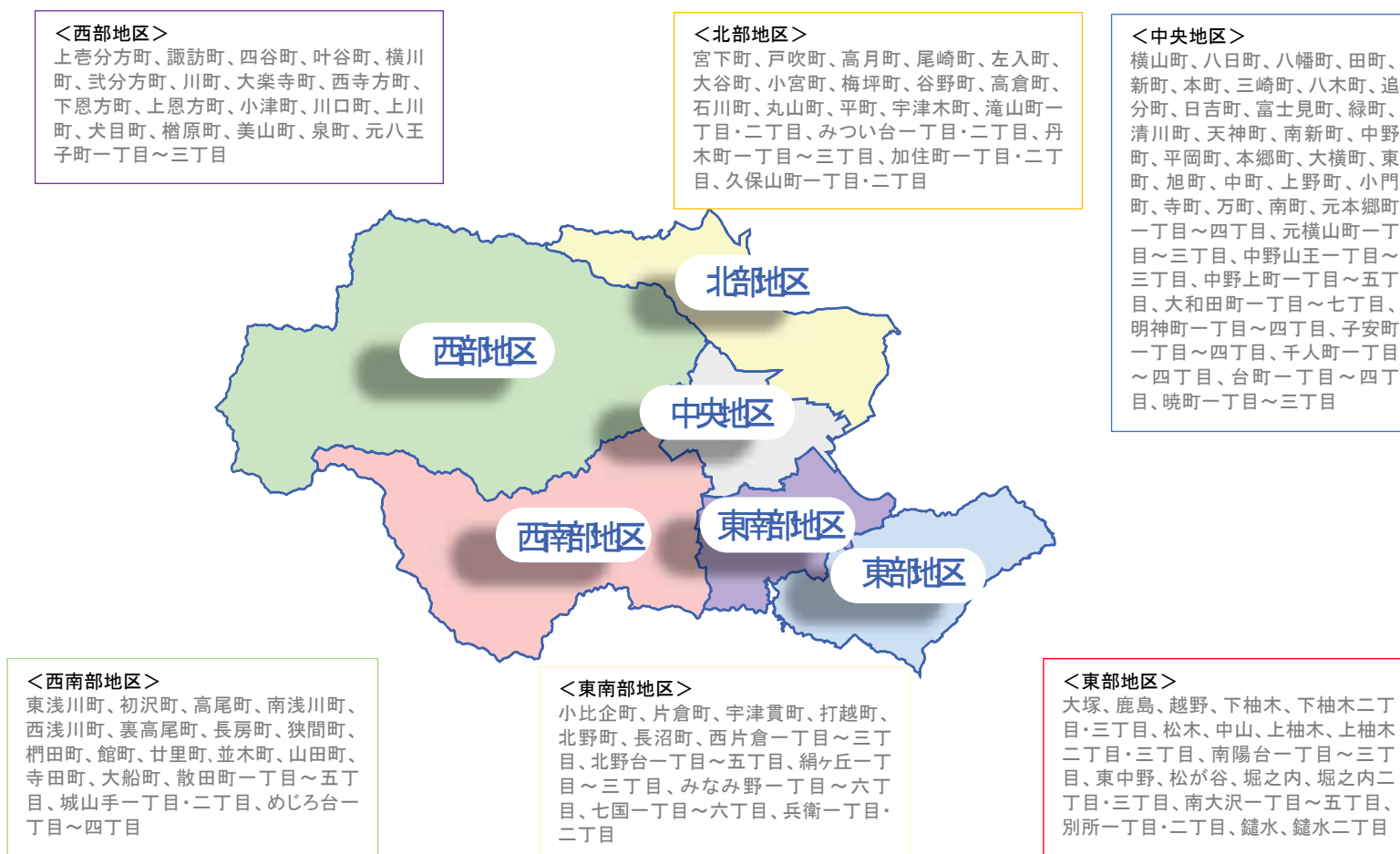
上川の里での企業連携 (HONDA、NTT ドコモ、コカ・コーラ)

企業の SDGs への貢献内容を記載

第5章 地域の行動

地域の環境を保全し、回復させるためには、行政の環境施策を推進するとともに、市民・事業者の自発的な環境保全活動が不可欠となってきます。この章は、市民・事業者の取組として、環境市民会議が中心となり、市内6地区ごとに、めざす環境の姿を定め、地区の環境の現状と課題を整理し、その解決に向けた主な取組を示しています。

環境市民会議は、環境基本条例に基づき、市内を6地区に分け、各地区の市民・事業者によって自発的に環境保全活動を実践する組織として、平成14年7月に設立されました。身近な環境について話し合い、地区内の環境をより良くするために行動し、取組の推進力となる組織で、小・中学生を対象とした環境教育の支援や自然体験講座、省エネ教室、ごみの分別講座などといった活動を行うなど、地域における環境保全活動に積極的に取り組んでいます。



中央地区

①地区のあるべき姿

災害に強く、水生生物の生息する清らかな浅川、その周辺は緑地が広がり、運動、レクリエーション、学習の場として、人々が安心して憩う環境。豊かな自然と、文化・芸術・歴史・伝統を発信する施設に恵まれた八王子の中心のまち。

②5 か年(平成31年～令和 5 年)の主な取組

- ・地球温暖化問題に対し CO2 の排出が少ない生活の推奨やプラスチック等廃棄ごみ問題のアピール活動を行いました。
- ・自然体験講座を開催し、自然に親しみ、歴史を学ぶことができました。また、小学生のみどりに親しむ支援をしました。
- ・河川及び緑地環境の保全活動を継続しています。巡回・調査・保全・ゴミ回収などの課題を持って取組み、実態を広報しています。

③地区の現状と課題

- ・市民の CO2 削減行動の成果は見られず、海洋プラスチック問題等ごみ問題に歯止めがかかっていません。どちらも市民の意識と行動の変容が必要です。
- ・中心市街地により樹林地が小規模で点在する状況であり、公園・緑地、街路樹、敷地内樹木の維持管理によるまちなか緑化の推進が必要です。
- ・河川では生きものの生息状況など生物多様性への注意が必要です。また、インフラ整備で水質は良くなりましたが、ポイ捨てゴミの問題が残っています。
- ・投資効果の少ない斜面地に緑地が残っており、管理状況が課題です。「里山」のイメージで作られた緑地にも担い手不足があり、様々な活動の担い手育成が急務です。

地区の代表的な自然環境と生態系サービス



甲州街道のイチヨウ並木
【文化的サービス】

- ・市の木であるイチヨウが甲州街道の追分より高尾方面と市森神社より立川方面に並ぶ



六本杉公園、子安神社の湧水
【供給サービス・文化的サービス】
・東京の名水57選に選ばれている。

④これからの地区の主な取組

項目	取組内容
地球温暖化防止のためのライフスタイルの推奨	イベントや市民センターまつり等に参加し、市民にCO2削減のライフスタイルを推奨します。
海洋プラスチック問題等環境負荷問題への対応	海洋プラスチック問題を中心に生活の中でごみが環境負荷にならないような生活を推奨するとともに清掃活動を行います。
エコひろばの活動及び八王子浅川水辺の楽校運営協議会の環境教育活動を連動した支援	自然体験講座、学校の環境教育支援活動、川の学習サポーター養成講座、魚の放流、ガサガサ探検隊への積極的な支援を実施します。
まちのみどりの保全	地域のグリーンマップでみどりの保全への啓発を推進し、アドプト活動や小学生のみどりに親しむ支援を行います。
河川を対象に巡回・調査・保全活動を継続	河川環境の状況を巡回、水質・水生生物・植物・野鳥の調査、ゴミの回収などを行い広報します。
緑地保全活動への支援活動を継続	館さとやまくらぶと連携し、館クリーンセンターでの緑地保全活動に協力します。



浅川水系

【基盤サービス・文化的サービス】

・南浅川・北浅川・川口川との合流地
浅川は景観的にも価値ある一帯で、
自然環境保全上有用な場所。

写真

北部地区

①地区のあるべき姿

谷地川に豊かで清らかな水が流れ、川の周辺や加住丘陵では豊かなみどりが適正に管理され、水源かん養をはじめ、NO₂ の吸収や四季折々の景観などが持続的に保護されるよう町会・自治会などの地区内の各種団体と連携がはかられ、環境学習や美化活動が活発に取り組みられているまち。

②5 か年(平成31年～令和 5 年)の主な取組

- ・各団体と協働した緑地保全活動を継続しています。
- ・環境教育学習支援として小宮小学校において「多摩川を対象に、概要調査・テーマ別調査・調べ学習・校内発表」と、学習全体を把握できるプロセスを実施し、宇津木台小学校でも学習支援活動を進めています。
- ・生物多様性保全のため、生態系被害防止外来種「アメリカオニアザミ」の駆除や、周知啓発用チラシの作成、チラシを活用した土地の管理者への駆除の依頼など活動を推進しました。

③地区の現状と課題

- ・谷地川は流域の下水道が整備されましたが、水質の改善がなかなか見られません。
- ・人の目が届きにくい場所や幹線道路沿いでごみの不法投棄が認められます。
- ・加住丘陵の内、地域活動団体による緑地保全活動が行われている地域については継続改善がみられますが、北西部など、人の手が加えられていない地域は、樹木の荒廃が進んでおり、「ナラ枯れ」の拡大を抑制する必要があります。
- ・地域内の様々な環境保全活動との交流をおこない、地域全体としての協働活動を進めることが必要です。
- ・地域と連携した活動をすすめるために、環境市民会議の認知度の向上が必要です。
- ・地域の小・中学生が地域にある貴重な自然資源や歴史文化を知る機会が少なく、今後、環境教育を推進するためにも支援校を増やすことが必要です。
- ・地域内に国道20号、国道16号、同バイパス、新滝山街道などの多くの幹線道路があります。二酸化窒素濃度はやや減少の状況ですが、大型ショッピングモールの建設や道路の開通も予定されており、引き続き大気測定を継続し、現状を認識することが必要です。
- ・幹線道路沿いや開発地区の拡大に伴い、十分に管理されない外来生物の侵入が見られ、今後とも注視していく必要があります。

④これからの地区の主な取組

項目	取組内容
谷地川の調査と清掃活動	水質・生きもの調査を実施しますほか、清掃活動を実施します。
緑地保全活動	各種環境保全活動団体と協働して、緑地保全活動を行います。
環境教育・環境学習などの推進	地元小・中学校を対象に自然環境の中での環境教育支援を実施します。
大気汚染測定	幹線道路沿いや住宅地などで NO2 簡易測定を実施します。
地域との協働活動の推進	環境マップを活用して地域住民や環境活動団体と協働した活動を進めます。

地区の代表的な自然環境と生態系サービス



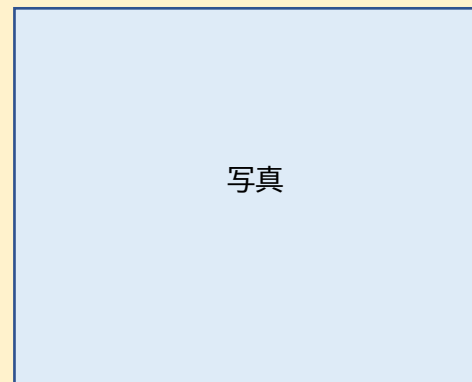
滝山城跡群
 【文化的サービス】
 ・日本有数の古城、山城としての歴史的価値が高い。



高月田園地帯周辺
 【基盤サービス・供給サービス】
 ・散策などで懐かしさを感じる里山の風情を味わえる。



大谷緑地
 【基盤サービス・調整サービス】
 ・・・・・・・・・・・。



谷地川
 【基盤サービス】
 ・・・・・・・・・・・。

西部地区

①地区のあるべき姿

--

②5 か年(平成31年～令和 5 年)の主な取組

<ul style="list-style-type: none">・・・

③地区の現状と課題

<ul style="list-style-type: none">・

④これからの地区の主な取組

項目	取組内容

西南部地区

①地区のあるべき姿

--

②5 か年(平成31年～令和 5 年)の主な取組

<ul style="list-style-type: none">・・・

③地区の現状と課題

<ul style="list-style-type: none">・

④これからの地区の主な取組

項目	取組内容

東南部地区

①地区のあるべき姿

きれいになった浅川、湯殿川、兵衛川や丘陵のみどりなど、豊かな自然と親しむことができるまち。河川や道路、公園など、たばこやごみのポイ捨てがないきれいなまち。地域の方々が環境に意識を持って行動するまち。

②5 か年(平成31年～令和 5 年)の主な取組

- ・宇津貫緑地で地域の方々と荒れた竹林を整備し、伐採した竹を再利用した親子の工作の講座を催しました。
- ・毎月、北野駅周辺の道路と湯殿川・下田橋周辺、大塚山公園の清掃し、まちの美化に努めました。
- ・「片倉城跡公園」、「片倉つどいの森公園」をフィールドとした自然観察会や湯殿川探鳥会を実施し、自然に親しむ活動をしました。

③地区の現状と課題

- ・下田橋周辺は北野駅にも近く、人の往来が多い場所であることから、川の土手や河川敷にごみのポイ捨てが見られます。
- ・たばこのポイ捨ても多くあり、清掃活動とともに喫煙マナーキャンペーンで啓発活動を行う必要があります。
- ・地域の学校の環境学習の支援をしていますが、支援者の高齢化とともに支援者が不足しています。
- ・ごみの分別は概ね良好ですが、更なるごみの減量として生ごみの資源化を進めるため、生ごみの回収が求められます。

地区の代表的な自然環境と生態系サービス

写真

宇津貫緑地

【基盤サービス・文化的サービス】
雑木林、谷戸など里山として動植物が豊富である。



片倉城址公園

片倉城跡公園・片倉つどいの森公園・

【基盤サービス・文化的サービス】
市民が自然に親しみやすく、探鳥会や観察会にも適している。

④これからの地区の主な取組

項目	取組内容
駅周辺のきれいさ評価や公園、川、町の清掃活動	地区内の6駅周辺でごみを拾い、分別・集計・グラフ化して状況を把握します。 毎月1回、北野駅周辺・下田橋周辺と大塚山公園の清掃活動を継続します。
河川の水質調査と大気汚染調査	5河川 14 カ所の水質調査を年1回、実施します。大気汚染調査は 9 カ所の測定場所で年2回、実施します。
環境フェスティバル・市民センター祭への出展	活動の紹介パネルやワークショップを通じて、市民が環境への関心が向くよう、啓発活動を実施します。
子供たちに環境をテーマとした講座の開催・川の学習支援	「クールセンター八王子」と共催し、親子参加で太陽熱の実験をし、自然エネルギーの講座などを実施します。
地域自然や歴史の調査や勉強会、自然体験講座の実施	地域の自然・歴史を学習し、自然体験講座を実施します。

写真

湯殿川周辺

【調整サービス・文化的サービス】

市民が自然に親しみやすく、探鳥会や観察会にも適している。



大塚山公園と絹の道

【文化的サービス】

多摩丘陵の自然とかつての産業や歴史を学べる。

東部地区

①地区のあるべき姿

緑連なる多摩丘陵には生物多様性がゆたかな生態系がさまざまな生き物により構成されています。重要里地里山 500 に選定されている2箇所のあるこの地域の自然は、人びとの生活に潤いを与えます。

②5 か年(平成31年～令和 5 年)の主な取組

- ・地区の環境関連団体と交流しながら、里地里山の保全や文化の継承活動をすすめました。
- ・川の学習や里山の水田学習、カイコやシルクの体験授業など、幼稚園・小学校での環境教育を支援しました。
- ・多摩丘陵での自然体験講座や里地里山の体験講座を開催し、自然への市民の親しみを向上させました。
- ・ウェブサイトの開設や各種のマップ・刊行物を発行して、情報を発信しました。

③地区の現状と課題

- ・多摩丘陵の開発がすすみ、谷戸での水田が耕作されなくなったり、里山の林などが手入れされず放置されているために、環境省が選定した重要湿地(多摩丘陵地帯の湧水湿地:絶滅危惧のトウキョウサンショウウオの生息地)を含めた自然環境の保全・再生が急務です。
- ・重要里地里山や重要湿地という豊かな自然が地域にあることを市民に周知し、地域の環境活動への若い担い手の参加を促し、活動の継承をはかる必要があります。

地区の代表的な自然環境と生態系サービス



宮嶽谷戸

多摩丘陵(由木地区)

【基盤、調整サービス】

重要里地里山 500 に絶滅危惧種のトウキョウサンショウウオと地域固有種であるタマノカンアオイの生息地として選定。また重要湿地としても指定されていて、谷戸奥の湧水湿地に湿地に特徴的な植物・動物があり、生物多様性が高い。



長池公園

長池公園【文化的サービス】

ニュータウン開発にあつて 里地里山の自然と文化をのこし里山風景を保全するために、雑木林や水田などがある公園として開設。重要里地里山 500 に選定されており、地域の固有種や絶滅の危惧される生物種の保全が園内で図られている。

④これからの地区の主な取組

項目	取組内容
里地里山の保全活動	重要里地里山 500 に選定されている長池公園や堀之内里山保全地域などで 里山・谷戸の環境を地区の環境関連団体と連携して保全します。重要湿地に指定されている湧水湿地での絶滅危惧動物の保護活動もすすめるほか、地域の里山文化の継承をはかります。
豊かな緑の環境維持	地域の環境を緑豊かなものにしたり 清掃活動に参加して、市民の生活の質の向上に寄与します。
環境のモニタリング	生物多様性について系統的な調査を継続して実施するほか、河川の水質(COD、大腸菌数)を定期的に検査したり大気汚染(NO ₂)の市民計測活動に参加します。
環境教育の支援	川の学習や里地里山里池での水田や環境学習・カイクやシルクの体験授業などを支援することにより、次世代をになう児童に地域のすばらしい自然と文化を伝えます。また里山にかかわる工芸などの体験の機会をもうけたり、環境学習拠点の整備とその運営に協力します。
市民による豊かな自然の理解の増進	東部地区の里地里山の豊かな自然や生物多様性を市民に紹介するために、自然観察路、樹木、みどりの道マップや里山の植物誌のリーフレットなどを刊行・配布します。ウェブサイトを活用して 地区のさまざまな自然や文化・歴史を紹介し、自然体験講座などの催しの周知や 環境市民会議の学習会などの成果を記録し 市民に発信します。東京都無形民俗文化財・民俗技術「南多摩のメカイ製作技術」の継承と後継者養成の活動を支援していきます。

写真

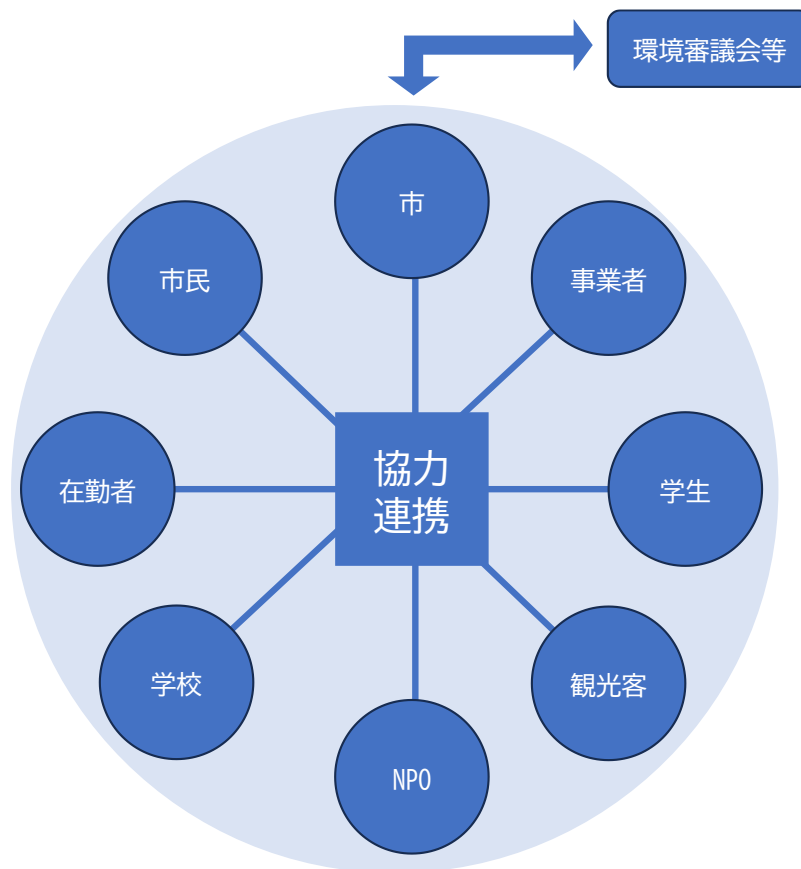
写真

第6章 計画を進めるために

6.1 計画の推進体制

推進体制

市民・事業者・行政が相互に連携を図りながら、市民、事業者、NPO、学校、在勤在学者等持続可能な社会の実現に向けた活動に取り組む多様な主体と連携・協力し、本計画に基づく施策を推進します。



進行管理

本計画の実効性を担保するため、PDCA サイクル（P：Plan、D：Do、C：Check、A：Action）を基本とし、計画の目標達成状況や取組の進捗状況の点検・評価を行います。点検・評価は、環境市民会議の代表や市民、市職員で構成される環境推進会議と各地区の環境市民会議での評価結果に基づき、総合的に進捗状況を把握します。また、進捗状況や取組状況は、環境白書などで公表していきます。



資料編

用語解説

第3次八王子市環境基本計画
～八王子市生物多様性地域戦略～
令和6年度（2024年度）～令和15年度（2033年度）

発 行 八王子市
編 集 八王子市環境部環境政策課
八王子市元本郷三丁目24番1号
電 話 042-620-7384
F A X 042-626-4416
E-mail b110400@city.hachioji.tokyo.jp